

第5次

新座市総合計画

(基本構想・前期基本計画)

令和5年度(2023年度)～令和14年度(2032年度)

未来もずっと

暮らしに『プラス』が生まれる

豊かなまち 新座



新座市イメージキャラクター
ゾウキリン

第5次新座市総合計画

(基本構想・前期基本計画)



埼玉県新座市



はじめに

新座市長 並木 傑 まさる



新座市は、首都近郊に在りながら、武蔵野の面影を感じられる豊かな自然に恵まれております。本市では、こうした強みや特性を最大限にいかしながら、「住んでみたい、ずっと住み続けたい」と思っただけの魅力あるまちの実現を目指して様々な取組を進めているところです。

第5次新座市総合計画は、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間における福祉、教育、都市整備など市政の全ての分野における施策を総合的かつ計画的に進めるために策定したものであり、市政推進に当たっての最も基礎となる最上位の計画です。

本計画では、令和14年度（2032年度）において、本市が目指すべき将来都市像として、

「未来もずっと 暮らしに『プラス』が生まれる 豊かなまち 新座」

を掲げました。

新型コロナウイルス感染症、地球温暖化、SDGsなど世界的な潮流の影響を受け、デジタル化の加速やゼロカーボンの推進など、地方自治体はこれまでの日常から急速な変化を求められており、新たな時代への過渡期にあります。

今後は、こうした社会情勢の変化に適切かつ柔軟に対応しながら、本計画に基づき、あらゆる世代の皆様の暮らしに様々な『プラス』をもたらすことができるよう市政を推進してまいりますので、一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、御尽力いただきました新座市総合計画審議会委員、市議会議員の皆様を始め、御意見、御提言を頂きました多くの皆様に心から御礼申し上げます。御挨拶といたします。

令和5年（2023年）3月

目次

第1編 序論

第1章 計画策定の背景

第1節 策定の趣旨	2
第2節 策定の視点	4
第3節 計画の構成と期間	5

第2章 新座市の現況

第1節 新座市を取り巻く社会状況	6
第2節 新座市の概況	10
第3節 新座市の人口	12
第4節 新座市の財政状況	16
第5節 市民意識	18
第6節 まちづくりの基本的な課題	31

第2編 基本構想

第1章 基本方向	36
----------	----

第2章 将来都市像	37
-----------	----

第3章 基本政策

基本政策① 福祉健康 みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち	40
基本政策② 教育文化 生きる力と生きがいを育むまち	42
基本政策③ 都市整備 やすらぎと利便性が共存するまち	44
基本政策④ 市民生活 にぎわいと環境が調和するまち	46
基本政策⑤ 安全安心 安全・安心を実感できるまち	48
基本構想の推進のために	50

第3編 前期基本計画

第1章 基本政策① みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち【福祉健康】	56
-------------------------------------	----

第1節 子育て支援	58
第2節 高齢者福祉	62
第3節 障がい者福祉	64
第4節 生活困窮者支援	66
第5節 健康づくり・保健衛生	68
第6節 国民健康保険・国民年金	70
第7節 地域福祉	72

第2章 基本政策② 生きる力と生きがいを育むまち【教育文化】	74
--------------------------------	----

第1節 就学前教育	76
第2節 学校教育	78
第3節 青少年健全育成	82
第4節 生涯学習	84
第5節 文化芸術	86
第6節 スポーツ・レクリエーション	88

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】	90
第1節 都市づくり	92
第2節 公共交通網	94
第3節 公園・緑地	96
第4節 道路	98
第5節 河川・水路	100
第6節 上水道	102
第7節 下水道	104
第4章 基本政策④ にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】	106
第1節 地域活動	108
第2節 地域経済振興	110
第3節 環境保全	114
第4節 生活環境	116
第5章 基本政策⑤ 安全・安心を実感できるまち【安全安心】	118
第1節 危機管理	120
第6章 基本構想の推進のために	124
第1節 共創のまちづくり	126
第2節 人権	128
第3節 シティプロモーション	130
第4節 行財政運営	134

第4編 地方創生総合戦略

第2期地方創生総合戦略	140
将来人口の推計及び成果目標	141

資料編

前期基本計画の財政見通し（一般会計）	144
KPI（重要業績評価指標）一覧	146
基本政策及び施策領域とSDGsの関係性	150
関連計画推進期間一覧	154
策定経過	156
策定体制	159
新座市総合計画策定条例	160
新座市総合計画審議会委員名簿	162
新座市総合計画審議会への諮問及び答申	163
新座市議会への提案及び議決	165
用語解説	166



第1編

序論

第1章	計画策定の背景	P2
第2章	新座市の現況	P6

第1章 計画策定の背景

第1節 策定の趣旨

新座市ではこれまで、将来都市像を示し、その実現に向けた施策を総合的・体系的に整理した長期計画を策定して、市政運営に取り組んできました。平成22年度(2010年度)には第4次新座市基本構想総合振興計画(以下「第4次基本構想」といいます。)を策定して、少子高齢化の進行や市民ニーズの多様化などの行政課題に対応しながら、将来都市像として掲げた「連帯と協働で築く 雑木林とせせらぎのある 快適創造都市にいざ」の実現に向けて取り組んできたところです。

こうした中、平成23年(2011年)8月に施行された地方自治法の一部改正により、基本構想の策定義務がなくなり、策定の要否については、市町村の判断に委ねられることとなりました。

新座市では、基本構想や基本計画については、市政運営の目標を明確にし、その目標を達成するための施策等を位置付ける最上位計画であることから、引き続き策定することとしました。また、計画の構成については、第4次基本構想までは基本構想及び基本計画の2層の計画としていましたが、より計画的に市政を推進すべきとの考えから、第5次となる計画は基本構想、基本計画及び実施計画の3層の計画とすることとしました。

これらの検討結果を整理し、基本構想等の計画策定や新座市総合計画審議会の設置、議会の議決など総合計画に関する基本的事項を定めた新座市総合計画策定条例を平成31年(2019年)3月に制定しました。

そして、第4次基本構想の計画期間が令和2年度(2020年度)をもって終了することから、第5次新座市総合計画(以下「総合計画」といいます。)の策定に向けて検討を進めていましたが、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス」といいます。)の影響や総合計画の裏付けとなる今後の財政見通しを立てることが難しくなったことから、総合計画の策定を2年先送りすることとしました。

この度、本市を取り巻く社会状況や課題を改めて整理した上で、今後10年間のまちづくりにおいて、本市が目指すべき姿や方向性を明らかにするため、令和5年度(2023年度)以降の市政運営の指針となる総合計画を策定するものです。

今後は、この計画に基づき、これまでのまちづくりの成果も踏まえつつ、10年先の将来を見据えた取組を進めていきます。

これまでの変遷

第1次

第1次新座市総合振興計画（基本構想）

計画期間 昭和48年度（1973年度）～昭和59年度（1984年度）
将来都市像 自然と人間の調和した住宅都市

第2次

第2次新座市基本構想総合振興計画

計画期間 昭和60年度（1985年度）～平成12年度（2000年度）
将来都市像 自然と人間の調和した健康都市

第3次

第3次新座市基本構想総合振興計画

計画期間 平成13年度（2001年度）～平成22年度（2010年度）
将来都市像 元気の出る 人と自然が共生する 快適環境都市

第4次

第4次新座市基本構想総合振興計画

計画期間 平成23年度（2011年度）～令和2年度（2020年度）
将来都市像 連帯と協働で築く 雑木林とせせらぎのある 快適創造都市にいざ

※ 令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）は、「市政運営の基本方針～難局を乗り越え、持続可能なまちを目指して～」に基づき、市政を推進しました。

第2節 策定の視点

総合計画の策定に当たって留意した点は、次のとおりです。

1 持続可能なまちの実現に向けた計画

人口減少・少子高齢化の進行を見据え、持続可能なまちの実現に向けた計画とします。また、「持続可能な開発目標 (SDGs) ^{*}

2 財政状況を踏まえた実効性のある計画

新座市の財政状況を踏まえ、施策・事業内容について検証し、実効性のある計画とします。

3 市民に分かりやすく職員が活用しやすい計画

従来計画体系を見直し、シンプルな構成とすることで、市民に分かりやすく、職員が活用しやすい計画とします。

第3節

計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」から構成します。

1 基本構想 【令和5年度(2023年度)～令和14年度(2032年度)(10年間)】

市政運営の指針となる長期構想であり、市が目指すべき将来都市像を掲げ、分野ごとの基本政策を示します。

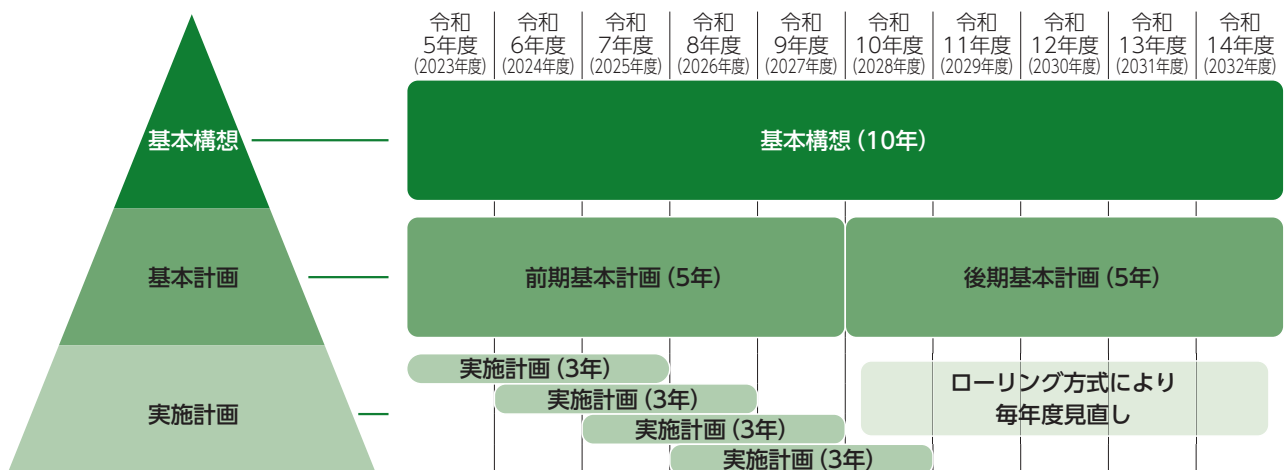
2 基本計画 【前期:令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)(5年間)】 【後期:令和10年度(2028年度)～令和14年度(2032年度)(5年間)】

基本構想に掲げる将来都市像及び基本政策を実現するため、各分野における施策の現況と課題や主な施策展開などを示します。

3 実施計画

基本計画に掲げる施策を推進するための主要な事業の概要、事業費などを示します。3年間を計画期間とし、事業の進捗状況等を踏まえ、毎年度見直しを行います。

第5次新座市総合計画の構成



分野別計画 総合計画の下、必要に応じて個別の計画を策定し、事業を円滑に実施します。

第2章 新座市の現況

第1節

新座市を取り巻く社会状況

1 新型コロナウイルスの影響

令和元年(2019年)末に発生が確認された新型コロナウイルスは、人々の健康や生命を脅かすとともに、医療提供体制に大きな影響を与えました。また、不要不急の外出自粛に加え、学校の休校や商業施設に対する営業自粛要請、感染防止対策を徹底するための新しい生活様式への適応など、人々の生活を一変させました。

これにより、人々の生活様式や子どもたちへの教育、働き方や価値観など、社会の構造が大きく変わることが予測されており、こうした社会変容を踏まえた、ウィズコロナ、ポストコロナの時代を見据えた取組が新たに求められています。

2 人口減少・少子高齢化の進行

我が国は出生数の減少などを背景として、平成20年(2008年)頃をピークに人口減少局面に突入しました。国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成29年(2017年))によれば、平成27年(2015年)に1億2,709万人だった総人口はその後も減り続け、令和35年(2053年)には1億人を下回ると予想されています。また、出生数の減少とともに、平均寿命が伸びていることを背景として、今後も少子高齢化の傾向が続くとされています。

人口減少と少子高齢化の進行は、経済規模の縮小につながるほか、年金・医療・介護等の社会保障の負担、給付が増加し、制度維持や財政面にも深刻な影響が及ぶとみられています。また、有識者でつくる民間団体が、将来的に「消滅する可能性が高い」自治体が896市区町村に上るとの試算を発表するなど人口減少に伴う自治体の存続に対する危機感がこれまでになく強まっています。

こうした状況に対応するため、国は東京一極集中と人口減少の克服を目指し、政府機関・企業の地方移転や、地方での起業支援などを重点的に進めている一方、各市区町村は「地方版総合戦略」を策定し、子育て環境の整備や移住者の呼び込みに取り組んでいます。

3 安全・安心な環境づくりの重要性

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災は、大規模な津波を伴い、東北地方を始め、甚大な被害を与えました。その後も、平成28年(2016年)4月の熊本地震のほか、西日本を襲った平成30年(2018年)7月豪雨、同年9月の北海道胆振東部地震、また、令和元年(2019年)には、9月に房総半島台風(台風第15号)、10月に東日本台風(台風第19号)と、非常に強い勢力の台風が立て続けに関東地方や近隣の地域に上陸するなど、近年、地震、風水害を始めとする自然災害が頻発しています。

そのため、被害を最小化する「減災」や、「自助」、「互助」、「共助」に向けた防災意識の向上、地域の支え合いを基盤とした自主防災組織の強化など、災害に強いまちづくりがこれまで以上に求められています。

一方、高度成長期以降に整備した社会資本の老朽化が全国で深刻な問題となっており、道路・橋梁などの都市インフラだけでなく、公共施設の維持管理・更新や老朽化対策が急務となっています。

暮らしの中では、高齢者を狙った特殊詐欺やインターネットを使用した犯罪が問題となっており、地域全体で安全・安心な環境づくりに取り組むことが求められています。

4 技術革新の進展

近年、AI(人工知能)^{*}やIoT(モノのインターネット)^{*}、多様かつ複雑な作業を自動化するロボットなどに代表される技術革新が世界規模で進展しています。国においては、こうした先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立し、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができるような新たな社会「Society5.0^{*}」の実現を目指しています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大において行政のデジタル化の遅れが浮き彫りとなる中、国においては、社会経済活動全般のデジタル化の推進を通じて制度や政策、組織の在り方等をそれに合わせて変革していく社会全体のDX(デジタル・トランスフォーメーション)^{*}の取組を加速しています。令和3年(2021年)5月にデジタル改革関連法が成立し、同年9月にデジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するデジタル庁^{*}が設置され、マイナンバーカードの利便性向上や押印の見直しなど、国民目線で行政サービス向上につながる取組をできるものから積極的に実践するとしています。

5 SDGs^{*}の達成に向けた取組

平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標(SDGs)」が全会一致で採択されました。SDGsは17の目標(ゴール)と169のターゲットで構成され、地球環境や経済活動、人々の暮らし等を持続可能なものとするために、全ての国連加盟国が令和12年(2030年)までに取り組む国際目標です。

我が国においても「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンが示されたことにより、地方公共団体、民間企業、金融機関等の多様なステークホルダー^{*}による取組の活性化が重要視されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2節 新座市の概況

1 位置と地勢

新座市は、埼玉県の最南端に位置する総面積22.78km²の市です。県内では朝霞市、志木市、所沢市、三芳町の3市1町と接するほか、東京都の練馬区、西東京市、東久留米市、清瀬市と接しています。

北部を柳瀬川、南部を黒目川が流れ、両河川に挟まれた中央部は野火止台地と呼ばれる高台となっています。

東京都心から約25km圏内に位置し、JR武蔵野線、東武東上線、西武池袋線のほか、国道254号、国道463号によって東京都や県央と結ばれています。

新座市は、自然を多く残しながら、首都圏へのアクセスの利便性が高いなど、住環境や立地条件に恵まれた住みやすいまちであるといえます。

図表 新座市の位置



2 沿革

新座市の名称は、奈良時代に朝鮮半島の新羅しらぎから渡来人が移住し、「新羅郡」しらぎぐんが置かれたことに端を発しており、その後は「新倉郡」にいくらぐんや「新座郡」にいざぐんなどと名称が変遷していきました。

鎌倉時代から南北朝時代にかけては、武蔵武士むさしぶしが台頭し、片山郷かたやまごうの出身である片山氏が黒目川流域を中心に活躍しました。また、普光明寺や氷川神社を中心とする柳瀬川流域おおわだごうの大和田郷おおわだごう一帯も文化的な発展を遂げました。

近世に入り、江戸時代には、野火止台地が開拓され、野火止用水の開削や畑・雑木林の整備が行われたほか、川越街道の整備や平林寺の移転などを経て、「肥沃な農村地帯」として発展してきました。

明治時代には、多くの村が合併して「大和田町」と「片山村」となり、昭和30年(1955年)3月にこの二つの町村が合併して新座町が成立しました。さらに、昭和45年(1970年)11月、県下で30番目の市として市制を施行し、現在の新座市となりました。

その後、宅地開発が進み、首都近郊のベッドタウンとして発展し、近年では、三つの大学が立地する文教都市の性格も有しています。

第3節

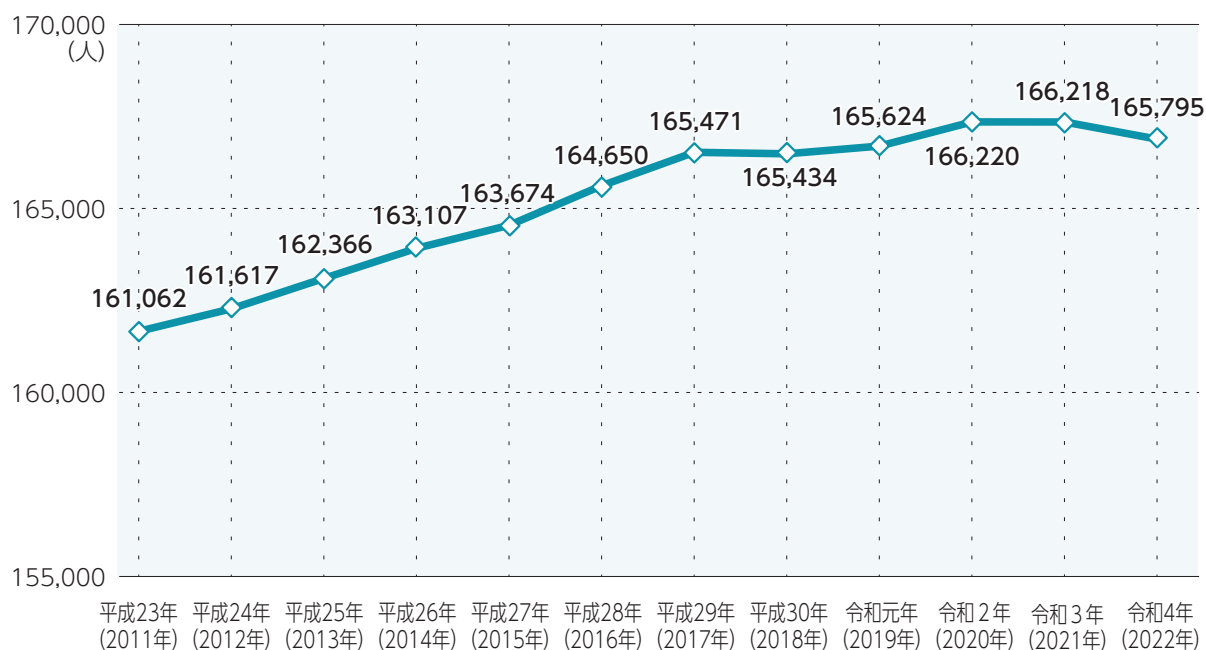
新座市の人口

1 人口の推移

(1) 総人口の推移

平成23年(2011年)から令和4年(2022年)までの総人口(各年10月1日時点の住民基本台帳人口及び外国人登録人口の合計)の推移を見ると、緩やかに増加しています。

図表 総人口の推移



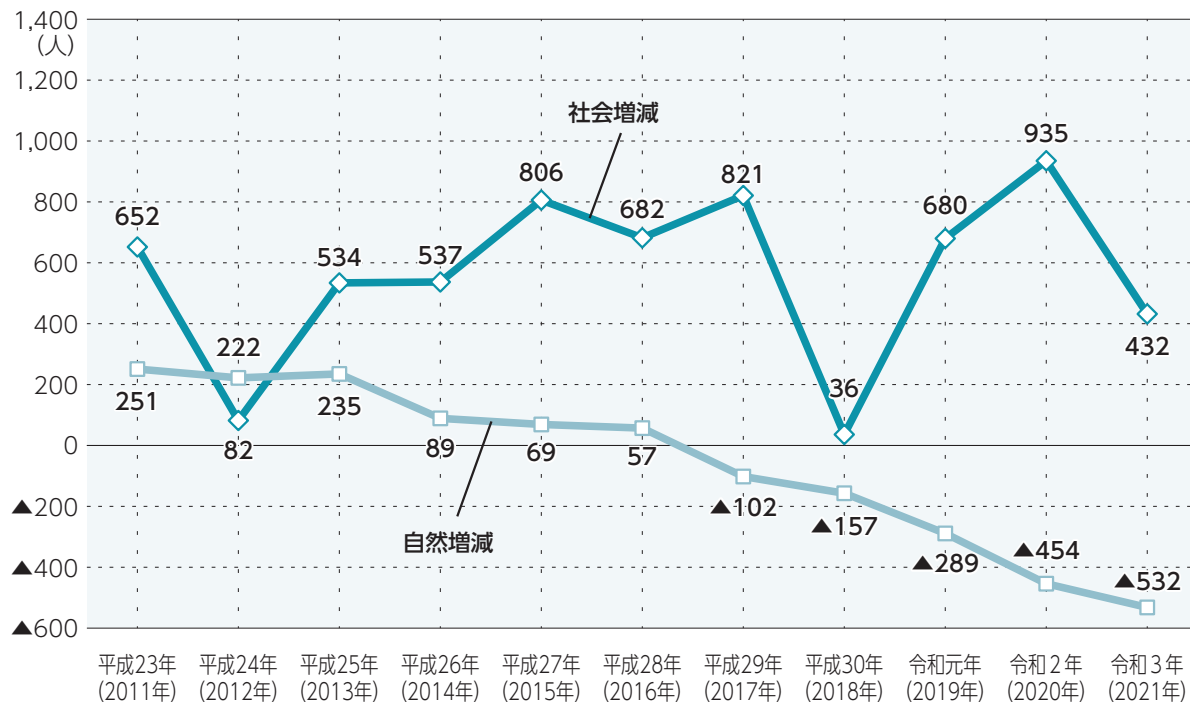
資料:「住民基本台帳人口」「外国人登録人口」(各年10月1日現在、新座市)

(2) 人口動態の推移

人口動態を見ると、平成28年(2016年)までは出生者数が死亡者数を上回る人口の自然増が続いてきましたが、平成29年(2017年)以降は出生者数が死亡者数を下回り、令和3年(2021年)は532人の自然減となっています。

一方、転入者が転出者を上回る社会増が続いており、令和3年(2021年)は432人の増となっています。

図表 人口動態の推移



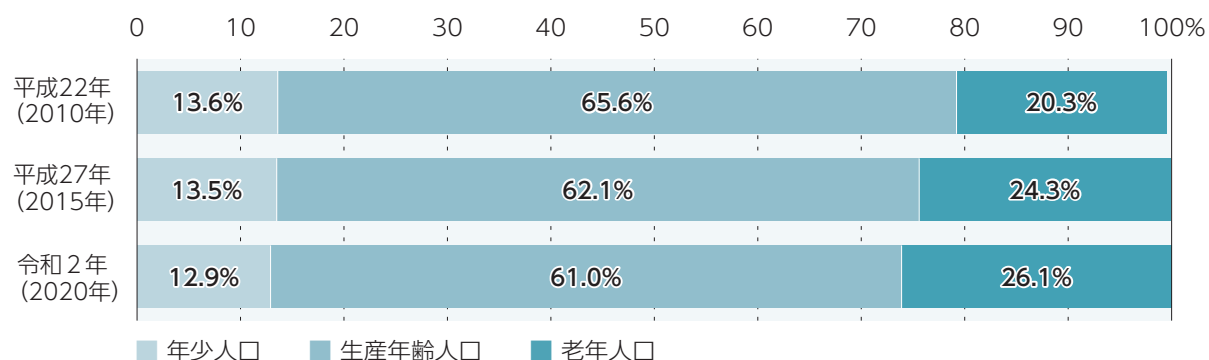
資料:「住民移動月報」「人口動態一覧表」(新座市)

第2章 新座市の現況

(3) 年齢3区分別人口比の推移

新座市の年齢3区分別人口比の推移(平成22年(2010年)～令和2年(2020年))を見ると、年少人口(0～14歳)が13.6%から12.9%へと0.7ポイント、生産年齢人口(15～64歳)が65.6%から61.0%へと4.6ポイント減少する一方、老年人口(65歳以上)は20.3%から26.1%へと5.8ポイント増加しており、少子高齢化が進行していると考えられます。

図表 年齢3区分別人口比の推移

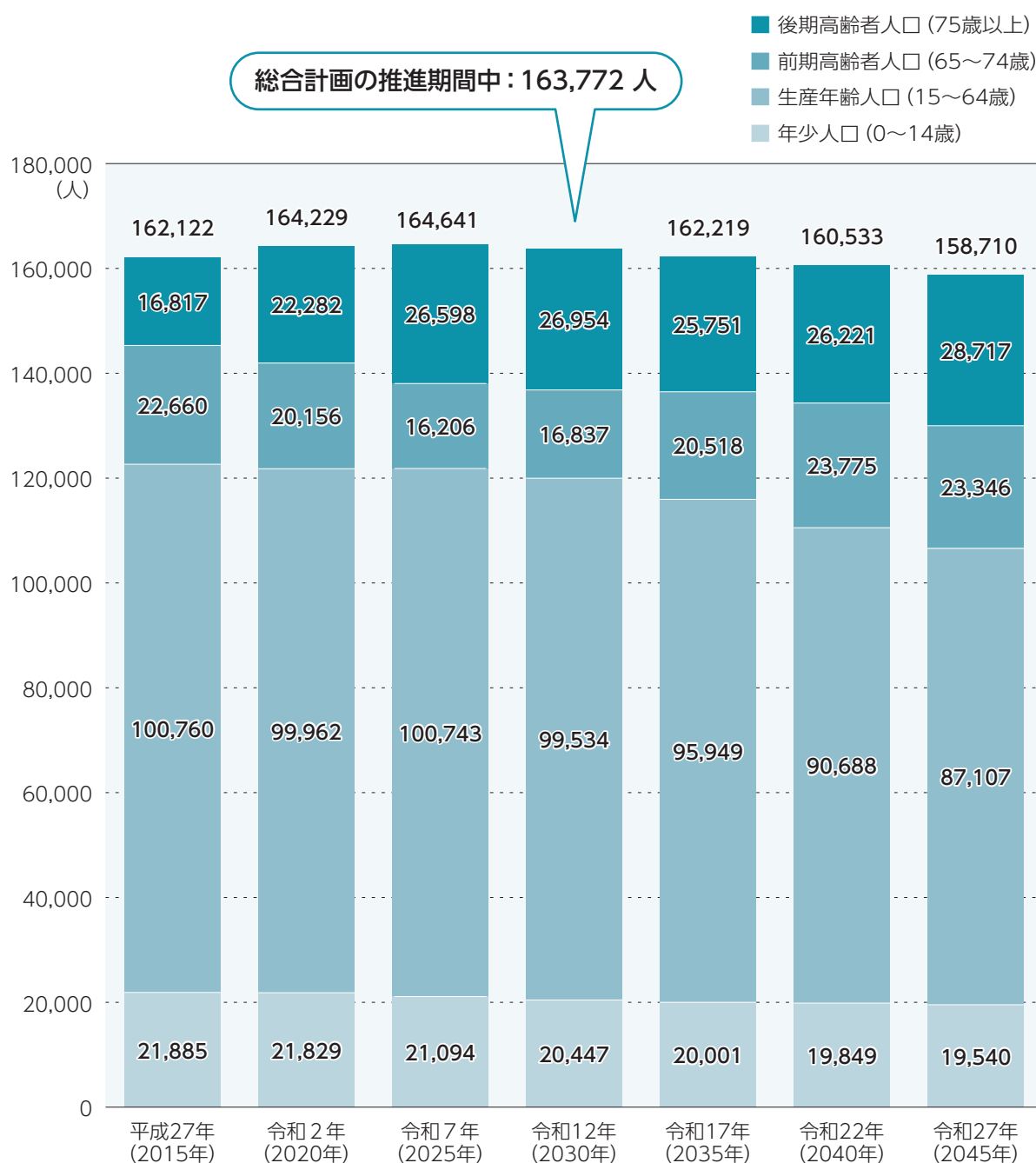


資料:「国勢調査」(総務省)

2 人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、総合計画の推進期間中である令和12年(2030年)には、新座市の人口は163,772人(国勢調査人口ベース)となるとされており、その後も緩やかに減少していくことが予測されています。

図表 国立社会保障・人口問題研究所による推計(平成30年(2018年)3月)



第4節

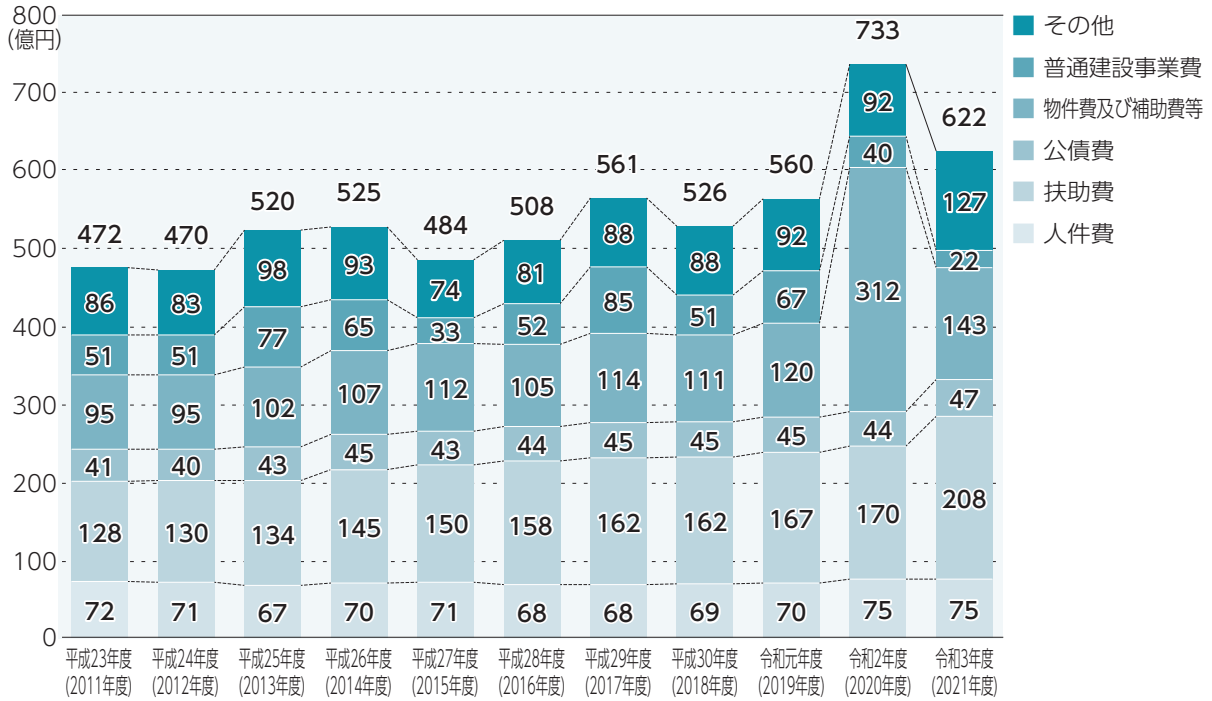
新座市の財政状況

新座市の少子高齢化の進行は、財政状況にも反映されているところであり、歳出については、扶助費^{*}を始めとした社会保障関連経費が増え続けています。これは全国的な傾向ですが、加えて新座市は独自の事業を積極的に展開してきたことも要因として伸びが顕著になっています。

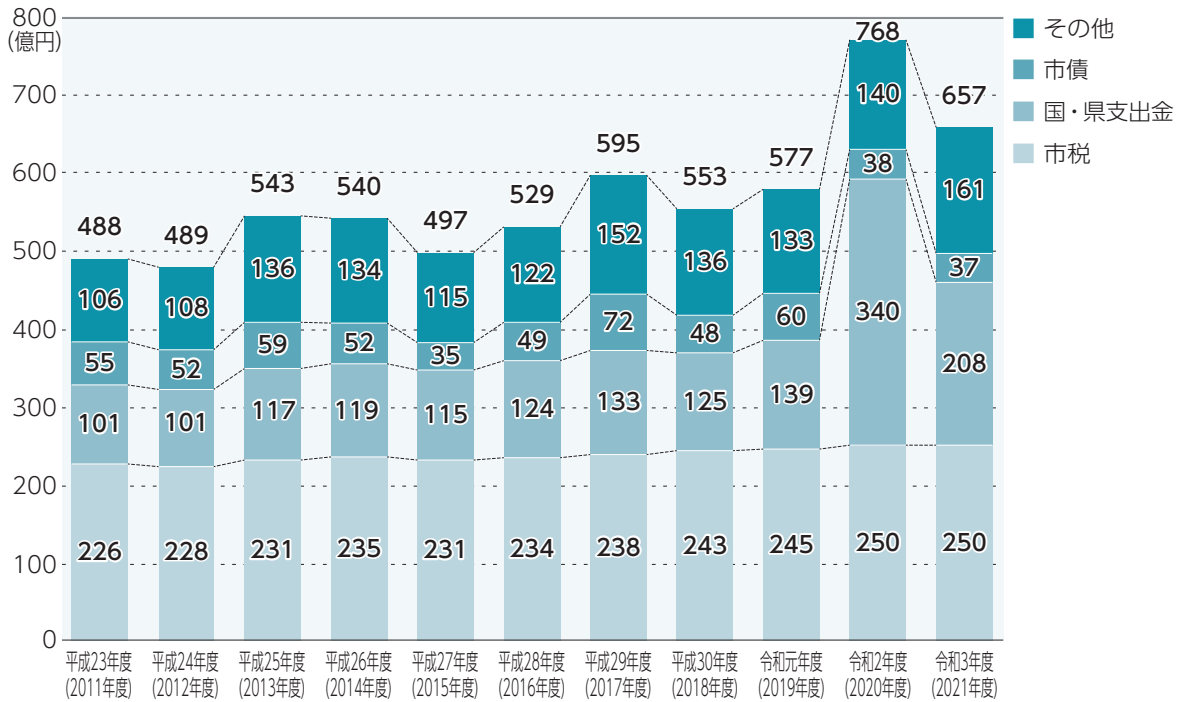
一方、歳入については、財源の中心である市税は微増傾向にあるものの、事業を維持していくためには十分ではなく、不測の事態に備えるための財政調整基金^{*}の取崩しや不用土地の売払いなど、臨時的な財源により対応してきましたが、このような財源も限りがあることから、平成30年(2018年)9月に財政健全化方針を策定し、財政運営の立て直しに向けた取組を進めてきました。

そのような中で発生した新型コロナウイルスは市政運営に大きな影響を与え、その対策を講じるため、国の交付金の活用に併せ、財政調整基金の取崩しや他の基金を廃止して財源を捻出しながら対応しました。こうした結果、本市の財政調整基金は少額となり、この先の財政運営が更に厳しいものとなることが予測されたことから、令和2年(2020年)10月から令和4年(2022年)3月までの約1年半の間、財政非常事態宣言を発出し、事業の削減を通じて歳出の抑制を図った経緯があり、今後も引き続き財政健全化に向けた取組を行うこととしています。

図表 歳出 (決算額)



図表 歳入 (決算額)



※ 令和2年度 (2020年度) は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付や、特別定額給付金の給付事務等により、歳入・歳出ともに大幅に増加しています。

第5節

市民意識

市民の生活環境に対する意識や市政への要望、評価などを把握し、今後の市政運営の基礎資料とするため、「新座市民意識調査」を実施しました。

第14回新座市民意識調査(平成30年度(2018年度)実施)

- 調査対象 6,000人(無作為抽出による20歳以上の市民)
- 調査期間 平成30年(2018年)6月16日から同年7月16日まで
- 回収数 2,626票

比較データ

第13回新座市民意識調査(平成25年度(2013年度)実施)

- 調査対象 6,000人(無作為抽出による20歳以上の市民)
- 調査期間 平成25年(2013年)10月11日から同月28日まで
- 回収数 2,918票

第12回新座市民意識調査(平成20年度(2008年度)実施)

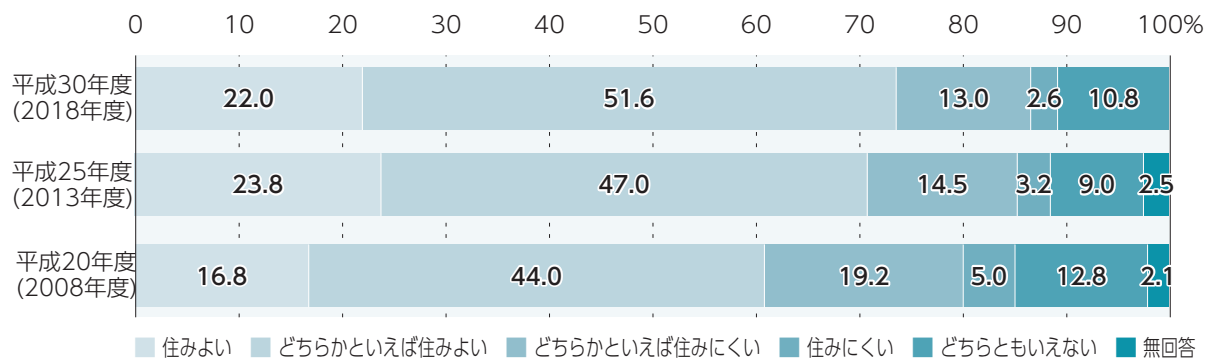
- 調査対象 6,000人(無作為抽出による20歳以上の市民)
- 調査期間 平成21年(2009年)2月13日から同月27日まで
- 回収数 3,073票

1 住み心地・定住意向

(1) 新座市の住み心地

「住みよい」と「どちらかといえば住みよい」を合わせた肯定的な意見は計73.6%で、平成25年度(2013年度)調査時(計70.8%)と比べて2.8ポイント、平成20年度(2008年度)調査時(計60.8%)と比べて12.8ポイント伸びており、長期的に見て、住み心地が良いと感じる市民の割合が多くなっていることが分かります。

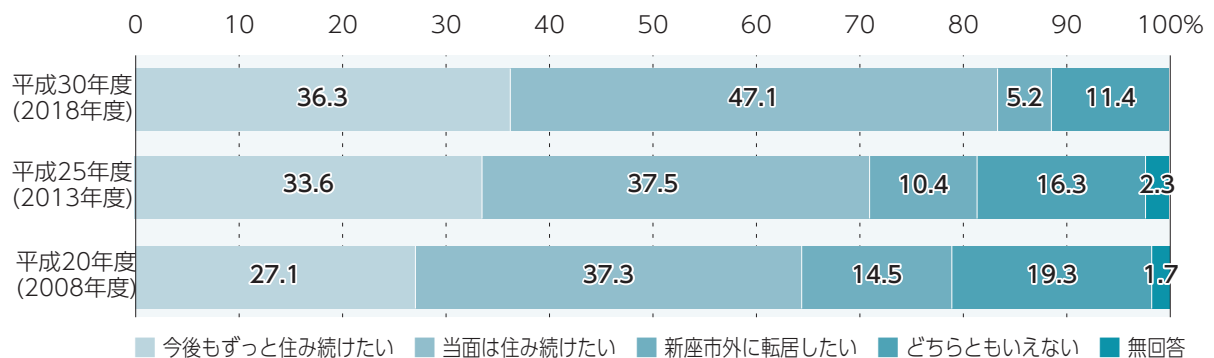
図表 新座市の住み心地



(2) 定住意向

平成30年度(2018年度)は「当面は住み続けたい」と「今後もずっと住み続けたい」を合わせた『定住に前向きな回答』が8割以上(計83.4%)を占めており、平成25年度(2013年度)(71.1%)から12.3ポイント、平成20年度(2008年度)(64.4%)から19.0ポイント上昇していることから、市民の定住意向は強まっていると考えられます。

図表 定住意向

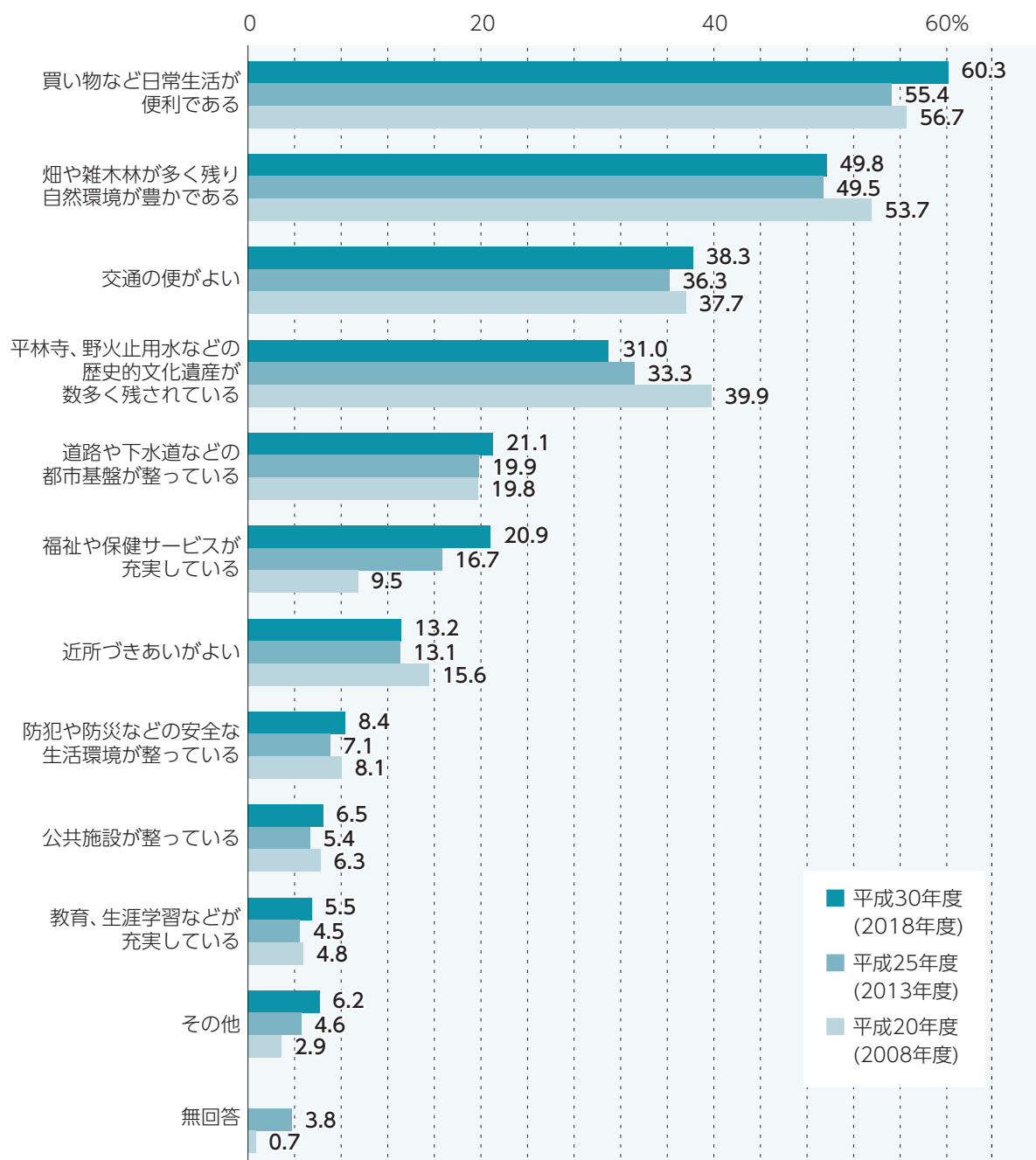


第2章 新座市の現況

2 住みよいと感じる理由

平成20年度(2008年度)以降、上位の4項目は同様であることから、市民が住みよいと感じる理由は、大きな変化はないといえます。

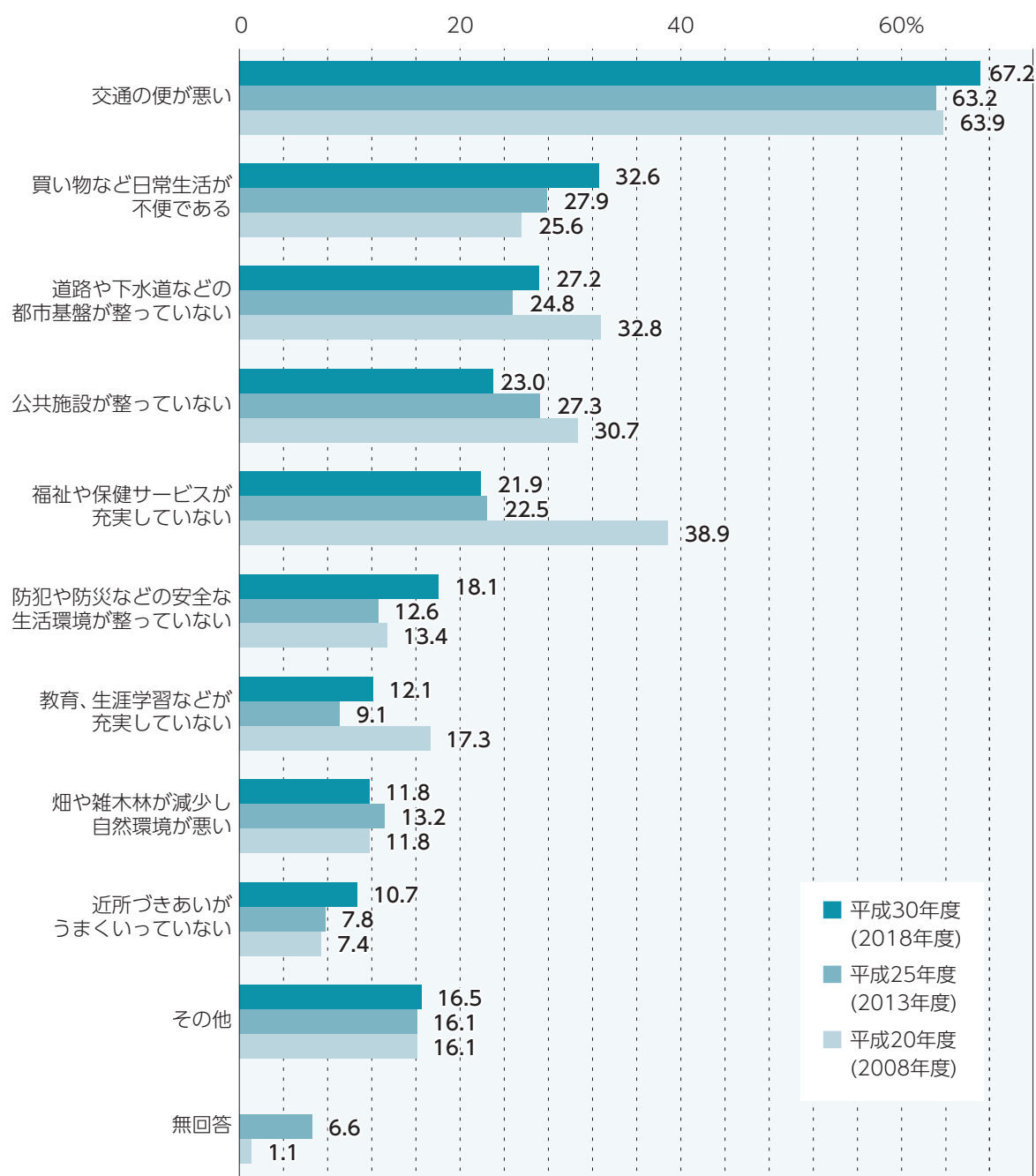
図表 住みよいとを感じる理由(三つまで複数回答可)



3 住みにくいと感ずる理由

「交通の便」や「日常生活での利便性」については、住みよいと感ずる理由としても挙げられていると同時に、住みにくいと感ずる理由にも挙げられていることから、住み心地を判断するに当たって、重要な要素であることが分かります。

図表 住みにくいと感ずる理由 (三つまで複数回答可)



第2章 新座市の現況

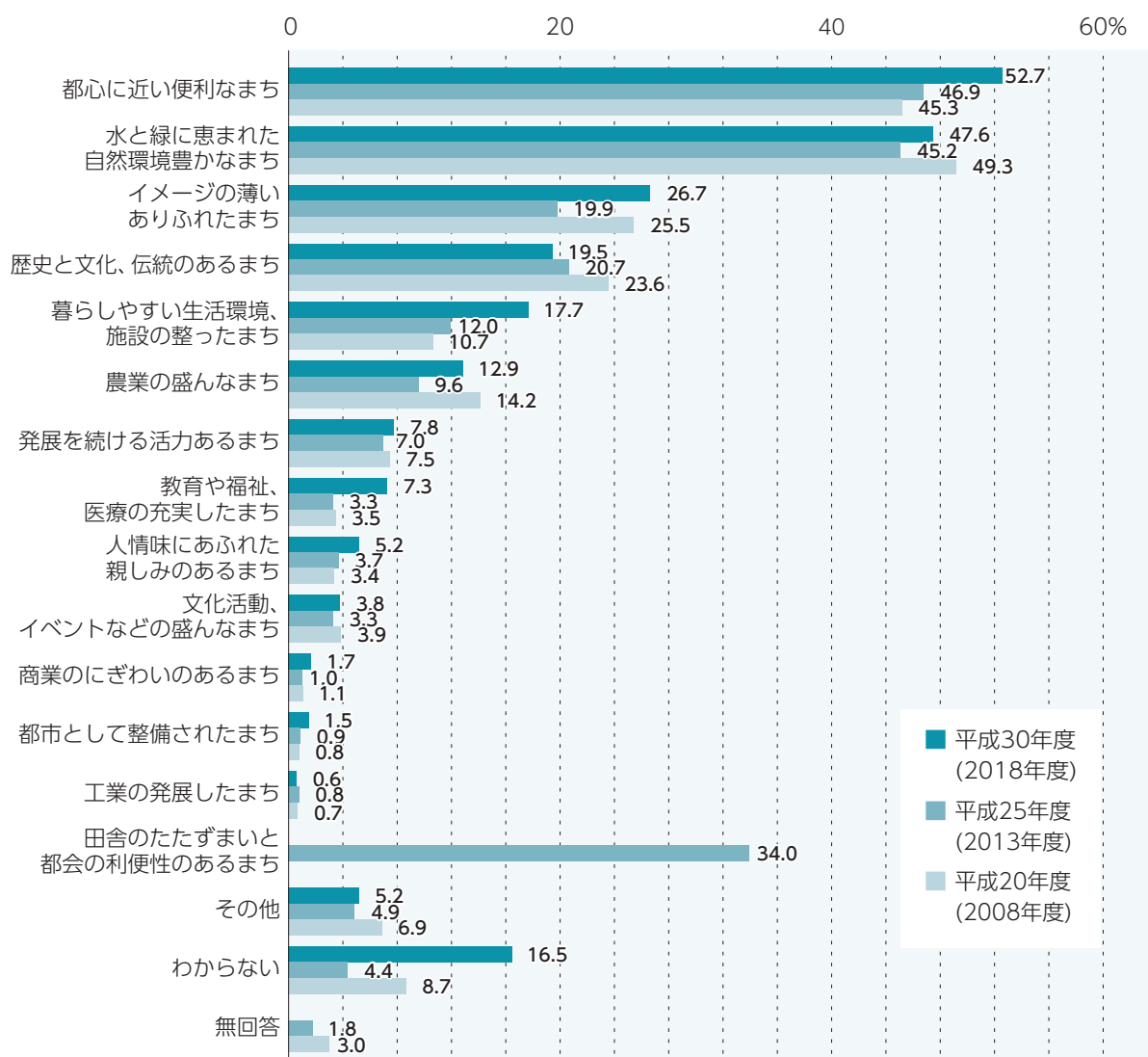
4 新座市のイメージ

「都心に近い便利なまち」、「水と緑に恵まれた自然環境豊かなまち」とした回答が過去3回の結果全てで突出しており、東京都心へのアクセスの利便性を有しながらも豊かな自然に恵まれたまちといった市民が抱くイメージに変化はないといえます。

このことから、これらのイメージを踏まえつつ、これからのまちづくりを進めていく必要があることが分かります。

また、「イメージの薄いありふれたまち」と感じている市民もいることから、新座市のイメージを市内外に発信していくことが重要です。

図表 新座市のイメージ (三つまで複数回答可)



〈参考〉小・中学生アンケートの結果

市民意識調査と併せて、未来の新座市を担う子どもたちの市に対する望みなどを把握するため、「小・中学生アンケート」を実施しました。

小・中学生アンケート（平成30年度（2018年度）実施）

- **調査対象** 市内17小学校の5、6年生各1クラス（ただし、4クラス以上ある学年は、2クラス）、市内6中学校の1～3年生各1クラス
- **調査期間** 平成30年（2018年）10月8日から同年11月30日まで
- **対象人数** 1,835人

比較データ

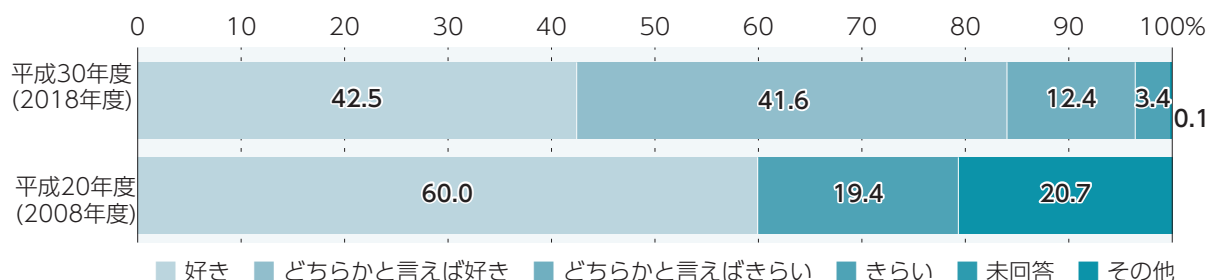
小・中学生アンケート（平成20年度（2008年度）実施）

- **調査対象** 市内17小学校の5、6年生各1クラス、市内6中学校の1～3年生各1クラス
- **調査期間** 平成20年（2008年）12月18日から平成21年（2009年）1月15日まで
- **対象人数** 1,658人

新座市の好き嫌い

「好き」と「どちらかと言えば好き」を合わせた肯定的な回答は計84.1%で、平成20年度(2008年度)の「好き」(60.0%)を24.1ポイント上回っていることから、新座市を好きだと感じる児童・生徒は増えているといえます。

図表 「新座市」の好き嫌い



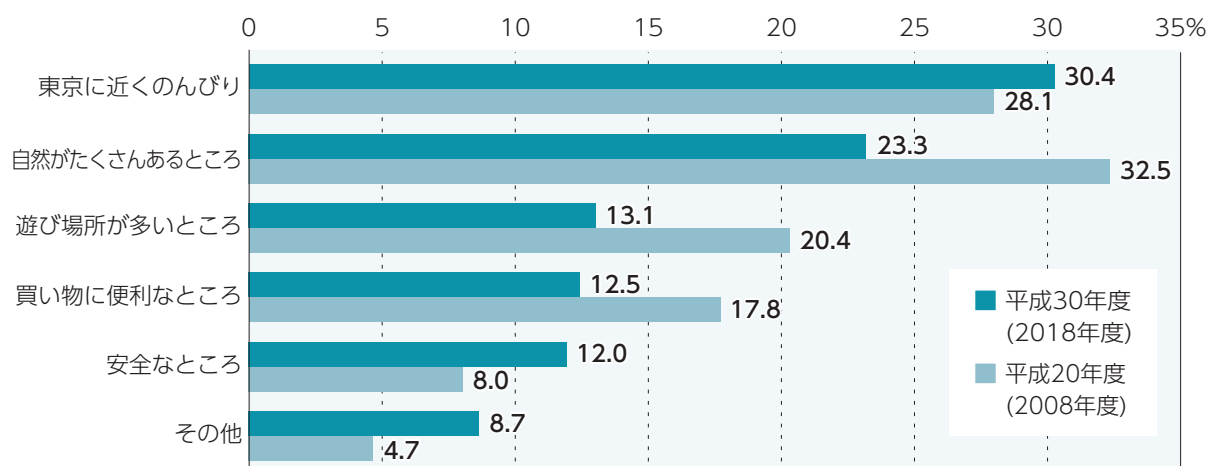
※「どちらかと言えば好き」「どちらかと言えばきらい」の選択肢は平成30年度(2018年度)アンケートから取り入れられたため、平成20年度(2008年度)アンケートにはありません。

第2章 新座市の現況

好きな理由

平成30年度(2018年度)と平成20年度(2008年度)で、上位2項目の組合せ(「東京に近くのんびり」、「自然がたくさんあるところ」)に変わりはありませんが、順位が逆転しており、東京都心へのアクセスの利便性により好感を持つ児童・生徒が増えていると考えられます。

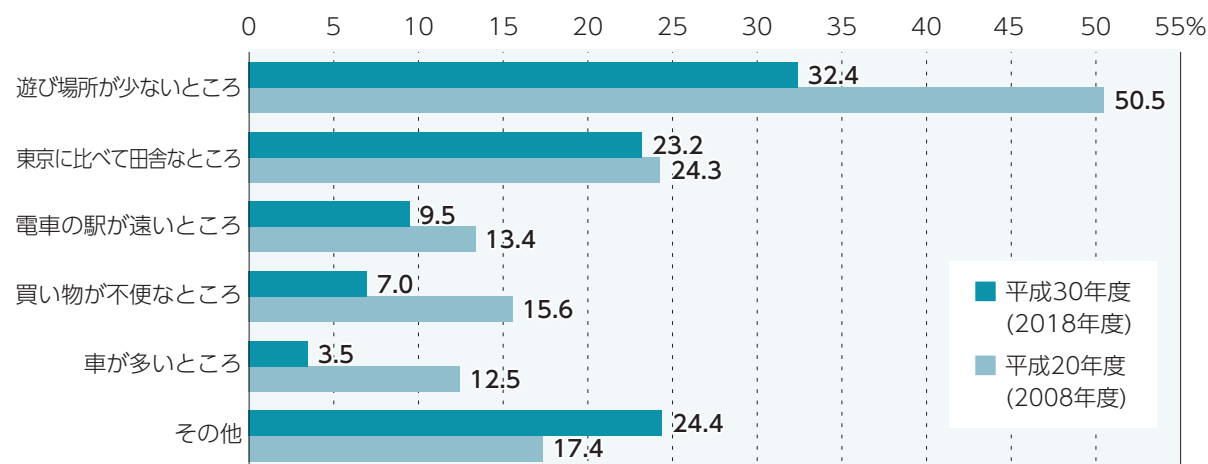
図表 好きな理由(複数回答可)



嫌いな理由

「遊び場所が少ないところ」に「東京に比べて田舎なおところ」が続いています。「田舎」は「好きな理由」で挙げられていた自然豊かなイメージにも通じる要素ですが、娯楽施設といった都市的なインフラの少なさがネガティブなものとして捉えられている可能性があります。

図表 嫌いな理由(複数回答可)

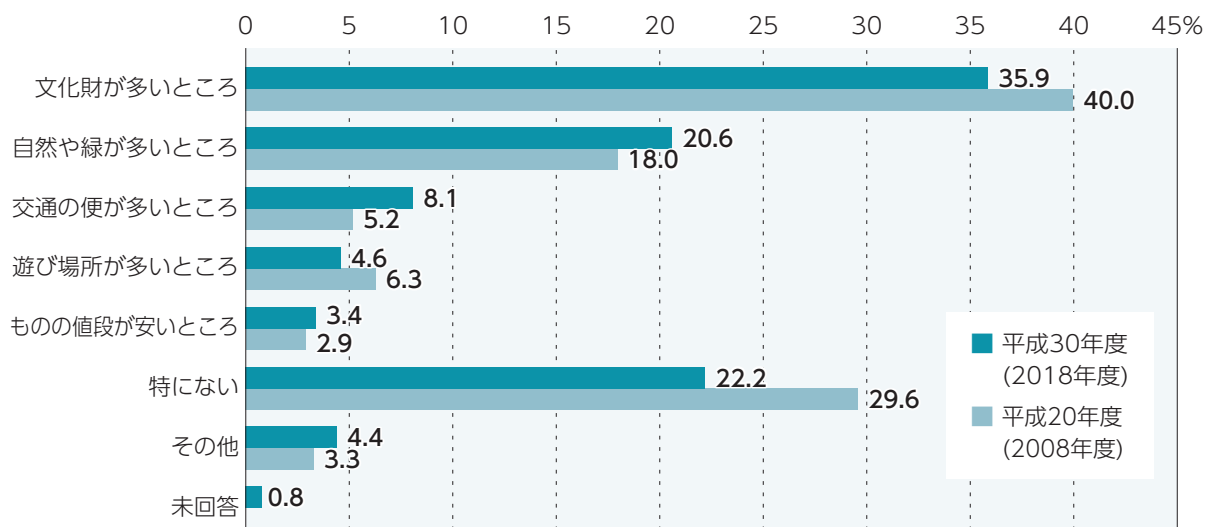


新座市の自慢

「文化財が多いところ」に「自然や緑が多いところ」が続いています。

「好きな理由」として挙げられた豊かな自然環境に加え、新座市の歴史的な財産も好感が持たれているといえます。

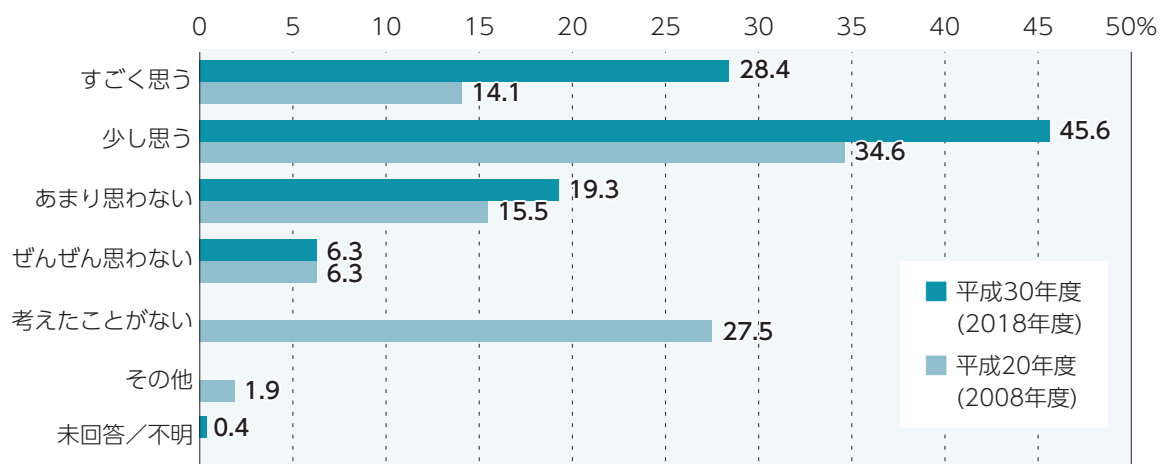
図表 新座市の自慢 (複数回答可)



これからも住みたいと思うか

「少し思う」に「すごく思う」が続いています。全体として今後の定住に前向きな子どもが多い傾向にあります。

図表 これからも住みたいと思うか



第2章 新座市の現況

〈参考〉新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査について

内閣府では、新型コロナウイルスの影響下における人々の生活意識・行動の変化を調査し、テレワーク実施率を含む働き方の変化や家族と過ごす時間などの生活の変化、地方移住への関心や生活満足度などの意識の変化を明らかにするための調査を実施しています。

総合計画においては、平成30年度(2018年度)に実施した市民意識調査及び小・中学生アンケートの結果に加え、新型コロナウイルスの影響による国民の意識の変化を補足するため、調査結果の一部を抜粋して掲載します。

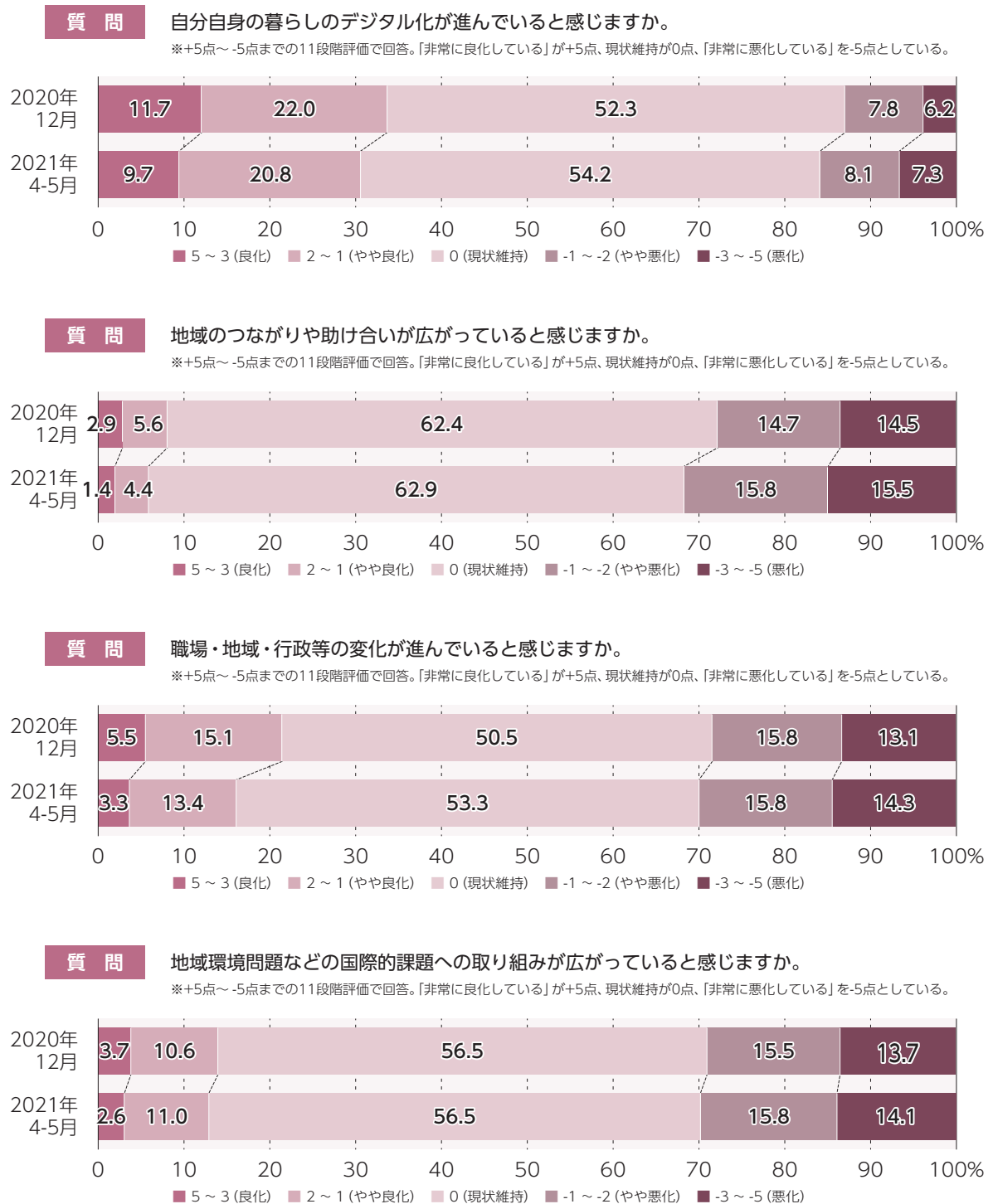
第3回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査(令和3年度(2021年度)実施)

- **調査方法** インターネット調査
- **対象者** 国内居住のインターネットパネルモニター
- **回収数** 10,128
- **調査期間** 令和3年(2021年)4月30日から同年5月11日まで

社会の変化等

デジタル化については良くなっていると感じている人が上回っている一方で、その他の質問では悪化していると感じている人が上回っています。

図表 社会の変化等 (対象者: 全員)

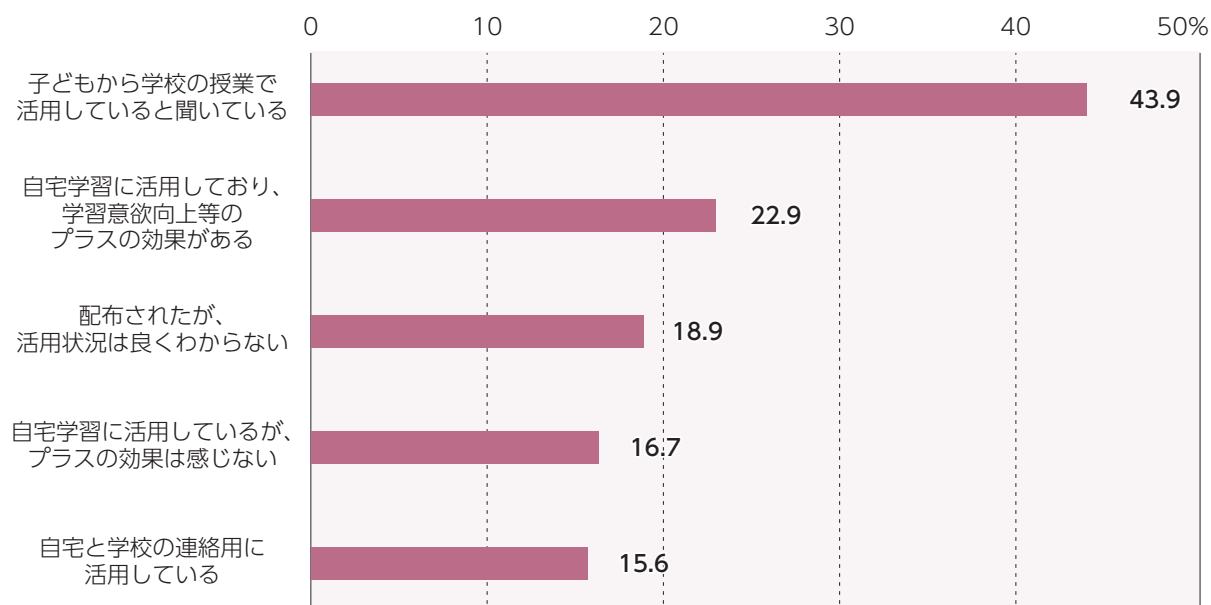


第2章 新座市の現況

子どものデジタル端末の活用

半数弱の割合で端末が活用されており、自宅学習や学校との連絡への活用が見受けられます。

図表 子どものデジタル端末の活用 (対象者: 1人1台端末を配布された子どもの親)



	子どもから学校の授業で活用していると聞いている	自宅学習に活用しており、学習意欲向上等のプラスの効果がある	配布されたが、活用状況は良くわからない	自宅学習に活用しているが、プラスの効果は感じない	自宅と学校の連絡用に活用している
小学生	43.9%	22.0%	21.1%	14.7%	10.7%
中学生	46.5%	20.4%	17.6%	17.6%	16.9%
高校生	39.8%	30.7%	12.5%	22.7%	33.0%

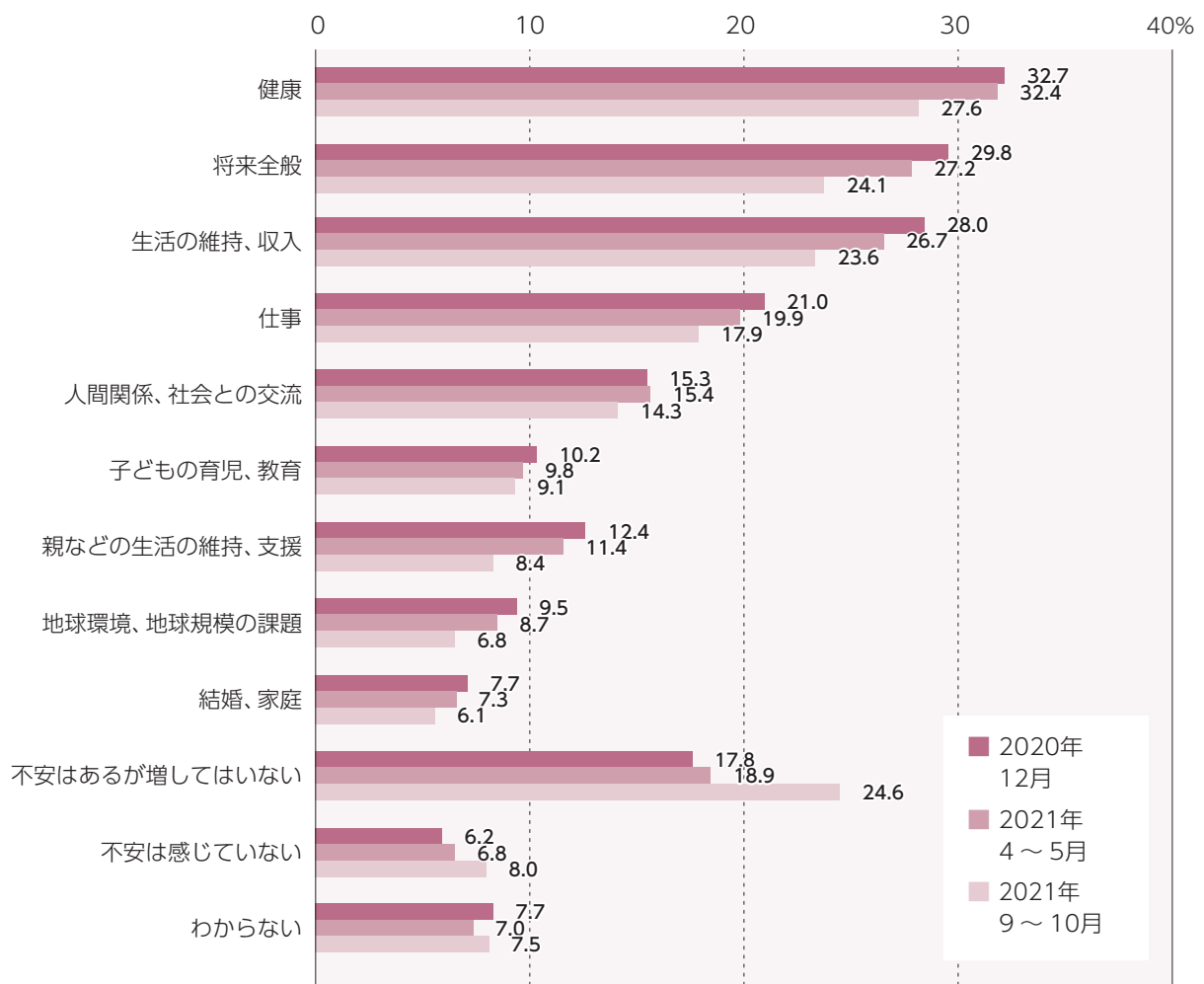
第4回新型コロナウイルス感染症の影響下における 生活意識・行動の変化に関する調査(令和3年度(2021年度)実施)

- 調査方法 インターネット調査
- 対象者 国内居住のインターネットパネルモニター
- 回収数 10,128
- 調査期間 令和3年(2021年)9月28日から同年10月5日まで

不安の増加

新型コロナウイルスの感染拡大前と比較して、健康に関する不安が最も増加しています。また、生活の維持、収入、仕事といった、日常生活に直結する不安の増加が多く見受けられます。

図表 不安の増加(対象者:全員)

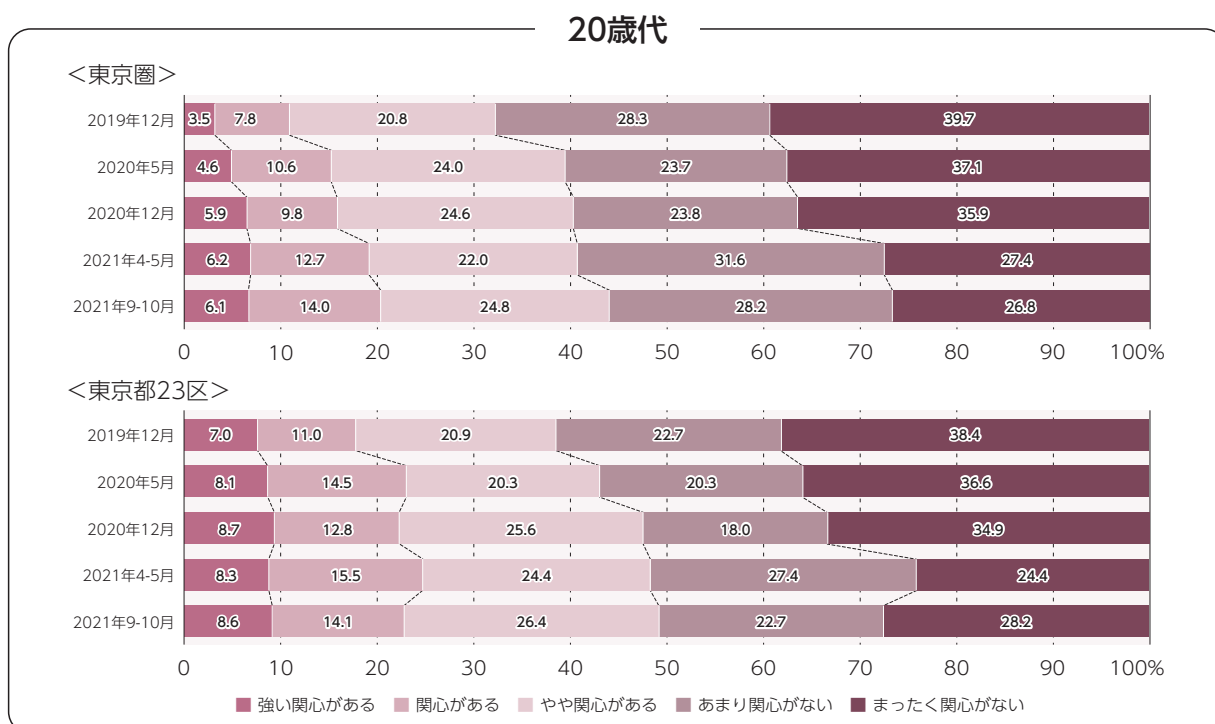
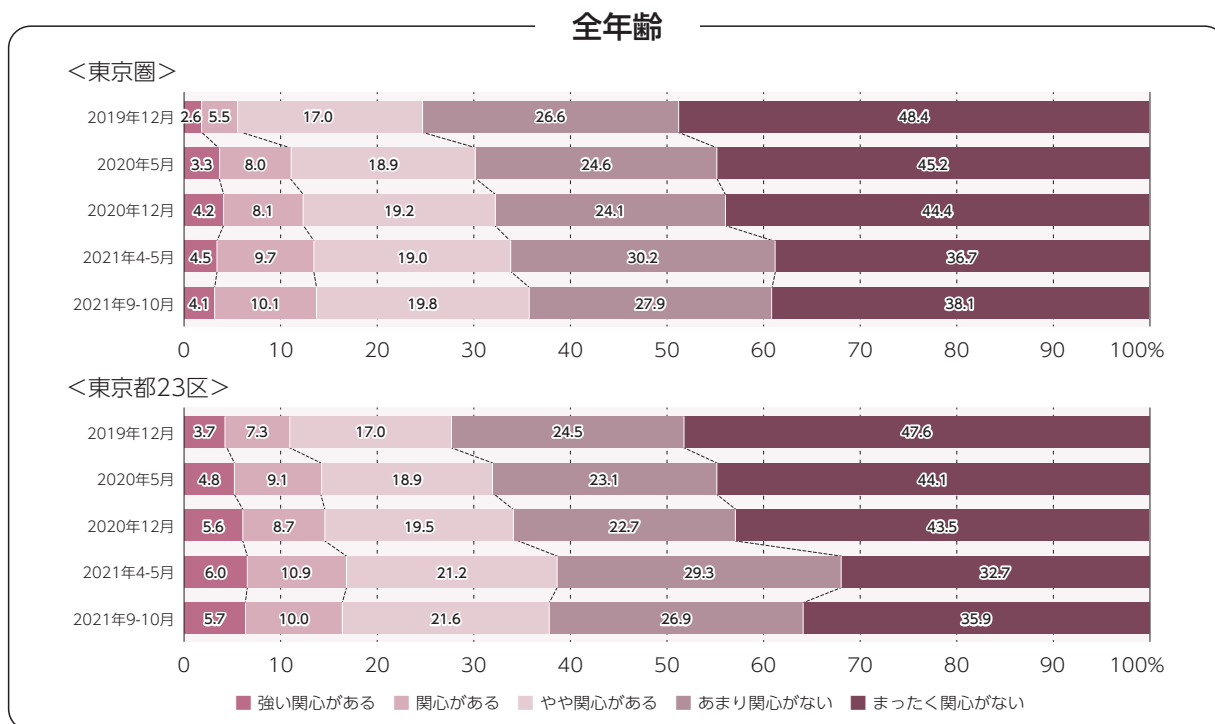


第2章 新座市の現況

地方移住への関心

年代にかかわらず、新型コロナウイルスの感染拡大前と比較して、地方移住への関心の増加がうかがえます。

図表 地方移住への関心 (対象者:東京圏在住者)



第6節

まちづくりの基本的な課題

これまで概観してきたように、新座市は東京都心からの良好なアクセスを有しながら、豊かな自然にも恵まれたまちです。新座市はこれまで、こうした自然と調和した都市基盤の整備を図ることで、誰もが住みやすいと感じるまちの実現に努めてきました。

今後も、人口減少や少子高齢化の急速な進行、環境問題に対する世界規模での取組の必要性、自然災害や未知の感染症などのリスクなど、新座市を取り巻く社会状況が変化していく状況にあっても、将来にわたって持続し、発展するまちを目指して市政を推進していく必要があります。

市政を推進するに当たっては、子どもから高齢者までの全世代を対象とした取組を進めることはもちろんですが、SDGs^{*}の達成も目指し、より長期的な観点からまちづくりに取り組み、まちの持続可能性を確保していくことも求められます。

このような視点を踏まえた上で、新座市を取り巻く社会状況や市民意識調査結果なども考慮しながら、今後10年間にわたって新座市が特に取り組んでいくべき「まちづくりの基本的な課題」を次のとおり整理しました。

子育てと子どもの成長を支えるまちをつくる

全国的な傾向と同様、新座市においても少子高齢化が進行しており、年少人口、生産年齢人口が減る一方、老年人口が増加しています。さらに、合計特殊出生率^{*}については、人口を維持するのに必要な水準である2.07を大きく下回っているのが現状です。こうした傾向は今後も続くことが予測される中、新座市がこれからも活気あふれるまちとして発展していくためには、子育てや子どもの成長をまち全体で支えていくことが重要です。

このため、今後も子育てと仕事の両立への支援や地域ぐるみで子育てを支援する環境づくり、児童相談の充実などに努め、子育てがしやすく、子どもがのびのびと育つまちづくりに取り組む必要があります。

また、教育については、地域との協働で子どもたちの豊かな成長を支えていくとともに、Society5.0^{*}にも対応できる子どもを育成するために、ICT^{*}の更なる拡充やICTを活用した問題解決力の養成、グローバル人材の育成に向けた外国語教育の充実など、将来を見据えた教育環境の整備も求められます。

安全・安心なまちをつくる

近年、地球温暖化の影響による各地での異常気象や、地震などの大災害に加え、新たな感染症の発生により、新座市においても、市民生活の基礎となる安全・安心な環境の実現に対する要望が高まっています。こうした中、災害に強い都市空間の整備（ハード面）や、地域防災力の向上（ソフト面）などの防災・減災対策を始めとして、ウィズコロナ、ポストコロナにおける取組を進めていく上では、市民が安全に安心して暮らすことができる環境を確保していくことを大切にしながらまちづくりに取り組む必要があります。

市民生活の安全性の向上に向けては、「自助」の取組を基礎としながら、「互助」、「共助」、「公助」の支え合いによる取組が重要です。今後も引き続き、地域や事業者と連携し、安全・安心なまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

また、都市インフラを始めとした、公共施設等の老朽化が全国的に問題となっています。新座市の公共施設等の多くは整備後30年以上が経過し、更新が集中することが見込まれており、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などの計画的な実施と、それに伴う財政負担の軽減・平準化が求められます。

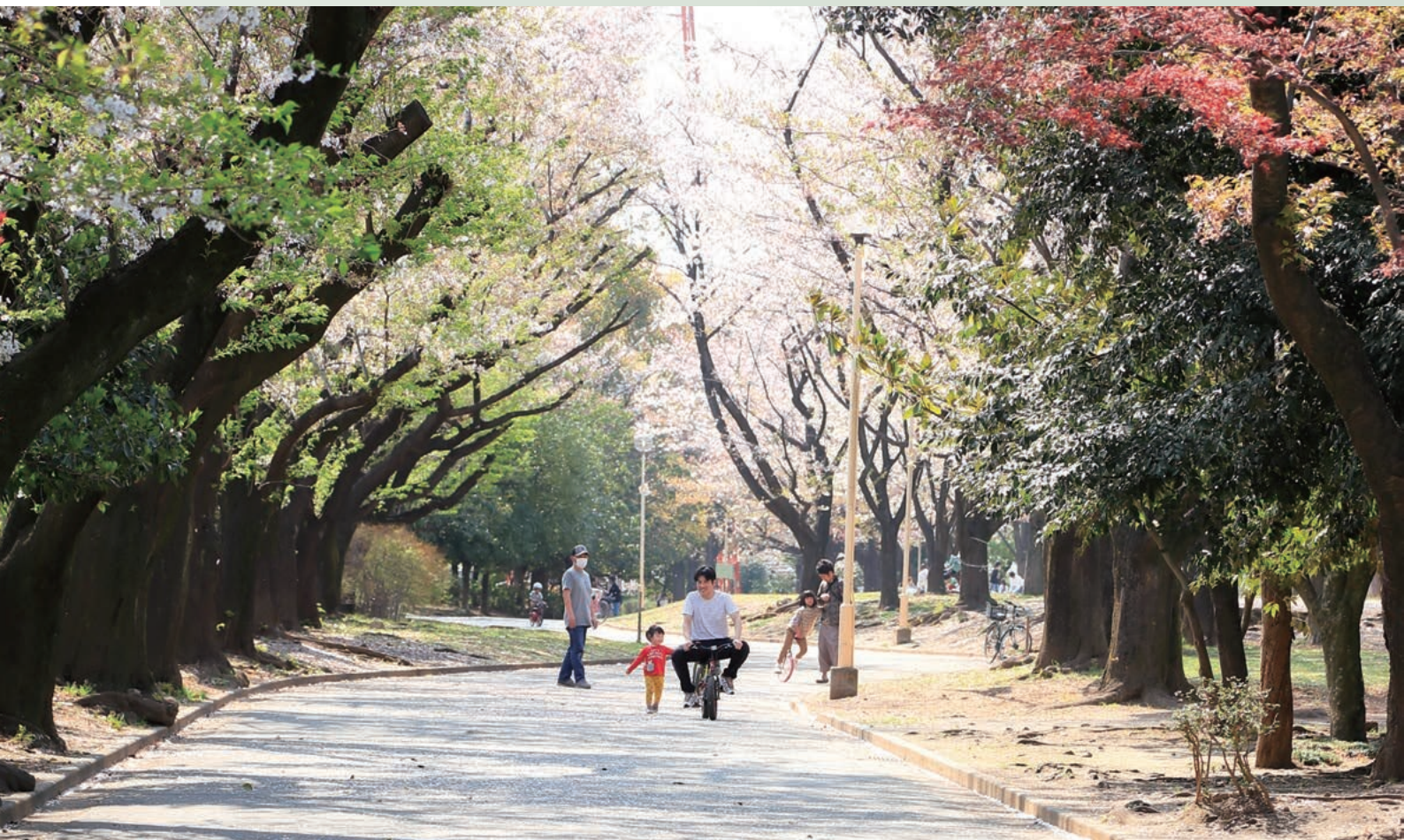
魅力的で住みやすいまちをつくる

新座市の人口は長年、緩やかな増加を続けてきましたが、現状の人口動態のまま推移した場合には、将来的に人口減少が進行することが予測されています。人口減少を抑制し、持続可能なまちへの発展につなげていくためには、首都近郊に位置する利便性を有しながらも自然が豊かな新座市の魅力をいかして、市民には住み続けたいと感じてもらい、市外の人にはまちに関心を持ってもらった上で、更には住んでみたいと思ってもらうための取組を積極的に進めることが求められます。

このため、今後も土地区画整理事業^{*}の計画的な実施などにより、地域ごとの特性を踏まえながら、にぎわいや活気を生み出す都市機能の充実や交通利便性の向上を図り、自然とのバランスに配慮した良好な住環境を創出することが重要です。

また、武蔵野台地の強固な地盤であることに加え、東京都心との良好なアクセスや住宅購入のしやすさなど、新座市の特性を踏まえた積極的なシティプロモーション^{*}に取り組み、特に子育て世代を含む若年層を惹きつけるまちづくりを進める中で、新座市のブランド力向上を図っていくことが大きな課題となっています。

さらに、新型コロナウイルスの影響による社会変容を踏まえ、ウィズコロナ、ポストコロナ社会を見据えたまちづくりを推進することが重要です。特に、国を挙げたDX^{*}の取組が加速化していく中、コロナ禍を経て、複雑化・多様化する市民ニーズに適切に対応するため、デジタル技術の更なる活用により市民への利便性を高め、住みやすいまちを実現していく必要があります。



第2編

基本構想

第1章	基本方向	P36
第2章	将来都市像	P37
第3章	基本政策	P40

第1章 基本方向

前編「序論」において整理した「まちづくりの基本的な課題」を受けて、新座市が目指すまちづくりの三つの基本方向を次のとおり示します。

子どもがのびのびと育つまち

家庭、地域、学校、行政が手を携えながら、子どもの成長を見守り、応援するため、未来を担う子どもたちが健やかにのびのびと育つことができるまちづくりを進めます。

安心して暮らすことができるまち

「自助」、「互助」、「共助」、「公助」^{*}の理念を踏まえつつ、日々の生活での不安を和らげ、市民一人一人が日常に幸せを感じながら、安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

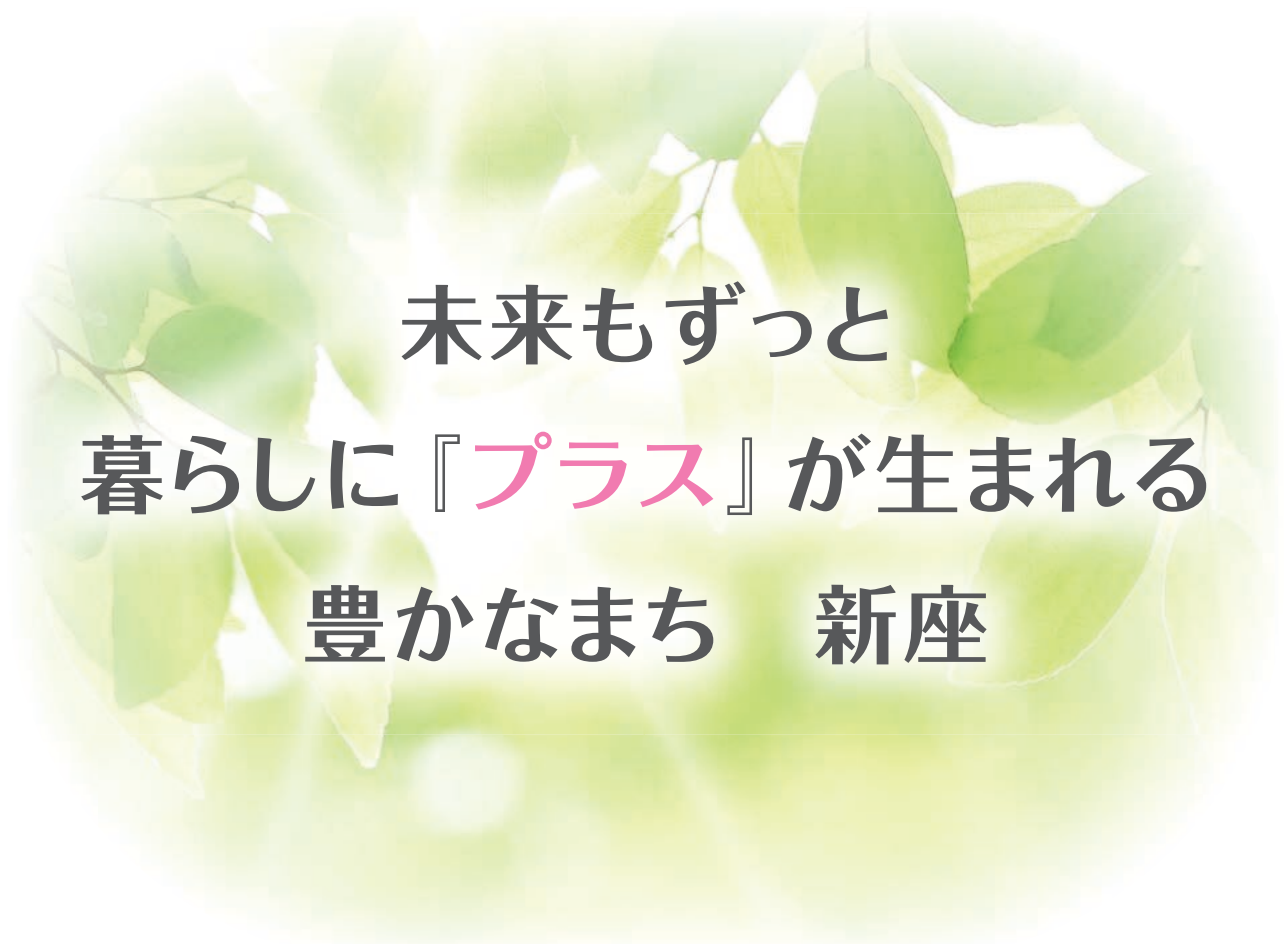
住みやすく魅力的なまち

豊かな自然と都市の利便性が調和した理想的な住環境の中で、誰もが誇りを持って充実した生活を送ることができる新座市ならではの魅力があふれるまちづくりを進めます。

これからの10年間は、三つの基本方向を念頭に置いた取組を進めることとしながら、次章に掲げる「将来都市像」の実現を目指します。

第2章 将来都市像

前章の基本方向に沿って、総合計画の目標年次である令和14年度(2032年度)において、本市が目指すべき将来都市像は、次のとおりとします。



未来もずっと
暮らしに『プラス』が生まれる
豊かなまち 新座

東京都心から近く、都市の利便性を有しながらも、市内を歩けば身近に自然を感じ、憩いの空間も併せ持つまち、新座市。

この恵まれた環境での暮らしの中では、子育てのしやすさ、学習環境の快適さ、地域の絆が育む安心やにぎわいなど、新座市ならではの豊かな魅力によって、住んでよかったと思うことができる「プラス」が生まれています。

人口減少・少子高齢化という全国的な問題が進行する中でも、新座市は、今ある魅力を更に磨いて未来につなぎ、これからもずっと「プラス」が生まれる人々の笑顔と活気にあふれた豊かなまちであることを目指します。

まちづくりの基本的な課題

社会情勢や市民意識調査などを
考慮して整理

課題1 子育てと子どもの成長を支えるまちをつ

課題2 安全・安心なまちをつくる

課題3 魅力的で住みやすいまちをつ

基本方向

全ての取組を進めるに当たって
基本とする方向性

子どもがのびのびと育

安心して暮らすこ

住みやすく魅

将来都市像

基本方向の先に見据える将来像

基本政策

将来都市像の実現に向

くくる

くくる

くくる

つまち

とができるまち

力的なまち

基本構想の構造イメージ

未来もずっと 暮らしに『プラス』が生まれる 豊かなまち 新座

基本政策① **みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち**
[福祉健康]

基本政策② **生きる力と生きがいを育むまち**
[教育文化]

基本政策③ **やすらぎと利便性が共存するまち**
[都市整備]

基本政策④ **にぎわいと環境が調和するまち**
[市民生活]

基本政策⑤ **安全・安心を実感できるまち**
[安全安心]

基本構想の推進のために

かけて

第3章 基本政策

基本政策① 福祉健康

みんなにやさしく 誰もが幸せを感じるまち

基本政策推進のための施策領域及び施策領域の基本方針

子育て支援

未来を担う子どもが健やかに成長できるよう、地域ぐるみで子育てを支援するとともに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや、支援等の充実を進めます。

高齢者福祉

高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるよう、介護予防・健康づくりの充実を図るとともに、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう包括的なケア体制の充実を図ります。

障がい者福祉

互いに支え合う共生社会の実現に向けて、「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」を基に、自立や社会参加に向けた支援や、心身のバリアフリー^{*}化に向けた環境づくりを進めます。

生活困窮者支援

生活に困っている方が抱える様々な課題に対応できるよう、包括的な相談体制の充実に努めます。また、生活の安定と自立の促進に向け、状態に応じて必要な支援を行います。

前章で示した「将来都市像」を実現するため、分野ごとの施策の大綱として、基本政策を次のとおり示します。

未来の新座市を、誰もが幸せを感じて暮らすことができるまちにするためには、一人一人が自分を大切にしながら、互いを理解して、共に支え合う社会づくりを進めていくことが大切です。

このため、いつまでも住み慣れた場所で安心して暮らすことができるよう、地域で互いに協力して支え合うための仕組みづくりを推進します。

また、安心して子どもを産み、成長の喜びを実感しながら子育てができる環境の整備や支援の充実のための取組を推進します。

さらに、誰もが生涯にわたっていきいきと自分らしくいられるよう、それぞれに適した支援の充実を図るとともに、社会保障制度の適正な運用を推進します。

健康づくり ・ 保健衛生

市民が心身ともに健康で安心して暮らせるよう、普及啓発等により健康管理意識を高め、地域での健康づくりのための取組を支援するとともに、検(健)診等の保健予防事業を推進します。

国民健康保険 ・ 国民年金

国民健康保険制度の安定的な運営のため、適正な課税及び収納率の向上に努めるとともに、健康診査の充実など、被保険者の健康の保持・増進のための保健事業の充実を図ります。また、市民の年金受給権の確保に向けて、国民年金制度の周知を図ります。

地域福祉

地域共生社会^{*}の実現に向けて、関係機関との連携を基に、地域が主体的に地域生活課題を把握して解決できる環境づくりを進めます。また、関係機関と協働して、様々な地域生活課題に対する相談体制の充実を図るとともに、包括的な支援の提供を進めます。

基本政策② 教育文化

生きる力と生きがいを 育むまち

基本政策推進のための施策領域及び施策領域の基本方針

就学前教育

子どもたちの健やかな成長のため、家庭・地域での学習機会を充実し、教育力の向上に努めるとともに、就学前教育と小学校教育の円滑な接続のため幼稚園・保育園・小学校の連携の充実を図ります。

学校教育

未来を担う、全ての児童生徒が主体的・対話的な深い学びの視点からより充実した学習機会が得られるよう、教育活動の質の向上及び教育環境の整備を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって安心して学ぶことができる学校を実現します。

青少年健全育成

青少年の健やかな成長を促すため、安全・安心な居場所の確保と様々な学習・体験活動の機会の充実を図ります。また、青少年を取り巻く社会的課題の解決に向け、地域全体で取り組む環境づくりを進めます。

生涯学習

全ての人に生きがいのある、充実した生活を実現するとともに、活力ある地域社会を実現するため、自発的な学習活動への支援や学習機会の充実と学習施設の整備を進めるとともに、学習成果の活用機会の創出に努めます。

未来の新座市を、子どもたちが健やかに育ち、誰もが生きがいを持って暮らすことができるまちにするためには、いつまでも自らの可能性を伸ばすことができる環境づくりを進めていくことが大切です。

このため、子どもたちが、家庭や地域でのびのびと学ぶことができる機会の充実を図るとともに、安心して自分の将来に向かって学習できる教育環境づくりを推進します。

また、生涯にわたって学び、その成果をいかすことができる機会の充実を図るとともに、地域の文化資源の保存と活用に取り組みながら、文化・スポーツに親しみやすい環境づくりを推進します。

文化芸術

誰もが文化芸術活動に参加しやすい機会の充実を図るとともに、伝統的な文化を継承・発展させるまちづくりを推進します。また、地域の歴史的資産である文化財の保存・活用を通じて、地域への愛着を育みます。

スポーツ ・ レクリエーション

誰もが生涯にわたって、健康で充実した生活を送ることができるよう、安全に利用できる施設の整備や参加しやすい機会の創出に努めるとともに、スポーツ・レクリエーションの振興のための人材育成・活用を推進します。

基本政策③ 都市整備

やすらぎと利便性が 共存するまち

基本政策推進のための施策領域及び施策領域の基本方針

都市づくり

市民の生活環境をにぎわいと安全性、快適性を兼ね備えた良好な空間とするため、自然環境に配慮しながら、土地区画整理事業[※]の推進などによる有効な土地利用に努めます。また、まちづくりに当たっては、ユニバーサルデザイン[※]及びバリアフリー[※]に配慮します。

公共交通網

市民の交通利便性の向上のため、都市高速鉄道12号線[※]の延伸実現を目指すとともに、既存の公共交通網の利用環境の向上や案内機能の強化など総合的な公共交通の機能強化等を推進します。

公園・緑地

あらゆる世代の方が地域交流などの憩いの場として利用できる公園の整備に努めます。また、雑木林を始めとする自然環境を保全し、自然と調和した都市空間の構築を推進します。

道路

誰もが安全で快適な暮らしを送ることができるよう、道路・橋梁の整備を進めるとともに、定期的な調査により現状把握することで、計画的な補修による長寿命化に努めます。

未来の新座市を、誰もが身近に自然を感じながら、快適に暮らすことができるまちにするためには、暮らしを支える都市機能が充実した住環境づくりを進めていくことが大切です。

このため、地域ごとの特性に応じながら、新座市の魅力や価値を高めて更なる発展を目指すとともに、人にも環境にもやさしい持続可能なまちの実現に向け、計画的なまちづくりを推進します。

また、生活の基盤となる道路の整備・充実に取り組むとともに、公共交通の更なる可能性を追求し、交通利便性の確保に向けた取組を推進します。

さらに、市民の憩いの場となる公園の充実や緑地の保全に取り組むとともに、生活に欠かせない水の安定した供給や豪雨等の発生時も想定した下水道施設の整備や維持管理を推進します。

河川・水路

河川・水路の安全性の確保のため、貯留・浸透施設の設置など雨水流出抑制を推進し、あわせて親水空間として、市民が親しめるよう周辺環境の整備に努めます。

上水道

水道事業の健全な経営を確保するとともに、安全で衛生的な水を安定的に供給できるよう、水質保全のための整備や設備の老朽化等への対応を行います。

下水道

下水道事業の健全な経営を確保するとともに、公共用水域の水質保全のための整備や、降雨の局地化・激甚化に備えた雨水管網の整備や設備の老朽化への対応を行います。

基本政策④ 市民生活

にぎわいと環境が 調和するまち

基本政策推進のための施策領域及び施策領域の基本方針

地域活動

地域で支え合いながら、にぎわいあるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの活性化や、幅広い世代が自主的な活動に積極的に参加できる環境づくりを進めます。

地域経済振興

豊かで魅力的な地域経済をつくるため、農業・商業・工業の振興や充実を図ります。また、誰もが安心して暮らせる消費者被害のない環境づくりに向け、情報発信や啓発、相談体制の充実に努めます。

未来の新座市を、誰もが豊かで快適に暮らすことができるまちにするためには、人とのつながりを深め合い、にぎわいと環境が調和する地域づくりを進めていくことが大切です。

このため、多様な主体による地域活動への支援を推進します。

また、都市農業の振興や商工業者への支援を通じて、地域経済活動の活性化を図るとともに、都市基盤の整備等を通じた新たな雇用の創出に努めていきます。

さらに、豊かな暮らしを守り次の世代へと引き継ぐため、環境保全や循環型社会[※]の促進に向けた取組を推進します。

環境保全

カーボンニュートラル[※]の実現に向け、環境負荷低減に向けたライフスタイルの構築や再生可能エネルギー[※]等の導入を推進します。また、循環型社会の形成に向け、資源の再利用の促進、ごみ処理体制の充実に努め、持続可能な社会の形成を図ります。

生活環境

新座市の豊かな自然を守り、良好な生活環境を創出するため、様々な公害に適切に対応するとともに、身近な環境の美化や自然環境の保全に向けた取組を推進します。

基本政策⑤ 安全安心

安全・安心を 実感できるまち

基本政策推進のための施策領域及び施策領域の基本方針

危機管理

防災・消防

市民の生命と暮らしを守り、災害に強いまちづくりを推進するため、災害発生時に備えた防災対策や災害発生時に即応できる防災体制の整備を推進します。

市民への防災意識の向上を図るとともに、地域における自主防災活動の強化に向けた取組を推進します。また、消防団の機能強化を図るとともに、消防水利の充足を図ります。

未来の新座市を、誰もが穏やかに笑顔で暮らすことができるまちにするためには、日々の暮らしの中で安全・安心を実感できる環境づくりを進めていくことが大切です。

このため、災害への備えを充実させ、被害を最小限に抑えられるよう、自助・互助・共助・公助^{*}の役割を踏まえたそれぞれの主体の連携による地域防災力の強化を推進します。

また、犯罪などの日常生活における様々な不安の解消に向けた取組を推進し、市民の平穏な暮らしを守ります。

防犯

多様化・複雑化する犯罪から市民の平穏な暮らしを守るため、防犯に対する意識啓発や地域における防犯活動の充実を図るとともに、市民、行政、警察の連携を強化し、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めます。

危機管理

大規模な事故・事件、武力攻撃事態、新たな感染症などの危機事象が多様化する中、被害を軽減し市民の生命・身体・財産を守るために、総合的な危機管理体制を構築します。

基本構想の推進のために

基本構想推進のための施策領域及び施策領域の基本方針

共創のまちづくり

市民を始め、各種団体や民間企業などの多様な主体と行政が連携し、それぞれが持つアイデアやノウハウ、活力といった資源を大いに活用しながら、まちの発展や課題解決に共に取り組んでいく「共創のまちづくり」を市政の基本姿勢として掲げ、各種取組を推進します。

人権

市民一人一人の人権を尊重しながら、互いの多様性を認め合うインクルーシブ社会[※]の実現を目指し、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深める取組を進め、誰もが自分らしく活躍できる環境づくりを推進します。

シティ プロモーション

様々なメディアを活用しながら、本市の魅力を積極的に市内外に発信し、市民のまちへの愛着や誇り（シビックプライド[※]）の醸成を図るとともに、戦略的に市外における本市の認知度を向上させることで、定住人口や交流人口の拡大を図ります。

未来の新座市が、持続可能なまちとして発展していくためには、SDGs※が掲げるゴールを意識しながら、基本政策として掲げた目標を着実に推進していく必要があります。

このため、未来の新座市を、市民を始めとする様々な主体と共に創っていくという認識の下、まちづくりのプロセスの共有を図りつつ、それぞれの主体の視点や価値観をいかしながら、各種取組を推進します。

また、市民一人一人の人権を尊重しながら、それぞれが持つ多様性を認め合うことができる意識の醸成に向けた取組を推進します。さらに、新座市の魅力を市内外に発信し、効果的にシティプロモーション※を展開します。

市政運営に当たっては、時代に即した行政運営の効率化・高度化を図るとともに、将来を見据えた公共施設等の適正な管理を推進します。また、財源の確保や事業の見直しを通じて財政の健全化を進め、新座市の発展に向けてバランスに配慮した財政運営を推進します。

行財政運営

将来にわたる持続可能なまちの実現に向けて、社会状況や市民ニーズの変化に対応するため、常に変革の視点を持ちながら、ICT※の活用促進による行政サービスのデジタル化を図るなど、戦略的かつ効率的な行政運営を行います。

市税等の自主財源の確保や受益者負担の適正化などを通じて、歳入規模に応じた歳出構造への転換を図り、健全な財政運営を行います。

公共施設を維持管理していくため、将来的な見通しや時代のニーズを踏まえた適正配置や複合化を進め、財政負担の平準化を図りながら、計画的な建て替え、改修及び統廃合を行います。

急速な社会環境の変化に柔軟かつ機動的に対応できる市政運営を行うため、職員数の適正管理の下、職員力・組織力の効果的な向上を進めます。



画像提供 金鳳山平林寺

第3編

前期基本計画

第1章 基本政策① 福祉健康 P56

第2章 基本政策② 教育文化 P74

第3章 基本政策③ 都市整備 P90

第4章 基本政策④ 市民生活 P106

第5章 基本政策⑤ 安全安心 P118

第6章 基本構想の推進のために P124

本編の見方

基本政策 ① 福祉健康

みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち



基本政策 ①
第2節 高齢者福祉

関連するSDGs

1 貧困をなくそう	3 健康と長寿を促す	8 持続可能な成長を促進する	10 人や国ごとの格差をなくす	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナーシップで目標を達成しよう
-----------	------------	----------------	-----------------	------------------	----------------------

現況と課題

- 日本では諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。新座市においても高齢者人口は増加し続け、併せて高齢者数の伸びを上回るペースで要支援・要介護高齢者や認知症高齢者が増加していくことが予測されています。また、単身世帯や高齢者のみ世帯の増加も見込まれることから、高齢者の尊厳の保持と自立生活を支援することも含め、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)に向け、様々な施策の充実が必要となっています。
- 支援や介護を必要とする高齢者が安心して暮らしていくことができるよう、新座市では日常生活圏域6圏域に、8か所の高齢者相談センター(地域包括支援センター[※])を設置しています。今後についても、地域における介護サービス基盤の整備や介護サービスのより一層の充実に取り組んでいくことが求められます。
- 人生100年時代[※]を迎え、健康寿命を延伸するため、高齢者の介護予防・健康づくりを推進することが重要です。高齢者の有病率は高く、早期発見・早期対応とともに、重症化予防が課題となっています。また、生活機能も急速に低下するため、高齢者が参加しやすい通いの場の拡大や、フレイル対策を含めたプログラムの充実も課題となっています。
- 高齢期をいきいきと過ごすことができるよう、老人福祉センターや高齢者いきいき広場などを拠点として、高齢者による趣味や生涯学習、健康づくりなどの多様な活動が行われています。今後も、こうした高齢者の社会参加の機会を充実させていく必要があります。

施策領域の名称を示しています。

関連するSDGsのゴール(目標)のアイコンを表示しています。

施策領域に関する社会状況、国・埼玉県の動向、本市の取組を踏まえた現況と今後のまちづくりに向けた主要課題を示しています。

成年後見制度*

注記のついた語句をクリックすると解説ページにジャンプします。

主な施策展開

施策1 高齢者福祉の充実

① 地域包括ケアシステム*の充実・推進と高齢者の権利擁護*の推進

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう、介護予防・介護度の重度化防止に向け、地域福祉活動との連携強化や保健・医療・福祉の連携強化に取り組み、高齢者相談センター（地域包括支援センター）を核とした包括的な地域ケア体制の更なる充実を進めます。
- 医療と介護の両方を必要とする高齢者に、在宅医療と介護を一体的に提供することができるよう、関係機関との連携を推進します。
- 認知症の予防から早期発見、意識啓発に取り組み、認知症の方や家族を地域全体で見守る地域づくりを推進します。また、認知症になっても本人の意思が尊重された生活を送ることができるよう、医療・介護・生活支援サービスが連携したネットワークを形成します。
- 支援や介護を必要とする高齢者が安心して地域で暮らしていくことができるよう、日常生活自立支援事業*の利用や成年後見制度*の周知及び利用の促進に努めるとともに、権利擁護における相談の充実を図ります。また、高齢者虐待の防止や早期発見のため、地域における関係者のネットワークづくりを進めます。

② 高齢者の社会参加と健康づくりの推進

- 高齢者の生きがいや就労につながるよう、地域ボランティア活動などの機会の提供を進めるとともに、シルバー人材センターの機能の充実を積極的に支援し、高齢者が就労しやすい環境の整備を図ります。
- 市内大学などとも連携しながら生涯学習・スポーツ活動や多様な交流活動の機会の充実に努めます。
- 高齢者が主体的に社会参加に取り組み、社会的役割や生きがいを持つことが介護予防につながることから、高齢者自身が様々な担い手として地域で活躍できる仕組みの整備を進めます。
- 高齢者の心身の健康保持を図るため、介護予防等自主的な取組を行う高齢者の違いの場を拡充するとともに、個人でもできるフレイル対策の取組を推進します。
- 高齢者を対象とする医療制度の円滑な運営に努めるとともに、予防医療の充実を図ります。

③ 介護サービスの充実と基盤の整備

- 介護保険事業計画に基づき、支援や介護を必要とする高齢者が安心して暮らしていくことができるよう、引き続き介護サービス基盤の整備や介護サービスの充実を図ります。
- ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者に対するサービス充実のため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護など、地域密着型サービスの充実に努めます。
- 介護老人福祉施設や介護老人保健施設を運営する事業者に対して支援を進めます。

基本政策 ①

社会健康

みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち

施策領域に関する今後5年間における本市の取組の方向性を示しています。

KPI (重要業績評価指標)

老人福祉センター利用者数

74,885人 ➡ 104,363人

要介護認定率

13.2% ➡ 13.2%

高齢者相談センター
(地域包括支援センター) 利用件数

16,245件 ➡ 23,800件

成年後見制度利用件数

245件 ➡ 345件

関連する個別計画・方針等

・新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画第8期計画

施策領域の目的の達成度を測るための指標を示しています。

項目

現状値 ➡ 目標値

施策領域に関連する個別計画・方針等を示しています。

第1章 基本政策① 福祉健康



みんなにやさしく 誰もが幸せを 感じるまち



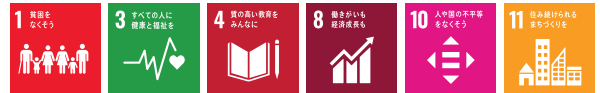
第1節	子育て支援	P58
第2節	高齢者福祉	P62
第3節	障がい者福祉	P64
第4節	生活困窮者支援	P66
第5節	健康づくり・保健衛生	P68
第6節	国民健康保険・国民年金	P70
第7節	地域福祉	P72



基本政策 ①

第1節 子育て支援

関連する
SDGs



現況と課題

- 少子化は社会経済に構造的な変化をもたらすため、我が国全体の課題となっています。また、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化などによって、子育てに不安や負担を感じる保護者も少なくありません。そのため、身近で包括的な相談ができる場をつくるとともに、子育ての仲間づくりを通じて、地域全体で子育てに取り組んでいくことが求められています。
- 国では、令和5年(2023年)4月にこども家庭庁^{*}を創設し、子どもに関する政策を更に推し進めていくこととしており、全ての子どもが分け隔てなく、健やかに成長できる環境を整備し、関係機関の一層の連携による切れ目のない支援に取り組んでいくことが求められています。
- こども基本法が令和5年(2023年)4月に施行され、子どもを社会の中心に据え、常に子どもの最善の利益を優先して考える社会にしていくことが求められています。
- 新座市では、子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て支援の充実に取り組み、一定の成果を上げてきました。今後も教育・保育の提供と地域の実情に応じた子ども・子育て支援の取組の一層の充実が必要です。
- 子どもの権利を尊重し保護するため、関係機関との連携を深めながら、児童相談の充実を図り、児童虐待の未然防止や、早期発見と早期対応の体制を強化していくことが課題となっています。
- 生まれ育った環境にかかわらず、子どもが元気に成長できるよう、家庭に対する支援が必要となっています。特に、子育てと生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭に向け、支援制度の充実が求められています

施策1 子ども・子育て支援の充実

① こども基本法の基本理念に基づいた施策の推進

- 子どもに関わる施策の推進に当たっては、子どもの意見表明・参画の機会の確保を図り、意見を尊重し、子どもの最善の利益を優先して考慮するよう努めます。

② 地域における子育て支援の充実

- 教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、市役所窓口、保健センターや地域子育て支援拠点などにおける情報提供機能や相談体制の充実を図ります。
- 妊娠から出産、子育て期まで切れ目のない支援を行い、母子保健事業、子育て支援ホームヘルパー^{*}の派遣など、子育て家庭への支援を推進します。
- 地域全体で子育てを支援するため、地域子育て支援拠点事業^{*}や、ファミリー・サポート・センター^{*}事業などを展開します。また、地域や関係機関と連携し、市民による子育てサークル、子育てボランティア、NPOなどの活動の更なる支援に努めるとともに、そのネットワークづくりを進めます。
- 親子で楽しく健全に遊ぶことができる場として、児童センターの充実を図るとともに、新たな施設の設置や場の確保に向けて検討します。
- 心身の発達に遅れや心配があると思われる児童及びその保護者に対し、児童発達支援センターを中心に、療育（発達支援）及び相談を始めとした支援の充実を図ります。
- 不妊や不育症への支援など、少子化対策を実施します。



新座市児童センター



新座市児童発達支援センター
「アシタエール」

③ 保育環境の充実

- 入所待機児童の解消に向け、既存の施設で生じている保育士不足の解消及び幼稚園における長時間預かり保育事業の推進を図ります。また、待機児童の状況に応じて認可保育園等の施設整備を支援します。
- 一時保育、休日保育、障がい児保育や病児・病後児保育などの充実を図ります。
- 放課後児童保育室の狭あい化の解消に引き続き取り組むとともに、子どもの放課後居場所づくり事業(ココフレンド)^{*}と連携を図り、放課後の子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進します。
- 保育施設及び放課後児童保育室における保育の質を確保するため、保育士及び支援員の資質向上に努めます。



第四放課後児童保育室

④ 子どもの権利擁護^{*}の推進

- 児童虐待の未然防止・早期発見のために、子ども家庭総合支援拠点^{*}において関係機関と連携し、相談や啓発、適切な情報共有などに取り組みます。
- 各家庭の事情にかかわらず、全ての子どもが健やかに育つことができるよう、児童虐待防止や里親制度についての普及啓発に努めます。

⑤ 経済的支援の充実

- 子育てに関する負担軽減を図るため、市独自のこども医療費の無料化を実施します。
- 乳幼児医療費などの子育て家庭に対する経済的支援の充実について、国・県に積極的に働きかけます。

⑥ ひとり親家庭福祉の充実

- ひとり親家庭の実情に応じた的確に対応し、きめ細かな助言や情報提供を行います。
- ひとり親家庭の経済的な自立を促進するため、各種支援制度の利用を働き掛けながら、関係機関と連携して就労を支援します。

KPI (重要業績評価指標)

子育て支援センター
利用者数

63,813人 → 84,760人

保育所等の待機児童数

5人 → 0人

アシタエールの支援に対する満足度
(対象:通所利用児の保護者)

94% → 100%

関連する個別計画・方針等

・第2次新座市子ども・子育て支援事業計画

みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち



基本政策 ①

第2節

高齢者福祉

関連する SDGs



現況と課題

- 日本では諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。新座市においても高齢者人口は増加し続け、併せて高齢者数の伸びを上回るペースで要支援・要介護高齢者や認知症高齢者が増加していくことが予測されています。また、単身世帯や高齢者のみ世帯の増加も見込まれることから、高齢者の尊厳の保持と自立生活を支援することも含め、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)に向け、様々な施策の充実が必要となっています。
- 支援や介護を必要とする高齢者が安心して暮らしていくことができるよう、新座市では日常生活圏域6圏域に、8か所の高齢者相談センター(地域包括支援センター^{*})を設置しています。今後についても、地域における介護サービス基盤の整備や介護サービスのより一層の充実に取り組んでいくことが求められます。
- 人生100年時代^{*}を迎え、健康寿命を延伸するため、高齢者の介護予防・健康づくりを推進することが重要です。高齢者の有病率は高く、早期発見・早期対応とともに、重症化予防が課題となっています。また、生活機能も急速に低下するため、高齢者が参加しやすい通いの場の拡大や、フレイル対策を含めたプログラムの充実も課題となっています。
- 高齢期をいきいきと過ごすことができるよう、老人福祉センターや高齢者いきいき広場などを拠点として、高齢者による趣味や生涯学習、健康づくりなどの多様な活動が行われています。今後も、こうした高齢者の社会参加の機会を充実させていく必要があります。

主な施策展開

施策1 高齢者福祉の充実

① 地域包括ケアシステム^{*}の充実・推進と高齢者の権利擁護^{*}の推進

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう、介護予防・介護度の重度化防止に向け、地域福祉活動との連携強化や保健・医療・福祉の連携強化に取り組み、高齢者相談センター（地域包括支援センター）を核とした包括的な地域ケア体制の更なる充実を進めます。
- 医療と介護の両方を必要とする高齢者に、在宅医療と介護を一体的に提供することができるよう、関係機関との連携を推進します。
- 認知症の予防から早期発見、意識啓発に取り組み、認知症の方や家族を地域全体で見守る地域づくりを推進します。また、認知症になっても本人の意思が尊重された生活を送ることができるよう、医療・介護・生活支援サービスが連携したネットワークを形成します。
- 支援や介護を必要とする高齢者が安心して地域で暮らしていくことができるよう、日常生活自立支援事業^{*}の利用や成年後見制度^{*}の周知及び利用の促進に努めるとともに、権利擁護における相談の充実を図ります。また、高齢者虐待の防止や早期発見のため、地域における関係者のネットワークづくりを進めます。

② 高齢者の社会参加と健康づくりの推進

- 高齢者の生きがいや就労につながるよう、地域ボランティア活動などの機会の提供を進めるとともに、シルバー人材センターの機能の充実を積極的に支援し、高齢者が就労しやすい環境の整備を図ります。
- 市内大学などとも連携しながら生涯学習・スポーツ活動や多様な交流活動の機会の充実に努めます。
- 高齢者が主体的に社会参加に取り組み、社会的役割や生きがいを持つことが介護予防につながることから、高齢者自身が様々な担い手として地域で活躍できる仕組みの整備を進めます。
- 高齢者の心身の健康保持を図るため、介護予防等自主的な取組を行う高齢者の通いの場を拡充するとともに、個人でもできるフレイル対策の取組を推進します。
- 高齢者を対象とする医療制度の円滑な運営に努めるとともに、予防医療の充実を図ります。

③ 介護サービスの充実と基盤の整備

- 介護保険事業計画に基づき、支援や介護を必要とする高齢者が安心して暮らしていくことができるよう、引き続き介護サービス基盤の整備や介護サービスの充実を図ります。
- ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者に対するサービス充実のため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護など、地域密着型サービスの充実に努めます。
- 介護老人福祉施設や介護老人保健施設を運営する事業者に対して支援を進めます。

KPI (重要業績評価指標)

老人福祉センター利用者数

74,885人 ➡ **104,363人**

要介護認定率

13.2% ➡ **13.2%**

高齢者相談センター
(地域包括支援センター) 利用件数

16,245件 ➡ **23,800件**

成年後見制度利用件数

245件 ➡ **345件**

関連する個別計画・方針等

・新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画第8期計画



基本政策 ①

第3節

障がい者福祉

関連する
SDGs



現況と課題

- 新座市では、ノーマライゼーション^{*}の理念の下、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らすことができる地域社会の実現を目指して、「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」を定めています。
- 障害者総合支援法では、共生社会の実現に向けて、日常生活や社会参加に対する支援を総合的かつ計画的に行うことが求められています。
- 共生社会の実現のためには、障がい者が地域社会で安心して暮らすことができるよう、それぞれの障がいの状態に応じた相談・情報提供や在宅福祉サービスの充実が求められます。
- 障害者差別解消法に基づき、合理的配慮について国や地方公共団体等の行政機関に提供が義務付けられるとともに、民間事業者に対しては提供の努力義務が課せられることとなりました。
- 障がい者の社会参加の推進のため、就労、生涯学習、教育等の環境を整備するとともに、障がい者の移動に係る支援等の充実も必要です。
- 障がいに対する理解不足や偏見を解消する取組に加え、権利擁護^{*}の推進、誰もが不便なく外出できるバリアフリー^{*}のまちづくりも課題となっています。

主な施策展開

施策1 障がい者福祉の充実

① こころのバリアフリー化の推進

- 市民一人一人の障がいに対する理解と認識を深めるため、学校や職場、地域社会など、様々な場における啓発活動や障がい当事者及び関係機関等が行う福祉教育の充実に努めます。また、障がいの有無にかかわらず、地域で支え合うことができるよう、地域における様々な団体等と連携した啓発活動に努めます。
- 障がい者のスポーツ・文化活動の重要性を踏まえ、機会の充実を図るとともに、参加の拡大に向けて広く周知します。これらの機会を通じて、障がい者同士、障がいのある人とない人が互いに理解を深めていくことができるよう、交流活動の充実に努めます。
- 発達障がいの早期発見と早期療育に努め、保護者や保育士、教職員、支援員等の障がいに対する理解や意識の向上を図ります。また、保護者に対し、様々な教育の場を選択するための情報を提供します。

② 生活環境のバリアフリー化の推進

- 平常時の利用だけでなく、災害時や緊急時にも対応できるよう、誰もが利用しやすい公共施設の整備や移動手段のバリアフリー化を進めます。

③ 福祉サービス推進のための環境の充実

- 障がい者やその家族のニーズに対応した適切なサービスを提供できるよう、相談機能、情報提供機能の充実に努めます。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センター^{*}の機能の充実に努めるとともに、その周知に努めます。
- 充実した福祉サービスが提供できるよう、相談支援事業所と連携し、相談支援やサービスの質の向上を図ります。
- 障がい者の地域における日中活動や生活の

場として障がい福祉サービス事業所等の充実に努めます。

- 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能を地域全体で支えるため、地域生活支援拠点等の整備を図ります。

④ 自立と社会参加の支援

- 知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が、不利益を受けずに日常生活を送ることができるよう、成年後見制度^{*}等の周知を図り、適切な制度利用につなげるとともに、障がい者本人の意思決定の尊重や権利擁護の推進に努めます。
- 障がいを理由とする差別解消の推進、社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供について、周知に努めます。
- 障がい者自らが、その意欲と能力、適性に応じて職業生活を設計・選択できるよう、障がい者就労支援センターが様々な関係機関と連携し、職場での定着に向けて支援します。
- 障がい者福祉施設利用者の工賃向上のために、障がい者施設等からの物品等の調達を推進します。

⑤ 保健とリハビリテーションの充実

- 日常生活及び保育・教育の場において医療的ケアを必要とする子どもが適切な支援を受けられることができるよう、地域生活支援の向上を図るための協議の場の充実に努めます。
- 障がい者がリハビリテーションや自立に向けた訓練を円滑に利用できるよう、情報収集や医療・保健・福祉・教育など関係機関との連携を進めます。

⑥ 生活向上のための経済的支援

- 障がい者やその家族の経済的負担を軽減するため、引き続き、福祉手当の支給や医療費の助成を行うとともに、制度の周知に努めます。

KPI (重要業績評価指標)

基幹相談支援センター相談件数

2,479件 → 3,222件

就労定着支援の利用者数

27人 → 51人

関連する個別計画・方針等

- 第5次新座市障がい者基本計画
- 第6期新座市障がい福祉計画・第2期新座市障がい児福祉計画



基本政策 ①

第4節

生活困窮者支援

関連する
SDGs



現況と課題

- 我が国では現在、高齢化が進み、パートタイム労働者・派遣労働者等が増加しており、こうしたことが生活困窮に陥る要因にもなっていると考えられます。また、単身世帯の増加や核家族化の更なる進行などにより、かつてのような親族による支え合いを過度に期待するのは難しい状況になりつつあります。こうした中、平成27年(2015年)に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階における自立支援策の強化が図られています。
- 生活困窮者の抱える課題は、経済的困窮を始めとして、就労活動困難、病気、住まいの不安定や債務問題など多岐にわたり、複雑かつ多様化しています。
- 平成20年度(2008年度)に1.14%であった新座市の生活保護率は、高い割合で推移し、令和3年度(2021年度)には1.62%となっています。また、被保護世帯の構成割合では、高齢者世帯の割合が50%を超えています。このため引き続き、生活困窮者などに対して一人一人の状況に合わせた支援を充実させ、生活の安定と自立を促していくことが重要です。
- 被保護世帯に対しては、制度に基づいた適正な支援を行うとともに、経済的自立を促すため、就労の支援に取り組むほか、適切な医療や介護に結び付けていくことも求められます。また、いわゆる貧困の連鎖の防止に向けた対策の充実も課題です。

主な施策展開

施策1 生活困窮者支援の充実

① 相談体制の充実

- 生活困窮者の生活安定と自立を支援するため、関係機関や団体との連携を密にし、相談体制の充実を図るとともに、ケースワーカーなどの職員の育成・確保や資質の向上に努めます。
- 複雑かつ多様化している生活困窮者の有する課題に対応するため、就労、家計など様々な面の自立に向けた包括的な相談・支援体制の整備に努めます。

② 自立と生活の支援

- 生活困窮者の支援に当たっては、一人一人の状況に応じたプランを作成し、経済的な自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた支援を行います。
- 生活保護の実施に当たっては、日本国憲法第25条の理念に基づく、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、被保護者の能力や置かれた環境に応じて、自立に向けた支援を行います。
- 貧困の連鎖を防止する観点から、被保護世帯等の子どもがいる世帯に対して学習支援に加え、生活習慣や育成環境の改善に向けて必要な支援を強化します。
- 中国残留邦人等に対して、老後の生活安定など地域でその人らしい暮らしを実現するための生活支援を行います。



アサポート事業 (学習支援) イメージ

KPI (重要業績評価指標)

就労指導等により保護廃止
となった世帯数 (自立世帯数)

6世帯 → 8世帯

就労支援により
就労を開始した人の割合

24.4% → 33.0%

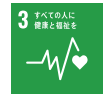


基本政策 ①

第5節

健康づくり・保健衛生

関連する SDGs



現況と課題

- 我が国では近年、平均寿命が伸びる一方、個人の生活習慣や労働環境などの社会構造の変化により、がん、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病や「うつ病」などの精神疾患が増加しています。
- 新型コロナウイルスは、人々の健康や生命を脅かすとともに、医療提供体制に大きな影響を与えました。新たな感染症に対応するため、情報収集を進めるとともに、市民の意識啓発を図るなど、更なる対策が求められています。
- 社会的な健康志向が高まる中で、健康づくりは市民一人一人の多種多様で、主体的・継続的な取組とともに、保健・医療・福祉の関係機関や、住民組織との連携による情報提供や活動支援が重要です。
- 健康教室や健康相談、検（健）診、予防接種など、市民の健康管理・健康増進の拠点である保健センターについては、機能強化・サービス向上を図るとともに、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士などの専門職の人材確保が求められています。
- 地域医療については、朝霞地区四市及び朝霞地区医師会等の関係機関と連携し、休日・夜間の輪番制の実施、小児救急医療体制の整備等、医療体制の確保に努めており、今後も効果的な連携の促進が必要です。

主な施策展開

施策1 健康づくりの推進

① 健康づくりの推進

- 市民が健康に対する正しい知識を持ち、自ら積極的に身体及び心の健康づくりを実践していくことができるよう、健康教室の開催や、健康の保持増進及び生活習慣病に関する知識の普及啓発、情報提供を行います。
- 市民が食育活動を実践できるよう、地域、関係団体と連携し、食育を推進します。
- 市民の健康づくり活動を行う団体やグループの支援に努めます。

施策2 保健衛生の向上

① 保健予防の推進

- 母子保健サービスにおいて、妊娠期から子育て期にかかる切れ目ない支援体制を構築するとともに、乳幼児健康診査の未受診の把握や訪問等による相談支援の充実に努めます。
- 健康問題の複雑化に対応し、市民ニーズに応えられる保健サービスを提供するため、保健センターの機能強化を図るとともに、保健師などの専門性の高い人材の確保に努めます。
- 市民のこころの健康づくりを推進するため、講演会・講座等の開催、相談事業、正しい知識の普及啓発を行うとともに、関係機関と連携し、精神保健事業の充実を図ります。また、自殺対策計画に基づき、自殺予防対策事業について、効果的な事業の推進に努めます。

- 検(健)診・予防接種について、市民が受けやすい環境づくりを進め、疾病予防の強化を図ります。

② 保健・医療の連携強化

- 関係機関との連携を図り、日常の医療体制のほか、救急医療体制の確保・充実を図ります。
- 地域医療機関における看護師不足に対応するため、朝霞地区看護専門学校の運営について助成を行います。

③ 感染予防対策の推進

- 感染症の正しい知識の普及・啓発を図り、感染症の予防とまん延の防止に努めるとともに、関係機関や団体と連携し、疾病予防体制の整備を図ります。

KPI (重要業績評価指標)

がん検診受診率

胃がん	16.9%
乳がん	21.8%
子宮頸がん	18.5% → 50%
大腸がん	20.7%
肺がん	23.6%

母子健康手帳交付時の妊婦の状況把握率

95% → **100%**

自殺死亡率(人口10万人対)

15.04 → **11.50**

関連する個別計画・方針等

- 第2次いきいき新座21プラン(第2次新座市健康づくり行動計画・新座市食育推進計画・新座市歯科口腔保健推進計画)
- 新座市いのち支える自殺対策計画



基本政策 ①

第6節

国民健康保険・国民年金

関連する
SDGs

現況と課題

- 国民健康保険制度は、国民皆保険の中核として、医療の確保と市民の健康の維持増進に大きな役割を担っていますが、少子高齢化の進行や医療技術の高度化による医療費の増大、経済・社会情勢等の変化により保険税の負担能力の低い被保険者が増加するなど、国民健康保険事業は大変厳しい運営状況となっています。
- このような背景の下、社会保障制度の安定的な運営を図るため、国は制度改革を行い、平成30年度(2018年度)から国民健康保険は県と市町村の共同運営となりました。
- 埼玉県は、県と市町村が共通認識の下、国民健康保険の安定的な運営を図るため、埼玉県国民健康保険運営方針を策定しました。本運営方針は、3年ごとに見直しが行われ、県内市町村は、本運営方針に基づき国民健康保険税の賦課、効率的な事務運営のための標準化や共同化の取組等を進めていくこととなります。
- 少子高齢化が急速に進行する中であって、活力ある社会を実現するために、今後、より一層市民の健康づくりの取組への支援が必要となっています。被保険者の健康づくりに向けて、生活習慣病の発症及び重症化の予防に取り組んでいく必要があります。
- 国民年金制度は、老齢、障がい又は死亡について年金を支給することによって、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とした制度であり、国が保険者となって運営し、市町村はその一部の事務(法定受託事務)を行っています。
- 年金機能を強化するため、老齢基礎年金の受給資格期間の短縮や年金生活者支援給付金の導入などの法改正が行われており、これらの制度の周知や相談の充実など、公的年金制度の理解を深めていく必要があります。

主な施策展開

施策1 国民健康保険の充実

① 保険制度の健全な運営

- 保険者努力支援制度等に基づく歳入の確保に努め、被保険者の負担軽減を図ります。
- 埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の適正な課税に努めるとともに、納税しやすい環境の整備を進め、収納率の向上を図ります。
- 県との連携を強化しながら、国民健康保険制度に係る補助金などの充実を国に働きかけます。
- 医療費通知の充実、レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の普及啓発などにより医療費の適正化を推進し、歳出の削減に努めます。

② 健康増進活動の推進

- 生活習慣病の予防のため、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率の向上に努めるとともに、被保険者が受診しやすい環境づくりを進めます。また、生活習慣病の重症化や合併症への進行を予防する取組を推進します。
- 被保険者の健康の保持・増進のため、特定健康診査の結果や医療情報等を分析して策定する保健事業計画（データヘルス計画）に基づき、地域の健康課題解決に向けた取組を推進します。

施策2 国民年金制度の推進

① 制度の周知

- 未加入者の解消に向け、国民年金制度の意義や仕組みなどに関する理解を促進します。

② 相談業務の充実

- 国との連携を強化しながら、年金相談体制の充実を図ります。

KPI (重要業績評価指標)

特定健康診査の受診率／
特定保健指導の利用率

36.6%／28.4% ➡ **55%／48%**

国民健康保険税収納率

80.1% ➡ **87.8%**

関連する個別計画・方針等

- 新座市国民健康保険データヘルス計画第2期計画・特定健康診査等実施計画第3期計画



基本政策 ①

第7節 地域福祉

関連する SDGs



現況と課題

- 核家族化や都市化の進行によって、住民相互のつながりの希薄化が進んでいます。福祉サービスに対するニーズが複雑化・多様化する中で、「社会的孤立」の問題や公的支援制度が対象としないような身近な生活課題などへの支援の必要性が顕在化しており、地域住民が共に支え合う「地域共生社会[※]」の実現が求められています。
- このような課題を抱え、支援を必要とする人を把握し、適切な支援につなげていくための総合的な相談支援体制の整備が求められています。
- こうした状況の中、市と社会福祉協議会が連携して、市民の主体的な活動を基調としながら、自助・互助・共助・公助[※]による共に支え合う社会づくりを目指しています。市内6圏域に設置された地域福祉推進協議会を市と社会福祉協議会が支援するとともに、関係機関と連携を図りながら、地域住民の支え合いによる体制整備の構築に向けた取組を推進しています。
- 地域ぐるみで支え合う社会を築いていくためには、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉団体、ボランティアなどの人々によって支えられている身近な福祉活動の活性化に向けた支援が求められています。

主な施策展開

施策1 地域福祉の充実

① 相談体制・情報提供機能の充実

- 複雑・多様な社会保障制度や福祉サービスを市民が適切に利用できるよう、制度の狭間にある課題や複合的な課題を抱えた人に対して、関係機関と連携し、福祉に関する総合的な相談支援体制の整備を図るとともに、地域資源の把握に努め、地域の中で気軽に利用できる相談体制の確立を目指します。
- 地域福祉活動への関心と意欲を高めることができるよう、あらゆる媒体を活用し、コミュニティ情報や地域福祉情報の提供の充実を図ります。

② 地域福祉ネットワークづくり

- 福祉団体の活動の発表の場を設け、幅広い年代に対する福祉意識の啓発に努めるとともに、福祉団体の自立と社会参加を促進し、連携を強化します。
- 福祉団体、福祉施設や事業所、市内にある各大学や教育機関などの様々な主体による活動をいかし、連携して地域福祉活動に取り組むことができるよう、地域福祉ネットワークづくりを進めます。
- 社会福祉協議会との更なる連携強化に努め、市全域及び各地域福祉圏域で取り組む課題を協議しながら生活支援体制の整備を進めます。

③ 地域で支え合える人材の育成と活動支援

- 地域で支え合える人材の育成に努めるとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉団体、ボランティアなどによる活動を支援します。



地域住民によるサロン活動

KPI (重要業績評価指標)

福祉に関する困りごとの
解決に向けた対応をした割合

→ 100%

地域福祉活動の拠点の整備

→ 6地区
(各地域福祉圏域に1か所)

関連する個別計画・方針等

・第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画

第2章 基本政策② 教育文化



生きる力と 生きがいを 育むまち



第1節	就学前教育	P76
第2節	学校教育	P78
第3節	青少年健全育成	P82
第4節	生涯学習	P84
第5節	文化芸術	P86
第6節	スポーツ・レクリエーション	P88



基本政策 ②

第1節

就学前教育

関連する
SDGs

現況と課題

- 乳幼児期は、生活や遊びを通じて、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期です。このため、就学前教育は、子どもが生きる力を育む上で大切な役割を担っており、小学校教育につなげるために、家庭、地域、幼稚園・保育園が連携して取り組む必要があります。
- 新座市では、就学前の子どもを持つ保護者を対象として子育て講座を実施し、家庭における教育の充実を図ってきました。今後は、これから親になる世代に対する学習機会の充実などを通じ、家庭や地域における教育力の更なる向上を促していく必要があります。
- 認定こども園・幼稚園・保育園・小学校の更なる連携強化により、就学前教育の充実と、就学前教育・小学校教育の円滑な接続を図っていくことが重要です。

主な施策展開

施策1 就学前教育の充実

① 家庭や地域における教育のための学習機会の充実

- 就学前の子どもを持つ保護者を対象として、子育て講座を実施し、家庭における教育力の向上を促します。
- これから親になる世代や、子どもを見守ることが期待される世代に対して、家庭と地域における教育の大切さの啓発に努めます。

② 認定こども園・幼稚園・保育園・小学校の連携の充実

- 就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、保育士や教職員が双方の教育の理解を深める取組を推進するとともに、園児と児童が交流する場づくりを推進し、認定こども園・幼稚園・保育園・小学校の連携の充実を図ります。



児童と園児の交流の様子

KPI (重要業績評価指標)

子育てに関する講座への参加率

100% ➡ 100%

幼児・児童交流会への参加している幼稚園、保育園の割合

65.3% ➡ 80%

関連する個別計画・方針等

- 新座市教育大綱
- 第2次新座市子ども・子育て支援事業計画



基本政策 ②

第2節

学校教育

関連する
SDGs



現況と課題

- あらゆる分野におけるグローバル化は社会に多様性をもたらし、急速な高度情報化や技術革新の進展が生活の質を大きく変化させています。
- このように、将来の変化を予測することが困難な時代であっても、子どもたち一人一人が夢と志を持って自ら未来を切り拓いていけるよう、確かな学力・豊かな心・健やかな体をバランスよく身に付けられる教育を推進していく必要があります。
- 子どもたちが安心して、明るくのびのびと学校生活を送ることができるようにも、心身ともに安心できる教育環境の確保が求められています。
- 今後は、子どもたち一人一人に個別最適な学びを展開できるようにするため、ICT^{*}環境を始めとする教育環境の更なる整備・充実など、時代に対応した教育活動の質の向上を図る必要があります。
- 学校教育農園などの地域の自然環境をいかした体験学習やコミュニティ・スクールと学校応援団^{*}活動を一体的に推進するなど、地域と共にある学校づくりに努め、新座市独自の学校教育を展開していくことが大切です。

施策1 教育内容の充実

1 確かな学力の育成

- 児童生徒の基礎学力の定着を図るため、個に応じたきめ細かな指導体制を充実させるとともに、学力向上と正の相関がある非認知能力^{*}を高めます。また、自ら学び、自ら考え、課題を解決する力を育成するために、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業を推進します。
- 児童生徒一人一人が学力の伸びを実感し、学ぶ楽しさを味わうことで、児童生徒の健やかな心や、主体的に学習に向かう態度を育みます。
- Society5.0^{*}の進展に対応できる児童生徒を育成するため、外国語教育やプログラミング教育^{*}などを推進します。

2 豊かな心の育成

- 児童生徒が自立心を持ち、人権の尊重や思いやりなどの豊かな心を身に付け、実践力を育む道徳教育の充実を図るとともに、職場体験や福祉体験、ボランティア活動などを推進します。また、読書活動を推進し、豊かな心を育成します。
- 児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の悩みや不安に対する相談支援体制の充実に努めるとともに、いじめや虐待、不登校などの未然防止、早期発見、早期解決のための体制を整えます。

3 健やかな体の育成

- 児童生徒の体力向上に向けて、自己の体力の伸びを実感させるとともに、運動の楽しさや喜びを実感できる児童生徒を育てることができるよう授業や体育的活動の充実を図ります。
- 時代に応じて新たに直面する健康課題に対して情報を収集し、家庭・地域と連携しながら生活習慣の改善も含めた取組を推進します。

4 特別支援教育の充実

- 障がいのある児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うため、家庭と学校で連携して個々の教育的ニーズを把握するとともに、教員の専門性の向上と支援体制の充実を図ります。
- 障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現のため、通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」による支援の充実を図り、交流及び共同学習を効果的に進めます。

施策2 教育活動の質の向上

1 教員の指導力の向上

- 各学校が抱える教育課題の解決に向けた研究を支援するとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、ICT機器の効果的な活用を始めとした授業内容の適宜改善や児童生徒一人一人に応じた指導の充実を図ります。
- 教員の豊かな人間性と実践的な指導力を培うため、Society5.0などの時代に対応した多様な研修を体系的に整備し、授業の改善・指導力の向上を図ります。

2 学校・地域・関係機関の連携による学校教育の質の向上

- 児童生徒の発達段階や実態に応じた指導を行うため、研修や交流会等を通じて小学校・中学校・高等学校の連携を推進します。また、地域・関係機関との連携を強化するため、市内3大学、民間事業者等との連携や学校運営協議会を通じた地域の人材活用に取り組みます。
- 部活動ボランティア指導員や農業支援員など、地域の方々が体験学習を通じ、児童生徒と直接関わり、その知識や技術を伝える制度の充実を図ります。

施策3 教育環境の整備・充実

① 教育施設・制度の充実

- 老朽化した学校施設について、長寿命化や大規模改修を進めるとともに、バリアフリー※化及び脱炭素化の視点を重視しながら、引き続き計画的な改修を進め、課題解決に向けて取り組みます。
- 児童生徒の情報化社会への適応力を培い、学力向上を図るため、GIGAスクール構想※により整備した端末一人1台環境を継続して発展させ、個別最適な学びを実現します。
- 教育ネットワークを時代に適合したセキュアな方式に改め、ハード・ソフト両面から授業・校務におけるICT環境を充実させることにより、学校教職員の働き方改革の一助とするとともに、教育の更なる情報化を推進します。
- 児童生徒が自然に触れ、豊かな人間性を育むための場所づくりとして、自然環境の保全・整備等に努めます。



② 地域と共にある学校づくりの整備・充実

- 地域における学習機会の充実や施設の有効活用を図るため、学校施設を開放します。
- 保護者や地域住民などで構成する学校運営協議会の充実を図り、学校と地域の連携・協働を進めます。また、学校評価制度※を活用し、見直しを図りながら学校・家庭・地域が一体となって学校の教育力を高めていきます。
- 様々な面における専門知識や技術を伝えることのできる地域の人材、ボランティア等を確保し、児童生徒が多様な経験ができる機会の提供に努めます。
- 通学路で、危険と思われる箇所に交通指導員等を配置し、児童の登下校時の安全確保に努めます。



③ 就学・進学への支援

- 経済的理由などにより就学・進学が困難な家庭に対し、就学援助制度の周知を図り、就学に伴う費用の援助や入学準備金及び奨学金の無利子貸付などの支援を実施します。

④ 学区域の弾力的運用

- 今後の児童生徒数の推移を考慮しながら、学区域の見直しを検討します。

KPI (重要業績評価指標)

主体的・対話的で深い学びの実施

小学校
5年 4.0p
6年 4.0p
中学校
1年 4.0p
2年 3.8p
3年 3.8p

→ 平均4.1pまで上げる。

県学力・学習状況調査における、
学力レベルを伸ばした
児童生徒の割合と学力の伸び率

小学校
5年 76.1
2.6
6年 74.8
2.2
中学校
1年 70.6
2.0
2年 57.0
1.0
3年 67.6
2.0

→ **小学校**
平均80%の児童を伸ばしかつ
学力レベルを平均2.6に上げる。
中学校
平均70%の生徒を伸ばしかつ
学力レベルを平均2.0に上げる。

不登校の割合

小学校 1.19%
中学校 4.98%

→ **小学校 1%未満**
中学校 4%未満

規則正しく健康的な生活を送っている
児童生徒の割合:朝食を食べる
(全国学調)

男子 88.5%
女子 79.7%

→ **男子、女子**
90%

運動やスポーツが好きだと答えた
児童生徒の割合
(全国運動能力・運動習慣等調査)

小学校5年
男子 89.0%
女子 80.1%
中学校2年
男子 83.8%
女子 77.0%

→ **全国平均を上回る。**
※参考令和3年全国平均
小5男子 91.0% 女子 83.7%
中2男子 87.5% 女子 75.5%

新体力テスト 絶対評価
上位3ランクの児童の割合

小学校 77.4%
中学校 82.4%

→ **小学校 80%**
中学校 85%

老朽化対策を実施した校舎数

0校

→ **4校**

関連する個別計画・方針等

- 新座市教育大綱
- 新座市学校施設長寿命化計画
- 新座市学校教育情報化推進計画
- 第4次新座市子ども読書活動推進計画



基本政策 ②

第3節

青少年健全育成

関連する
SDGs

現況と課題

- 都市化、核家族化、高度情報化などを背景として、地域の人間関係が希薄化し、青少年を取り巻く環境が変化しています。
- 社会的ストレスをきっかけとした青少年の孤立が不登校や引きこもりの増加・長期化の要因となり、高齢者の引きこもり「8050問題」につながっています。
- 学校で児童生徒の一人1台のタブレット端末が整備されるなどICT^{*}環境が進み、また、スマートフォンやインターネットの普及により、コミュニケーション手段が多様化し、多くの情報や知識を得られる一方で、虚偽の内容や青少年に有害な情報など、たくさんの危険が潜んでいます。また、青少年の人間関係を形成する能力の低下や直接的な体験や経験の不足が懸念されています。
- 次世代を担う青少年が、豊かな人間性を備えた大人として成長していくことができるよう、家庭、学校、地域との関わりの中で人間関係を構築し、様々な体験や経験を積んでいくことが大切です。
- 青少年の健やかな成長を促すためには、青少年期に社会参加活動の機会の充実を図るとともに、関連する団体や活動を支援していく必要があります。
- 新座市では、子どもの放課後居場所づくり事業(ココフレンド)^{*}や新座っ子ぱわーあっぷくらぶ^{**}を展開し、放課後や休日の子どもの安全・安心な居場所の確保を推進してきましたが、今後も、学級35人制等を考慮した活動場所の確保と子どもの学習活動や体験活動の充実を図る必要があります。

施策1 青少年の健全育成の推進

① 青少年活動の充実

- 青少年の健やかな成長を促すため、青少年のボランティア活動など社会参加活動の機会の充実を図ります。
- 青少年の活動を支援するため、地域社会の様々な資源や、小・中学校、公民館、図書館等の社会教育施設、文化施設等の有効活用に努めます。
- ICT環境に対応できる青少年を育成するために、青少年がICTを適切に活用する力を身に付けられる機会の充実を図ります。



② 青少年健全育成活動の支援と担い手の確保

- 地域ぐるみで青少年の健やかな成長を促すため、青少年の健全育成に携わる団体の活動を支援するとともに、青少年の健全育成に関する活動の担い手の確保に努めます。

③ 子どもの安全・安心な居場所の充実

- 放課後や休日の子どもの安全・安心な居場所を確保し、健全で意欲的な活動ができるよう、学校や地域と連携して子どもの学習活動や体験活動の機会の充実を図ります。
- 青少年期の不登校や引きこもりの一因となっている子どもの孤立を予防するため、学校・家庭・地域が連携した安全・安心な居場所づくりを推進します。



子どもの放課後居場所づくり事業
(ココフレンド)

KPI (重要業績評価指標)

ココフレンドの登録率

37% → 50%

新座っ子パワーあっぷくらぶ
開設クラブ数・参加者数

28クラブ473人 → 35クラブ600人



基本政策 ②

第4節 生涯学習

関連する
SDGs



現況と課題

- 人生100年時代^{*}を迎え、いつまでも自分らしく学び続けたいという生涯学習への意欲が高まるとともに、最新の知識を身に付け、必要に応じて教育機関に戻って学ぶことができるリカレント教育^{*}の重要性が高まっています。
- 性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、多様な人材が能力を発揮し、社会で活躍するためにも、生涯にわたって行う学習活動は欠かせません。また、オンライン学習やAI^{*}などテクノロジーを活用した生涯学習環境の多様化も進んでいます。
- 新座市では、公民館・コミュニティセンター、図書館などを中心として各種講座を開催し、市民の多様なニーズに応えるべく取り組んでいます。
- 市内の三つの大学との連携により、プラスカレッジ^{*}、公開講座などを開催し、市民の学習機会の充実を図ってきました。今後は、民間事業者や地域などを含め、学習機会の拡大を更に進めていきます。
- 市民の学習ニーズを的確に把握し、市民一人一人が「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる環境を整備することが必要です。また、学習の成果をいかし、地域の課題解決に向けて、市民が主体的に地域社会に参加することで更に地域のつながりが深まることが期待されています。

主な施策展開

施策1 生涯学習の推進

① 生涯学習機会の充実

- 様々な年代の市民のニーズに応じた講座が開催できるよう、ニーズ調査や学習プログラムの研究に努めるとともに、各公民館・コミュニティセンターや図書館において地域に根ざした特色ある事業を展開します。
- 性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、多様な市民が、能力開発を通じて自己実現を図る機会を提供します。
- Society5.0^{*}に対応できるよう、ICT^{*}関連の講座の推進を図ります。

② 生涯学習施設の整備・充実

- 幼児から高齢者まで、個々の年代に対応した生涯学習を支えるため、民間等事業者との連携など、効果的な運営を図ります。
- 生涯学習施設について、老朽化対策や通信環境を含めた地域の拠点としての機能強化など、課題解決を図りながら、計画的な整備・改修に取り組みます。

③ 自主的な活動の支援・充実

- 各施設のホームページの充実など、生涯学習機会に関する情報発信の強化に努め、市民の自発的・自主的な生涯学習活動を支援します。
- 各公民館・コミュニティセンターによる社会教育に関する相談などの充実を図ります。

- 市民の多様化する学習を支援するため、図書館資料の整備・充実、レファレンス機能^{*}の拡充など図書館サービスの推進を図ります。

④ 学習の成果をいかす仕組みづくり

- 図書館などにおける社会教育活動及び地域活動においてボランティアの活躍する機会や場を提供するとともに、ボランティアのマッチングを推進することで、生涯学習の成果を地域社会にいかすことのできる仕組みづくりを進めます。
- 市民の多様な学習ニーズやボランティア意欲に応えるため、生涯学習ボランティアバンクへの登録を推進します。

⑤ 関係機関との連携・協力

- 市民の生涯学習意欲の高まりに対応するため、小・中学校と連携し、学校施設の地域への開放や余裕教室の活用などを推進します。
- 市民の学習意欲の多様化、高度化に対応した学習機会を提供するため、大学などと連携した事業の充実に努めます。
- 生涯学習への市民参加を更に推進するために、関係団体と連携・協力し、市民同士や団体間の交流の促進に努めます。
- 子どもの読書活動を推進するため、図書館と小・中学校が連携して、子どもの読書活動の機会の拡充を図ります。

KPI (重要業績評価指標)

出前講座依頼件数／実施件数

125件 ➡ 400件

ボランティアバンク登録者数

108人(団体) ➡ 110人(団体)

にいざプラスカレッジ参加者数

77人 ➡ 120人

関連する個別計画・方針等

・第4次新座市生涯学習推進計画



基本政策 ②

第5節 文化芸術

関連する
SDGs



現況と課題

- 少子高齢化やグローバル化の進展など、文化芸術活動を取り巻く状況が大きく変化しています。こうした中、文化芸術基本法の改正が行われ、文化芸術の振興にとどまらず、まちづくりや教育など幅広い分野を取り込むことにより、文化芸術に関する施策が更に推進されていくことが期待されています。
- 文化財についても、文化財保護法の大幅な改正が行われ、未指定を含めた有形・無形の文化財をより広範に捉え、まちづくりにいかしつつ、地域社会全体で文化財の継承を進めていくことが求められています。
- 新座市では、市民の主体的な文化芸術活動を推進するため、文化芸術団体・サークルの活動の支援や文化芸術活動の成果を発表する機会の提供などに取り組んできました。
- 市内で活動する文化芸術団体等は、少子高齢化を始めとする社会情勢の変化により、メンバーの高齢化や後継者不足などが課題となっており、人材の育成や確保が困難となりつつあります。このため、団体同士の横のつながりを強化するほか、幅広い世代が文化芸術活動に関心が持てるような機会を創出し、文化の継承を進めていく必要があります。
- 新座市には、有形・無形の文化財が数多く存在しますが、こうした歴史的資源は地域の特性を生み出す源流であり、地域のつながりを育む資産として、地域で継承していく必要があります。

主な施策展開

施策1 文化芸術活動の振興

① 文化芸術活動の環境整備

- 市民の主体的な文化芸術活動を推進するため、引き続き文化芸術に関わるNPOや自主グループ、個人の活動を支援します。
- 市民の誰もが文化芸術を発表・鑑賞・創造できる機会の充実を図ります。また、子どもや若者が文化芸術に触れ、関心を持てる機会を創出し、効果的な情報発信を通じて、地域文化を継承し発展させるまちづくりを進めます。
- 文化芸術活動に積極的に取り組む市民や専門家などの人材の活用により、市民が文化芸術に親しむ環境づくりを進めます。

- 市民会館、公民館など文化芸術関連施設については、多様化する市民のニーズを把握した上で、施設の整備・充実を図り、文化芸術活動の拠点づくりを進めます。

② 文化芸術活動振興のためのネットワークづくり

- 市内の大学や事業所、県、近隣自治体などと連携し、文化芸術活動を推進します。また、文化芸術に関する情報の収集・提供の充実を図り、市民の文化芸術活動相互の連携の強化やネットワークの形成を支援します。

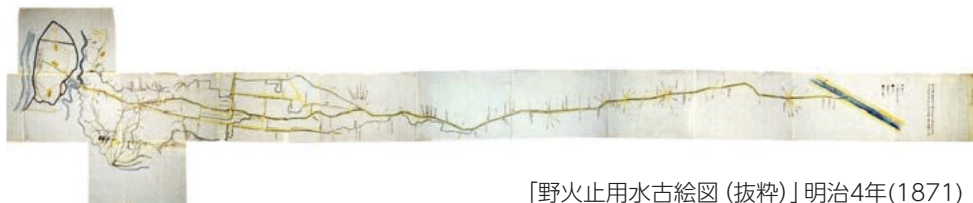
施策2 文化財の保存・活用

① 文化財保護体制の充実

- 文化財保護法・条例に基づき、指定文化財を保護するとともに、民俗、記念物、遺跡など、未指定の文化財の調査・研究を進め、更なる保護に努めます。
- 保存・管理・整備・活用という四原則の下、新座市の歴史を紹介し、平林寺や野火止用水を始めとする文化財を保護していくとともに、伝統文化の保存・継承を支援します。

② 文化財の保存・活用と施設の整備

- 市民が地域への愛着と誇りを持てるように、リーフレットや書籍などの刊行やウェブサイトの活用、学校教育との連携などを通じて、文化財に関する効果的な啓発及び広報活動を推進します。
- リニューアルした歴史民俗資料館について、更なる有効活用を図ります。また、その他文化財関連施設の整備と効果的な運営を図ります。



「野火止用水古絵図 (抜粋)」明治4年(1871)

KPI (重要業績評価指標)

新座快適みらい都市市民まつり文化祭
来場者数

2,150人 → **2,500人**

歴史民俗資料館来館者数

3,301人 → **10,000人**

関連する個別計画・方針等

- 第4次新座市生涯学習推進計画
- 埼玉県指定史跡野火止用水保存活用計画

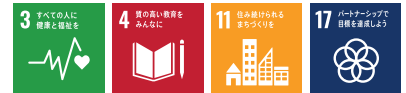


基本政策 ②

第6節

スポーツ・レクリエーション

関連する
SDGs



現況と課題

- 生きがいづくりや健康づくりへの関心の高まりを受け、スポーツ・レクリエーション活動に興味を持つ人が増えています。国は令和4年(2022年)に「第3期スポーツ基本計画」を策定し、スポーツ参画人口の拡大に取り組んでいます。
- 新座市においても、市民のニーズの高まりを受けて、子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じて、誰もがスポーツやレクリエーション活動に親しむことができるよう、活動機会の充実を図るとともに、各種イベントの開催を奨励してきました。
- スポーツに対する価値観や種目の多様化が進んでいるため、市民のニーズを踏まえつつ、誰もが利用しやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- スポーツ・レクリエーション活動を推進するためには、活動を支える関係団体と連携を図りながら、指導者の育成や市民ボランティアとの連携強化を進める必要があります。

主な施策展開

施策1 スポーツ・レクリエーションの振興

① スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 市民の誰もが生涯を通じて手軽にスポーツやレクリエーション活動に親しむことができるよう、市内3大学やスポーツ協会など関係団体と連携し、スポーツ教室、スポーツ大会やレクリエーション大会などを開催します。また、民間団体等による公益的なスポーツ教室やスポーツイベントなどの開催を支援します。

② スポーツ環境の整備

- 多様化する市民のニーズを踏まえ、スポーツ施設の充実を図ります。
- 学校体育施設を開放するなど、資源の有効活用を通じて誰もがスポーツに親しみやすい環境づくりを進めます。

③ スポーツ・レクリエーション振興のための人材育成・活用

- スポーツ・レクリエーション活動の一層の推進を図るため、スポーツ推進委員の育成に取り組むとともに、地域スポーツ団体の指導者となる人材の発掘と育成に努めます。
- スポーツ・レクリエーション活動を指導するボランティアに関する情報の収集と活用に努め、登録団体の運営を支援します。



新座市民総合体育館



新座市宮大和田運動場

KPI (重要業績評価指標)

スポーツ施設利用者数 (屋外)

266,417人 → **280,000人**

スポーツ施設利用者数 (屋内)

180,062人 → **200,000人**

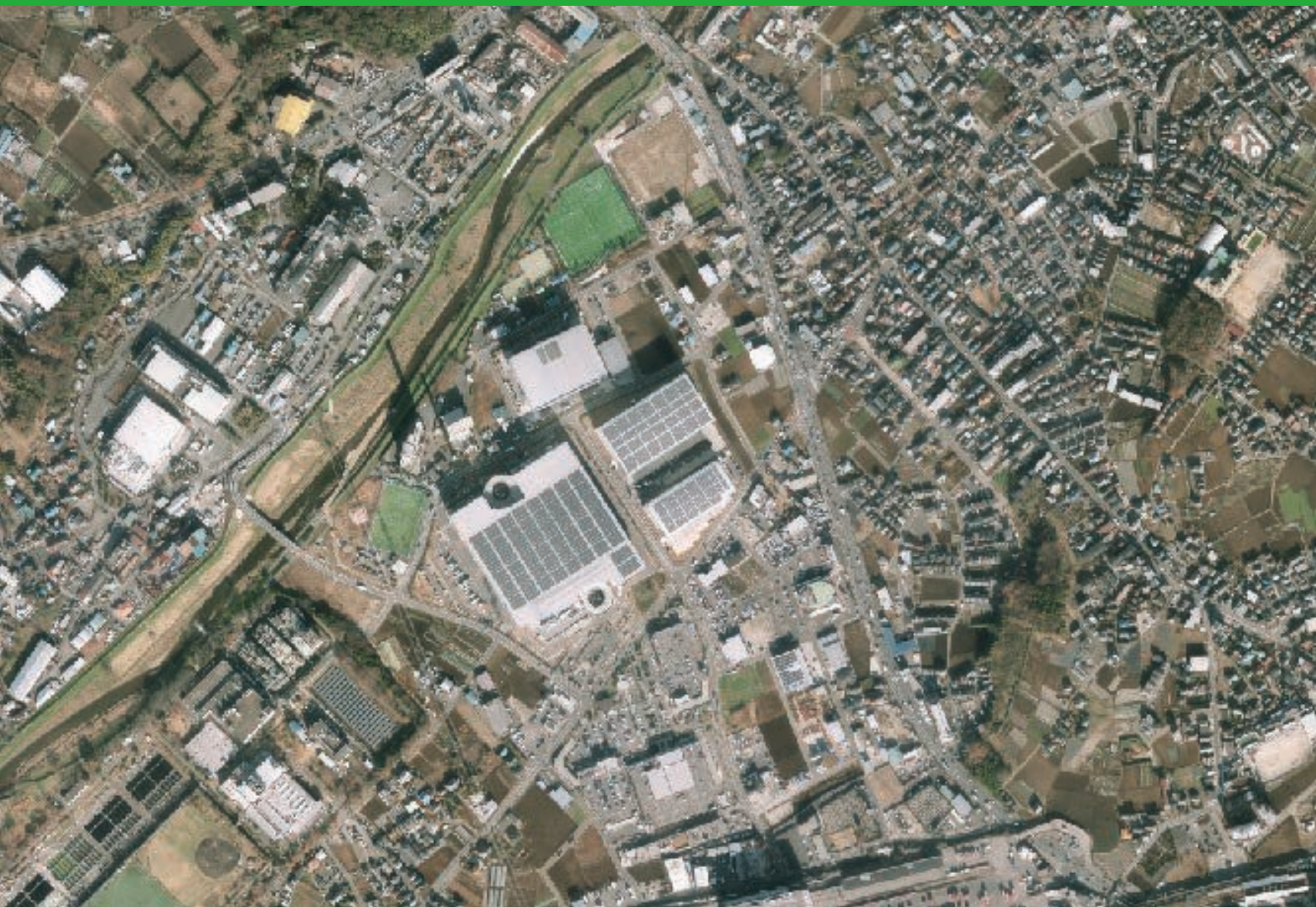
学校施設遊び場開放利用者数

— → **7,000人**

関連する個別計画・方針等

・第4次新座市生涯学習推進計画

第3章 基本政策③ 都市整備



やすらぎと 利便性が 共存するまち



大和田三丁目公園
(当初完成予定イメージ図)

第1節	都市づくり	P92
第2節	公共交通網	P94
第3節	公園・緑地	P96
第4節	道路	P98
第5節	河川・水路	P100
第6節	上水道	P102
第7節	下水道	P104



基本政策 ③

第1節 都市づくり

関連する
SDGs



現況と課題

- これまで、新座市では、首都近郊の地理的優位性と、豊かな自然環境などの強みをいかし、安全性、快適性を備え、景観に配慮したまちづくりを進めてきました。
- 今後は、将来の人口減少や少子高齢化の進行など社会の著しい変化に対応しつつ、誰もが安心して快適に暮らし続けることができるよう、土地区画整理事業^{*}を着実に進め、都市基盤整備を行い、市街地環境の向上を図る必要があります。
- 市域の約39%を占める市街化調整区域^{*}での有効な土地利用を推進し、魅力あるまちづくりを進めるとともに、都市高速鉄道12号線^{*}の延伸やスマートインターチェンジ^{*}の設置を見据えた、新たな拠点の整備についても検討を進めていく必要があります。
- まちづくりに当たっては、年齢や障がいの有無を問わず、誰もが安心して快適に暮らし続けることができるようなまちづくりを進めていくことが求められます。
- 新座市は、雑木林など武蔵野の面影を残す緑豊かな自然が多く残され、野火止水などの文化的景観と併せて特徴的な景観をつくり出しています。今後も、地域の特性をいかした景観づくりに取り組んでいく必要があります。
- 近年、少子高齢化や既存の住宅・建物の老朽化に伴い、適切に管理されていない空家等が増加することは、犯罪の誘発や害虫の発生の原因となるため、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしていることが全国的に問題になっています。
- これまで新座市では、適切に管理されていない空家等の抑制や改善に取り組んできました。今後も、地域の実情に応じた総合的な空家等対策を効果的・計画的に推進する必要があります。

主な施策展開

施策1 計画的なまちづくりの推進

① 市街地環境の向上

- 商業系市街地では、駅周辺における良好な都市基盤をいかしつつ、土地利用の誘導を図るとともに、安全で快適な歩行空間や自転車通行空間を確保することにより、にぎわいと安全性、快適性を兼ね備えた良好な空間の形成を図ります。
- 新座駅北口周辺について、活力と賑わいのある商業空間の創出や駅周辺の計画的な土地利用による良好な街並みを形成するため、土地区画整理事業により都市基盤整備を進めます。
- 工業系市街地では、工業施設や物流業務施設などの新たな施設立地を促進し、周辺環境に配慮したまちづくりの形成と地域の利便性の向上を図ります。
- 住居系市街地では、地区の特性に応じた居住環境の整備や改善を図ります。

② 有効な土地利用の推進

- 市街化調整区域については、自然環境との調和に配慮しつつ、有効な土地利用の誘導を図ります。

- 新座駅に近接するあたご・菅沢地区については、地理的条件をいかし、土地区画整理事業による新たな市街地整備を検討します。
- 市中央部における新たな拠点の形成を図るため、都市高速鉄道12号線の延伸実現及びスマートインターチェンジの設置に向けたまちづくりについて検討します。
- 都市計画道路保谷朝霞線の整備の進捗に合わせた、道場地区におけるまちづくりの在り方について検討します。

③ バリアフリー※・ユニバーサルデザイン※によるまちづくりの推進

- 全ての人にやさしいまちとなるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。

④ 景観づくりの推進

- 景観づくりに関する情報提供の充実を図るとともに、景観に関連する諸制度を活用し、地域の特性をいかながら良好な景観づくりに取り組みます。

施策2 空家等対策体制の充実

① 空家等の管理意識の高揚

- 空家等の管理意識の高揚を図るため、空家等の適切な管理についての啓発活動を実施します。

② 空家等対策体制の整備

- 庁内及びその他関係機関と連携して、空家等対策を推進する体制を整備します。
- 空家等の利活用を促し、管理不全の空家等の発生を防ぐための取組に努めます。
- 空家等対策に取り組む団体との連携や、空家等の適正な管理の促進により、周辺地域の生活環境を守ります。

KPI (重要業績評価指標)

新座駅北口土地区画整理事業進捗率

53% ➡ 100%

通報があった空家等の管理不全箇所の解決率

91.8% ➡ 100%

関連する個別計画・方針等

- 新座市都市計画マスタープラン
- 新座市景観づくりビジョン
- 新座市景観計画
- 第2期新座市空家等対策計画



基本政策 ③

第2節 公共交通網

関連する
SDGs



現況と課題

- 公共交通は、市民の日常生活を支える重要な役割を担っており、高齢化が進行する中、誰もが安全で快適に利用できる公共交通網の更なる充実が求められています。また、自家用車の利用者が公共交通利用に転換することで、環境負荷の低減や道路の混雑緩和にもつながることから、公共交通を利用しやすい環境づくりを進めることが必要です。
- 市民が利用する鉄道路線としては、主に東武東上線、JR武蔵野線及び西武池袋線がありますが、鉄道空白地域となっている市中央部における鉄道の整備は、新座市の長年の課題となっています。このため、都市高速鉄道12号線[※]の延伸の早期実現に向けた取組を進めていくことが重要です。また、既存の鉄道については、更なる利便性の向上に向けて、鉄道事業者へ働き掛けていくことが必要です。
- バス路線は、駅や公共施設などへの交通手段としての役割を担っており、快適に利用するためには、路線網の拡充や運行系統の見直し、運行本数の増加などについて、バス事業者へ働き掛けていくことが必要です。今後は、バス業界の運転手不足により、運行の維持が難しくなることが想定されており、市においても、コミュニティバスなど、市民の身近な交通手段の充実を図っていく必要があります。
- 市民の誰もが安心して外出できるよう、交通機関や周辺施設のバリアフリー[※]化を推進していく必要があります。
- 我が国では、自動車保有率の上昇に伴い、交通事故が増加してきましたが、平成16年(2004年)を境に減少傾向となり、令和3年(2021年)の交通事故発生件数はおよそ30万5千件でした。一方、高齢者が関係する交通事故は増加傾向にあり、高齢者の交通事故減少に向けた取組が課題となっています。
- これまで新座市では、交通ルールの遵守、マナーの向上や交通安全意識の啓発を図るため、交通安全推進団体などの関係機関と連携し、交通事故ゼロを目指して交通安全運動を推進してきました。悲惨な交通事故から市民を守り、交通安全に向けた取組を一層推進するために、誰もが安全かつ安心して通行できる交通環境を整備することが重要です。

主な施策展開

施策1 公共交通網の充実

① 都市高速鉄道12号線の延伸

- 都市高速鉄道12号線の延伸の早期実現に向けて、関係機関との協議や新駅予定地周辺におけるまちづくりの検討を進めるとともに、地元の更なる機運醸成を図る取組を進めます。また、東京都の動向などの情報収集に努め、関係機関への効果的な働き掛けを行います。

② 鉄道利用環境の向上

- 鉄道の利便性を高めるため、東武東上線、JR武蔵野線、西武池袋線については、ダイヤの見直しや駅舎の改善などについて、鉄道事業者に働き掛けます。
- 駅利用者の利便性を確保するため、駅周辺の自転車駐車場やバイク駐車場の適切な維持管理に取り組みます。

③ バス利用環境の向上

- 利用者のニーズを踏まえた運行本数の見直しや路線の拡大など、路線バスの輸送サービスの維持・拡充をバス事業者に働き掛けます。
- バス利用者の利便性や快適性を確保するため、バス停の屋根・ベンチの維持管理や増設、運行状況案内システムの設置をバス事業者に働き掛けるとともに、バス停周辺の自転車置場の適切な維持管理に取り組みます。
- 快適な公共交通手段の確保及び市内全体の移動利便性を向上するため、まちづくりと一体となった、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を進めます。

④ バリアフリー化の推進

- 鉄道やバス、タクシーなどの利便性と安全性を向上するため、駅やその周辺施設のバリアフリー化を進めます。

施策2 交通安全の確立

① 交通安全意識の高揚

- 警察等関係機関との連携の下、交通安全運動及び交通安全教室の実施により、自動車だけでなく、自転車や歩行者に対して、交通ルールの遵守、マナーの向上や交通安全意識の啓発を進めます。また、高齢者による交通事故減少に向けて、高齢者の運転免許証の自主返納を促進します。

② 安全な交通環境の整備

- 安全な交通環境を確保するため、地域や警察との効果的な連携を図るとともに、放置禁止区域内等において放置自転車の撤去活動を行います。
- 道路環境の変化や交通量の増加に伴う交通危険箇所の解消に向け、啓発看板、道路反射鏡(カーブミラー)、安全標識、路面標示などの交通安全施設の整備を進めます。

KPI (重要業績評価指標)

コミュニティバス利用者数

118,795人 ➡ **224,000人**

交通安全教室実施回数/人数

21回/1,790人 ➡ **41回/4,000人**

関連する個別計画・方針等

・新座市地域公共交通システム計画



基本政策 ③

第3節 公園・緑地

関連する
SDGs



現況と課題

- 公園・緑地の保全や創出に努めることは、良好な都市環境の保持・形成につながるだけでなく、地域コミュニティの形成や健康活動の充実といった面から重要です。公園・緑地が持つ多様性をいかすとともに、みどりの質の向上を図っていく必要があります。
- 新座市は、武蔵野の面影を残す雑木林、柳瀬川や黒目川など、みどりと水に恵まれており、本市の貴重な財産として次代に継承していくことが重要です。その中でも、平林寺境内林は近郊緑地特別保全地区※(首都圏近郊緑地保全法)に、また、妙音沢の斜面林は特別緑地保全地区※(都市緑地法)に指定されています。
- 市内の緑地は市街化の進展と共に減少していますが、これまで、保存樹木の指定を行うとともに、みどりの保全協定を締結し、市民ボランティアとの連携による取組を進めてきました。今後も、良好な自然環境を保全していくとともに、多くの市民に親しまれる場として緑地を活用していく必要があります。
- 市民の憩いの場となる公園については、自然と調和したゆとりある都市空間の実現に向けて、拠点となる公園の整備や既存の公園の更なる充実を図ることで、誰もが安全で安心して利用できる公園づくりを進める必要があります。
- 公園の維持管理に当たっては、町内会や市民ボランティアとの協働による取組のほか、民間の活力を導入するなど新たな体制の研究が必要です。
- 公園のリニューアルや新規整備に関しては、新しい視点による創意工夫が求められています。そこで、公募設置管理制度 (Park-PFI) ※による民間の資本やノウハウを活用した整備・改修及び管理手法について検討する必要があります。

主な施策展開

施策1 良好な自然環境の保全、活用、創出

① 緑地の保全・活用の推進

- 平林寺周辺を始めとした、良好な自然環境の保全に努めます。
- 妙音沢周辺の良好な自然環境の保全や憩いの場となる周辺整備の推進に努めます。
- みどりの保全協定などの諸制度に基づき、緑地の保全・活用を推進するとともに、市内に残る貴重な緑地を計画的に取得するため、新座グリーンスマイル基金の周知と活用を図ります。
- 市民・事業者に対しては、緑地協定制度[※]などを活用し、地域ぐるみによる自主的な緑地の保全活動の促進に努めます。
- 山林の相続税猶予に関する制度の確立及び山林の買取りに対する財政支援策の創出について、国・県へ要望していきます。

② 緑地空間の創出

- 公共施設や道路などについては、緑化基準[※]に基づき、緑化を推進するとともに、民間事業者に対して、緑化指導を行うことで、景観等も考慮しながら、貴重なみどりを守っていきます。
- 生け垣設置に関する助成を行うとともに、市民及び事業者に対しての周知を進めます。
- 新たな緑地空間を創出するため、市民緑地認定制度の導入・活用に努めます。

施策2 憩いの場となる公園の充実

① 拠点となる公園の整備

- 大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地内での公園整備など、土地区画整理事業[※]に合わせ、魅力ある街区公園[※]の整備を推進するとともに、道場地内において新座セントラルキッズパークの整備を進めます。
- 本市のスポーツ・レクリエーション及び自然観察の中核として、総合運動公園の適切な維持管理を行うとともに、設備等のリニューアルに努めます。
- 地域の身近な公園や児童遊園の再配置、老朽化した公園の再整備に当たっては、公園のリニューアル計画を策定し、幅広いニーズに対応できる公園づくりを進めます。また、公園施設の新設・改良に当たっては、ユニバーサルデザイン[※]やバリアフリー[※]に配慮した整備を行います。

- 公園のリニューアルや新規整備に際しては、規模や立地場所などの条件を踏まえ、必要に応じて、公募設置管理制度 (Park-PFI) による民間の資本やノウハウを活用した整備・改修及び管理手法について検討します。

② 誰もが利用できる公園の充実

- 公園遊具の安全点検の実施と維持・補修を進めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。
- 子どもたちの声を聴き、子育て世代にも配慮して、親子で1日遊べるなど、利用者のニーズを踏まえた公園づくりを推進します。
- 行政と市民との協働の下、公園の清掃や維持管理を行います。

KPI (重要業績評価指標)

緑地面積

[※]今後減少は避けられないため、減少幅及び減少ペースを抑えることに努める。

314.58ha → **306.03ha**

市民一人当たりの都市公園面積

1.77㎡ → **1.98㎡**

緑・公園に関するボランティア登録者数

234人 → **254人**

関連する個別計画・方針等

・新座すみどりの基本計画



基本政策 ③

第4節 道路

関連する
SDGs



現況と課題

- 少子高齢化が進行する中、子どもや高齢者、障がい者など、誰もが安全で快適に使用できる道路環境を整える必要があります。また、無電柱化による防災対策、道路の緑化による景観・環境への配慮に加え、構造物の老朽化にも対応するなど、多様な視点からの改善・整備が重要となります。
- 生活道路については、歩行者や自転車利用者の視点から、安全性の確保と快適性の向上に重点を置いた計画的な改善・整備が必要です。
- 幹線道路については、緊急車両の円滑な通行等、市民の生命や財産を守ることに加え、経済活動を支えるためにも重要なものです。新座市の幹線道路のうち、都市計画道路東久留米志木線については比較的整備が進んでいますが、今後は、埼玉県が整備中である放射7号線と接続するひばりヶ丘片山線や周辺都市との連携強化につながる保谷秋津線を重点路線として整備に取り組んでいく必要があり、今後も東京都や埼玉県、近隣市との連携が重要です。
- 交通利便性の更なる向上に向けて、関越自動車道へのスマートインターチェンジ^{*}の設置について検討が必要です。さらに、国道254号の慢性的な混雑により、これを要因とする渋滞が市内各所で発生し、その解消が大きな課題の一つとなっています。
- 舗装の傷みによる振動・騒音の問題が生じています。このため、道路パトロールの強化など、きめ細かな対応が求められるとともに、安全で快適な道路環境維持のために、市民との協働が必要となります。
- 橋については、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う予防保全型の維持管理を行っており、計画的な長寿命化などに引き続き取り組む必要があります。

主な施策展開

施策1 道路交通網の整備

① 道路環境の改善・整備

- 交通手段にかかわらず、誰もが安全で快適に使用できる道路整備を推進します。また、安全、防災、景観において効果の高い無電柱化の検討や街路樹の整備を進めます。
- 歩行者の安全性や快適性に配慮し、道路の拡幅や歩道の確保を計画的に進め、安全な道路環境づくりに取り組みます。また、市民の利用状況に合わせ、自転車通行空間の整備をするなど、自転車や車いす、新たなモビリティ(交通手段)等の利用にも配慮した整備に努めます。

② 幹線道路の整備

- 都市計画道路保谷秋津線、ひばりヶ丘片山線については関係機関と調整しながら整備を推進するとともに、東久留米志木線については整備を進めます。
- 都市計画道路保谷朝霞線、放射7号線、東村山足立線などの早期整備について、県に要請・協力します。
- 関越自動車道へのスマートインターチェンジの設置に向け、調査検討を進めます。
- 国道254号の慢性的な混雑の解消に向けて、国道254号和光富士見バイパスの早期整備について、関係機関に要望します。

施策2 道路管理の充実

① 道路の維持・補修

- 道路の定期的な調査やパトロールを実施し、市民からの情報提供等を受けながら、舗装等の傷みの早期発見・計画的な補修により、舗装の長寿命化を図るとともに、街路樹や植樹帯の保全に努めます。
- 市民による清掃・花の植栽など、協働による良好な沿道景観の創出と道路の適切な維持管理を進めます。

② 橋の維持・補修

- 市内橋について、5年ごとの定期点検による劣化進行度合いに応じて、修繕時期を検討するとともに、点検結果を基に適切な維持管理に取り組み、災害に強い道路網の確保を図ります。

③ 私道整備への支援

- 砂利道の舗装や老朽化した舗装の再整備など、私道整備の支援に努めるとともに、補助金の要件について調査・研究します。

KPI (重要業績評価指標)

都市計画道路整備率

16% → 90%

市道舗装修繕計画による
市道修繕率

0% → 100%

橋梁長寿命化修繕計画による
修繕率

0% → 100%

関連する個別計画・方針等

- 新座市道路整備基本計画
- 新座市道舗装修繕計画
- 新座市橋梁長寿命化修繕計画



基本政策 3

第5節 河川・水路

関連する SDGs



現況と課題

- 近年各地でこれまでの想定を超えた大規模な水害が発生する中、被害を抑制するため、河川・水路を計画的に改修し、治水対策をこれまで以上に推進していくことが重要です。河川改修については、県による柳瀬川、黒目川の改修など、当面の整備は完了していますが、河川内に堆積した土砂の浚渫工事の継続した実施を要望していく必要があります。
- 水害を抑制するため、透水性舗装や雨水浸透ますなどの施設の設置を進めるとともに、既存施設の活用など新たな方策について検討する必要があります。また、開発事業者に対しても、雨水流出抑制を図るよう促していくことが求められます。
- 河川・水路は、市民が自然を体験できる貴重な空間であり、新座市ではこれまで、柳瀬川、黒目川や野火止用水といった水辺空間を、ウォーキングやサイクリング、自然観察などを楽しめるレクリエーションの場として活用するため、遊歩道や親水護岸の整備等に取り組んできました。
- 今後も引き続き、関係機関と連携しながら、流域環境の整備を進め、市民が気軽に水辺に親しめる環境づくりに取り組む必要があります。また、市民との協働による清掃活動などを通じ、快適な水辺空間を確保することも求められます。

主な施策展開

施策1 治水対策の推進

① 治水安全対策の促進

- 柳瀬川、黒目川について、河川内に堆積した土砂を取り除く浚渫工事など適正な維持管理と、必要に応じて更なる治水機能の向上に向けた改修・整備を県に要望します。



大和田三丁目地下調整池

② 雨水流出抑制の推進

- 降雨時における河川への急激な雨水の流出を抑制するため、公共施設の新設・改修に合わせての雨水貯留・浸透施設の設置や、歩道の整備における透水性舗装を推進します。さらに、想定を超えた大型台風や集中豪雨の発生時においても被害を抑制できるよう、公園や学校などの広い敷地を持った施設について、貯留施設としての活用を進めます。
- 民有地における雨水貯留・浸透施設の設置を促進します。

施策2 河川・水路環境の整備

① 水辺に親しめる環境づくり

- 柳瀬川、黒目川について、整備の完了した遊歩道の適切な維持管理を進めるとともに、ウォーキングやサイクリング、自然観察など、市民が気軽に親しめるレクリエーションの場として積極的な活用を図ります。
- 野火止用水について、護岸の補修を適宜行い、暮らしに身近な水辺空間としての活用を図ります。
- 市民との協働により、清掃活動や啓発活動を進め、快適な水辺空間を創出します。



KPI (重要業績評価指標)

開発行為等における
雨水貯留・浸透施設設置率

0% → 100%



基本政策 3

第6節 上水道

関連する SDGs



現況と課題

- 上水道は、人々が快適で衛生的生活を送る上で不可欠な都市基盤です。我が国では、市街地の拡大等に伴い、全国的な整備が進められてきましたが、人口減少局面に入らる中で需要が減少し、持続的な事業の運営に向けた課題が生じています。また、施設の老朽化なども問題となっています。
- 新座市では当面、人口が急激に減少する可能性は低いとみられていますが、節水機器の普及などにより、水道事業の給水収益が緩やかに低下していく見通しです。このため、引き続き水道事業の多様な広域連携の検討や民間委託を進めるとともに、水道料金等の改定についても検討を進め、これまで以上に安定的・継続的な健全経営を目指して取り組んでいく必要があります。
- 高度経済成長期に整備した水道施設が耐用年数を迎えていることから、事業の優先度を検討した上で、管路や施設の適切な維持管理、更新に取り組んでいくことも求められます。

主な施策展開

施策1 上水道の安定供給

① 安定的・継続的な健全経営

- 水道施設等の資産の状況を把握した上で、水道事業の安定的・継続的な健全経営に努めます。また、事業の運営状況について、市民への分かりやすい情報発信を行います。
- 漏水調査の効果的な手法を検討し、継続的に実施していく中で、必要に応じて修繕工事を行い、有収率^{*}の向上を図るなど、水道事業の経営の効率化に努めるほか、節水機器の普及や節水意識の高揚を目指した取組を進めます。



漏水調査の様子

② 供給体制の充実

- 水質検査を継続的に実施し、安全な水の供給に努めます。
- 重要給水施設へ配水する管路や耐用年数に達した管路などの耐震化を優先的に進めます。また、浄水場など、老朽化した施設・設備の適切な維持・管理を行い、施設の運用に与える影響等を勘案した上で、地球温暖化対策に配慮した計画的な更新や耐震化を進めます。

KPI (重要業績評価指標)

有収率
95% → **96.31%**

管路耐震化率
管路全体 46.4% → **管路全体 49.5%**
基幹管路 33.4% → **基幹管路 64.5%**

水質検査項目の合格／水質基準適合率

100% → **100%**

関連する個別計画・方針等

- 新座市水道事業経営戦略
- 新座市水道事業アセットマネジメント
- 新座市上水道第7次施設整備事業計画



基本政策 ③

第7節 下水道

関連する
SDGs



現況と課題

- 下水道は、人々が快適で清潔な生活を送る上で不可欠な都市基盤です。我が国では、市街地の拡大等に伴い、全国的な整備が進められてきましたが、人口減少局面に入らる中で需要が減少し、持続的な事業の運営に向けた課題が生じています。また、施設の老朽化なども問題となっています。
- 新座市では当面、人口が急激に減少する可能性は低いとみられていますが、節水機器の普及などにより、使用水量が減少することに伴い、下水道事業収益が緩やかに低下していく見通しです。このため、引き続き公共下水道未接続世帯への水洗化指導や不明水対策を進めつつ、これまで以上に安定的・継続的な健全経営を目指して取り組んでいく必要があります。
- 下水道(汚水)については、普及率が97.3%(令和3年度(2021年度)末)、管理する管路延長は約420km(同年度末)となっています。供用開始から40年を経過した管路が増えてきていることから、今後は、汚水管路ストックマネジメント計画に基づき、劣化状況を把握し、優先度を検討した上で、適正かつ効率的な維持管理に取り組む必要があります。
- 下水道(雨水)については、整備率が58.7%(令和3年度(2021年度)末)、管理する管路延長は約310km(同年度末)となっています。耐用年数を迎えている管路が増えてきていることから、老朽化対策が必要となります。また、近年の降雨の局地化・激甚化や都市化の進展に伴い、雨水管理総合計画に基づく雨水管整備や更なる溢水対策を進める必要があります。

施策1 下水道の整備促進

① 安定的・継続的な健全経営

- 下水道事業の経営状況、下水道施設の資産の現状を踏まえ、中長期的な経営の基本計画を定め、下水道事業の安定的・継続的な健全経営に努めます。
- 公共下水道未接続世帯の解消に向けて、未接続家屋・事業所への水洗化指導、啓発により、接続率を高め、整備された公共下水道の有効活用に努めます。

② 汚水排水対策の推進

- 事業認可区域の計画的な整備を推進します。
- 既存の汚水管の計画的な維持管理、改築・更新に努めます。

③ 雨水排水対策の推進

- 雨水管理総合計画に基づき、優先順位を付けて整備を推進します。
- 既存の雨水管の計画的な維持管理、改築・更新に努めます。



KPI (重要業績評価指標)

新座市汚水管路ストックマネジメント計画(第I期)による
進捗率/改築延長L=1,560m

0% ➔ 100%

新座市雨水管理総合計画による
整備率/貯留管φ1,200mm L=650m

0% ➔ 100%

関連する個別計画・方針等

- 新座市汚水管路ストックマネジメント計画
- 新座市生活排水処理基本計画
- 新座市公共下水道事業経営戦略
- 新座市公共下水道雨天時浸入水対策計画
- 新座市雨水管理総合計画

第4章 基本政策④ 市民生活



にぎわいと環境が 調和するまち



第1節	地域活動	P108
第2節	地域経済振興	P110
第3節	環境保全	P114
第4節	生活環境	P116



基本政策 ④

第1節 地域活動

関連する
SDGs



現況と課題

- 地域によるコミュニティ活動は、住民の自主的な活動が基本です。同じ地域に住む人同士が協力して住みよいまちづくりを行うためには、住民相互による連帯や心が通い合う地域コミュニティが重要となります。
- 地域コミュニティの核である町内会の加入率は、56.7% (令和4年(2022年)1月1日現在)と、近隣の自治体に比べるとやや高い水準となっていますが、年々減少傾向にあります。
- 町内会では、活動の担い手の不足や高齢化が課題となっており、今後も活動の活性化に向けた支援が求められます。
- ボランティア活動を安心して行うことができる環境づくりに加えて、市民の自主的な活動を支援して、ボランティア・市民活動の活性化を進めることが重要です。
- 新座市の外国人住民人口数は、68か国、3,669人(令和4年(2022年)4月1日現在)であり、平成23年(2011年)と比較すると、およそ1.5倍に増加し、市の人口の約2.2%を占めており、在留資格の緩和等を背景に今後も更なる増加が予想されます。このため、外国人市民のニーズに合った意見や要望を把握し、市政に取り入れる取組が必要です。
- 新座市では、フィンランド共和国ユヴァスキュラ市、中華人民共和国河南省済源市及びドイツ連邦共和国ブランデンブルグ州ノイルツピン市と友好(姉妹)都市提携を締結し、市民の相互交流を進めてきましたが、交流事業を開催する機会が減少しています。
- 日本人住民と外国人住民が共に地域社会を支え、共に歩む多文化共生^{*}のまちづくりを推進するため、外国人住民に対し必要な支援を行い、同じ地域社会の一員として理解し合う地域社会を築いていくことが重要です。

主な施策展開

施策1 コミュニティ活動の推進

① 地域コミュニティへの支援

- 同じ地域に住む人同士が協力して住みよいまちづくりを行う多様な主体による自主的な活動に対し、アナログ及びデジタルの両面から支援することで、自治意識の高揚を図ります。
- 転入者への案内や町内会における活動などを通じ、地域コミュニティの核である町内会への加入を促進します。

② コミュニティの拠点整備

- 地域コミュニティの活動拠点となる市立集会所については、利用実態や維持管理に係る費用も勘案し、施設の在り方を含めた整備の方向性について検討します。
- 町内会等が実施する地域会館等の整備に対し、助成を行います。

施策2 ボランティア・市民活動の推進

① ボランティア・市民活動の支援

- ボランティア・市民活動に関する情報を発信するとともに、より効果的な収集と発信の方法を検討します。
- 活動中の事故を救済し、安心して活動に参加できるように、公益的な活動を行う市民団体を対象とする補償制度の運用

を継続するとともに、登録者に対し制度内容の周知を図ります。

- 市民や団体がボランティア・市民活動を新たに行いやすい環境づくりや地域コミュニティと連携した活動等に対する支援について検討します。

施策3 国際化の推進

① 国際交流の推進

- 3か国の友好(姉妹)都市との間において、教育機関と連携し、オンライン等を活用した市民レベルの相互交流の拡充を図ります。
- 市民自らが国際社会に生きる自覚と責任を持ち、国際的視野を身に付けるとともに、世界の人たちとの相互理解を深めるため、出前講座や市民活動団体への支援などを通じて、国際交流機会の拡充を図ります。

② 多文化共生のまちづくり

- 国籍を問わず、外国人市民が適正に行政サービスが受けられるよう、市における体制づくりを推進するとともに、外国人市民が必要な情報を適時入手できるよう努めます。また、関係機関と連携し、外国人市民に対する相談体制の充実を図ります。
- 異なる文化を持つ者同士が、それぞれの文化に触れ合う場を設けるとともに、日本の伝統文化を外国人市民に紹介する機会の充実を図ります。

KPI (重要業績評価指標)

町内会加入率

56.7% → **60.0%**

公益活動団体数
(市民公益活動補償制度登録団体数)

168団体 → **205団体**

市内共催日本語教室数

2教室 → **3教室**

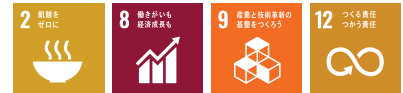


基本政策 ④

第2節

地域経済振興

関連する
SDGs



現況と課題

- 社会全体のDX^{*}の取組が加速しています。こうした中、企業活動においてもデジタル化を推進し、新たなビジネスモデルの確立につながる段階への到達を目指すことが重要となっています。
- 新座市には、約5,600以上の事業所が存在し、その多くが中小企業です。これらの中小企業では、日本全体の景気動向の影響を受けやすいため、安定的な経営基盤の構築に向けた支援が求められています。また、経営者の高齢化や後継者が不在のため、廃業せざるを得ないケースが増加しており、事業承継を円滑に進めるための相談や支援体制の充実が求められています。
- 商業については、新座駅周辺の土地区画整理事業^{*}などに合わせ、新たな商業集積地や、にぎわいのある商店街の形成に向けた支援等に努めてきました。今後も、既存の地域商店街の活性化や空き店舗対策を講じる必要があり、若手後継者の育成支援を進めることも求められています。
- 工業については、首都圏の有力な工業適地として工場の進出が進み、現在では出版・印刷が多く立地しています。今後は、既存工業の競争力強化を支援するとともに、首都近郊という立地の優位性を踏まえた企業誘致の促進についても検討していく必要があります。
- 農業については、農家数と耕地面積が年々減少傾向にあり、農地の適正な保全、農業経営の近代化と後継者の確保、市民に身近な農業と地産地消^{*}の推進などが求められています。
- 就職に役立つ知識や求人情報の提供だけでなく、短時間勤務や在宅勤務等、多様な労働環境や就業形態に対応した新たな就労支援の在り方について検討が求められています。
- 新座市では、消費者被害のない環境づくりに取り組んできました。今後も最新の情報の発信や啓発事業を通じて、誰もが安心して消費生活を送ることができる環境を整えていく必要があります。また、成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、若年層における消費者被害の拡大防止に向けた対策が求められています。

施策1 中小企業の経営基盤の強化

① 中小企業の育成・支援体制の充実

- 景況や経営ニーズに即した融資や支援制度、経営相談の充実などを関係機関と連携して進めていくことにより、中小事業者の経営の安定化と経営基盤の強化を図ります。
- 起業・創業を目指す人を対象とした、相談体制の充実や創業資金の支援に努めます。
- 中小企業の経営者の高齢化、後継者不足に対する課題を解決するため、関係機関と連携を図り、事業承継に関する相談や支援の充実を図ります。
- デジタル社会の進展に伴う、新たなビジネスモデルへの対応が図れるよう、中小企業のデジタル化を支援します。

施策2 商工業の充実

① 商工業振興の充実

- 商店街の活性化を図るため、市内商店会との連携を図り、各商店会が行う各種事業を支援します。
- 所有者及び関係機関と連携しながら、空き店舗の有効活用の方策について検討します。
- 販路開拓や生産性向上に資する経営相談や各種支援の充実を図ります。
- 市内の特色ある商工業者の魅力を市内外に発信するため、商工会等の関係機関と連携を図り、イベント等を通じてPRを図ります。
- 土地区画整理事業等に合わせて、産業利用に適した用地の創出や、多様な産業の誘致について検討します。

施策3 都市農業の振興

① 都市近郊型農業の振興

- 新たな農業技術について引き続き調査研究しながら、農業経営基盤の強化のための支援や、環境保全型農業の導入に対する支援の充実を図ります。
- 引き続き農業生産者団体との連携を密にし、後継者を含む青年農業者の交流の場の設定や、担い手の育成、団体組織としての資質の向上を図るとともに、自主的な団体活動を促進します。

② 農地の保全

- 農業の基盤である農地の保全手法について調査研究し、農地を計画的に保全します。また、生産者の意向を踏まえ、生産緑地^{*}の指定解除を極力抑え農地として継続できるよう、新たな手法を関係者と連携して検討し、導入に努めます。

③ 身近な農業の推進

- 市民が農業に親しむ機会を創出するため、世代を問わずレジャー農園及び農業体験農園などについて周知を図ります。
- 地産地消を推進していくため、新たな手法を調査研究しつつ農産物直売施設の充実を図ります。

施策4 就労支援体制の充実

① 就労支援体制の充実

- 就業機会の拡充を図るため、ハローワーク朝霞などと連携し、求人情報の効果的な収集と提供を行います。また、在宅での就労ニーズを踏まえ、市民・事業者に対しICT^{*}などを活用した多様な働き方の周知に努めます。
- 関係機関と連携し、あらゆる層の雇用促進に努めるとともに、就労希望者のためのセミナーなどを開催します。
- 男女や年代を問わず、就業や悩みごと相談を継続的に実施します。

施策5 豊かで安心できる消費生活

① 消費者意識の向上

- 幅広い世代に向けた消費生活に関わる情報発信を行い、消費者意識の向上を促します。特に、成年年齢の引下げの状況を踏まえ、若年層への消費者教育や情報発信の強化に努めます。



消費生活センター

② 相談支援体制の充実

- 消費生活に関する最新情報の収集に努め、迅速に市民に発信します。
- 市民に対して、的確な相談窓口への案内を行います。また、相談員のスキルアップも含めて体制を強化し、市民が相談しやすい環境づくりに努めます。
- 消費生活センターの運営を通じて、消費者被害の対策に取り組みます。また、消費生活講座の開催や啓発事業により、消費生活に関する基礎的な知識を消費者に広めることで、誰もが安全かつ安心して消費生活を送れるような環境づくりに努めます。

KPI (重要業績評価指標)

経営相談及び起業・創業者からの相談件数

— ➡ 600件

遊休農地面積

23,454㎡ ➡ 10,000㎡

就職セミナー等の実施回数

5回 ➡ 10回

消費生活センターにおける自主交渉率

76% ➡ 80%



基本政策 ④

第3節 環境保全

関連する
SDGs



現況と課題

- 平成27年(2015年)の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、令和2年(2020年)以降の地球温暖化対策の新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。また、平成30年(2018年)に公表された国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)「1.5℃特別報告書」を受け、世界各国で、令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル[※]を目指す動きが広がっています。
- 我が国においても、地球温暖化を原因とする猛暑日の増加や集中豪雨などの気象災害が頻繁化、激甚化する中で、地球規模の課題解決に向けて再生可能エネルギー[※]の有効活用などの取組が進められ、令和2年(2020年)10月には、令和32年(2050年)までにカーボンニュートラルを目指すことが宣言されました。
- 新座市では、脱炭素社会の実現を目指すゼロカーボンシティ[※]宣言を表明するとともに、温暖化対策に資する賢い選択を促すCOOLCHOICE(賢い選択)運動に賛同するなど、温室効果ガス排出抑制につながる取組を進めています。
- 今後も、野火止用水や武蔵野の雑木林など、水と緑に恵まれたまちであることをいかしつつ、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たしながら、環境負荷の低減や資源・エネルギーの有効活用等、循環型社会[※]の構築に向けて取り組む必要があります。
- ごみの減量と資源の有効活用を進めるため、4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)[※]の実践に向けた市民・事業者の意識高揚に努めるとともに、効率的な収集体制の確保、中間処理、再資源化に適した収集・運搬形態の確立に努める必要があります。
- 災害廃棄物への対応や、高齢等によりごみ出しが困難な世帯への支援など、新たな課題への取組が求められています。
- ごみの中間処理については、新座市と志木市・富士見市の3市で構成する志木地区衛生組合[※]により実施されており、長寿命化や環境負荷の低減を図るためのごみ焼却施設更新工事が完了しています。

主な施策展開

施策1 脱炭素社会の推進

① 環境負荷の低減と市民意識の高揚

- 国が示した温室効果ガスの削減目標を踏まえ、市民及び事業者と一体となって、市域における温室効果ガス排出量の削減を目指した取組を進めます。
- 市民の環境に関する意識の高揚を目的として、幅広い年代に向けた環境保全のための講座、イベントなどを開催し、各種啓発活動を推進します。
- 公共施設への再生可能エネルギー等の導入を推進するとともに、省エネルギーシステムの設置の普及に努めます。

施策2 循環型社会の推進

① ごみ減量化対策と資源循環の促進

- ごみの発生抑制や再使用、再資源化を促進するため、啓発を行うとともに、家庭内の余剰食品の活用を図ります。
- 事業者に対し、ごみの適正処理を促すとともに、リサイクル資源の適正な排出など、ごみの再資源化・減量化について、啓発を行います。
- 町内会を始めとする市民団体によるごみの再資源化に向けた取組に対し支援するとともに、資源ごみの不正な持ち去りへの対策を進めます。
- 技術開発や社会情勢の変化などに応じ、新たな再資源化の方法を検討します。

② ごみ処理体制の充実

- 確実に効率的なごみの収集・運搬体制を確保するとともに、災害時の対応やごみ出しが困難な世帯への支援策を推進します。
- 安定的な収集運搬・処理体制の確立のため、志木地区衛生組合及び組合構成市と連携を図りながら、家庭ごみの有料化について検討を進めます。
- 環境負荷の低減や効率的な中間処理・再資源化のため、志木地区衛生組合と連携して、ごみの分別収集体制などについて検討を進めます。

KPI (重要業績評価指標)

環境に関する講座・セミナーの開催回数

17回 → 30回

温室効果ガスの排出量

市域 618.4千t → 市域 442.9千t
事務事業 10,348t → 事務事業 7,165.8t

設置可能な市保有建築物の
太陽光発電導入率

28.8% → 43.6%

公用車における電動車の導入率

5.2% → 64.9%

ごみの総排出量

46,638 t → 43,629 t

関連する個別計画・方針等

- 第3次新座市環境基本計画
- 第4次新座市地球温暖化対策実行計画
- 第3次新座市一般廃棄物処理基本計画



基本政策 ④

第4節 生活環境

関連する
SDGs



現況と課題

- 公害防止対策については、法令等に基づく事業所・工場等への指導、立入検査のほか、騒音・振動等の監視や大気・水質の汚染などに対する定期検査を実施しており、おおむね環境基準を達成しています。
- 今後も関係機関と協力しながら事業所・工場などへの指導、立入検査の実施を継続して取り組むことで、環境基準を確保し、快適な生活環境を維持していくことが求められます。
- ポイ捨てや路上喫煙など、身近な生活環境に対する相談が多く寄せられています。こうした問題を解決するためには、市が積極的に周知・啓発を行い、市民一人一人の環境美化意識の向上を図る必要があります。
- 野生鳥獣については、ムクドリ、カラス、アライグマ等による人への被害を抑制する必要があります。
- ペットの飼い方については、飼い主が法令における手続や必要なマナーを順守し、終生飼養することが求められており、市として、これを推進するための取組が必要です。
- 河川の水質悪化の防止、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、公共下水道に接続されていない建物等に対して、浄化槽の適正な維持管理等について周知・啓発を行う必要があります。
- し尿処理業務については、新座市と朝霞市・志木市・和光市の4市で構成する朝霞地区一部事務組合※により実施されています。処理量の減少と、施設の老朽化に対応するため、平成30年度(2018年度)に新たなし尿処理施設を整備しました。
- 墓地行政については、社会情勢の変化により、葬儀、納骨の在り方などが多様化しており、これに柔軟に対応していくことが求められています。
- 今後の高齢多死社会を見据えて、増加する火葬ニーズに対応するための取組を広域的に検討することが必要です。
- 新座市には、陸上自衛隊朝霞駐屯地及び米軍大和田通信所が所在し、航空機の飛行、訓練等に伴う騒音や周辺環境の保全など、様々な問題を抱えているため、周辺住民への配慮が必要です。

施策1 安全で快適な環境の創出

① 公害対策の推進

- 大気・土壌・地下水の汚染、水質汚濁を防止するため、定期的な環境測定を実施するとともに、県と連携し、事業者に対する規制・指導を実施します。
- 騒音、振動、悪臭を防止するため、事業者に対する規制・指導を実施するとともに、県と連携して地盤沈下や化学物質による汚染状況を監視し、状況に応じて必要な対策を講じます。

② 快適な生活環境の実現

- 不法投棄、ごみのポイ捨て、犬のふん害などの防止を図るとともに、駅周辺の路上喫煙禁止地区において、巡回パトロールの実施及び路上喫煙禁止地区の周知を図ります。
- 無秩序な土砂等のたい積の防止や空き地の適正な管理などを推進します。また、土地管理者に協力を要請しながら不法投棄の防止にも努めます。
- 生活環境保全のため、野生鳥獣の適正な管理を行います。また、生態系保全のため、特定外来生物の駆除を行います。
- 畜犬登録及び狂犬病予防注射の徹底を図り、狂犬病予防対策の充実に努めます。また、ペットの適正飼育や終生飼養について、飼い主の意識向上に努めます。
- 浄化槽の適正な維持管理や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について周知・啓発を行います。

- し尿の処理については、朝霞地区一部事務組合において、効率的かつ、効果的な適正な処理を実施します。

③ 墓園・斎場等の整備・改修の推進

- 市営墓園については、斎場や園内施設の老朽化に伴い、計画的な改修や修繕を進めます。また、多様化するニーズに対応するため、合葬墓の設置に向けた取組を進めます。
- 市内の墓地区域については、地域住民の生活環境が損なわれることのないよう、必要な指導及び助言を行います。
- 朝霞地区4市による共用火葬場の設置に向けた検討を進めます。



新座市営墓園

④ 防衛施設・基地周辺環境整備の推進

- 航空機の飛行や訓練等による周辺住民の不安の解消・軽減を図るため、航空機等の安全な運行や訓練等の事故防止の徹底などについて、関係機関に対し要望します。

KPI (重要業績評価指標)

野火止用水におけるBOD[※]濃度

1.5mg/ℓ → 1.5mg/ℓ以下

環境美化活動の参加団体数

10団体 → 13団体

第5章 基本政策⑤ 安全安心



安全・安心を 実感できるまち



第1節 危機管理 P120



基本政策 ⑤

第1節

危機管理

関連する
SDGs



現況と課題

- 近年、発生している大規模な地震、台風や集中豪雨といった自然災害に加え、新たな感染症のまん延や武力攻撃の発生への懸念など、日常生活を脅かす緊急事態に対する人々の不安や危機管理への関心が高まっています。
- 自然災害による被害を最小限に抑えるためには、市民による「自助」、地域による「互助」・「共助」、市及び消防・警察などによる「公助」それぞれの観点から、各主体が連携して防災体制を確立し、多様な災害に対応できるよう平常時から準備することが重要です。
- これまで、市民や自主防災組織による災害に備えた取組を支援するとともに、防災に関する正確な情報伝達や啓発活動・防災訓練の実施、防災設備や備蓄品の整備などを行ってきましたが、今後も災害に強いまちを実現するため、国土強靱化の取組を進めることが重要です。
- 新座市は、朝霞市・志木市・和光市と共に埼玉県南西部消防局を設立し、広域消防により対応していますが、地域防災の要となる消防団の活動の充実を図り、消防体制の整備・強化を進めていく必要があります。
- 防犯面に関しては、市民が安全で安心して暮らせるまちの実現に向け、市、市民、事業者、警察その他関係団体が一体となって地域におけるパトロール活動などを展開してきました。
- 市内での犯罪発生件数は、全国と同様に減少傾向にありますが、高齢者を狙った振り込め詐欺や、インターネット・SNS^{*}などを利用した犯罪による被害が増加していることもあり、犯罪の特性に応じた対応策の検討が必要となっています。
- 犯罪のないまちづくりのためには、警察の活動や防犯設備の整備だけでなく、市、市民及び事業者のそれぞれが犯罪を防止する主役となり、地域のつながりを強めることで、犯罪を未然に防ぐことが重要です。
- 市民の防犯意識の更なる高揚を図るとともに、関係機関と連携した防犯体制の整備を進めていく必要があります。
- 不測の事態に対応できるよう、日頃から職員の危機管理意識を高めるとともに、危機管理体制を組織ぐるみで整備していくことが重要です。

施策1 災害に強いまちづくりの推進

① 防災意識の啓発と防災行動力の向上

- 防災に関する情報を発信し、市民一人一人の防災意識の啓発と防災行動力の向上を図りながら、自主防災組織の活動及び防災リーダーの育成を支援します。

② 防災体制の充実

- 災害時の食糧や資機材の計画的な備蓄を推進するとともに、避難所の整備や防災設備、災害時の給水体制の充実を図ります。
- 男女それぞれの視点を取り入れた防災対策を進めます。
- 災害時における応援体制の強化のため、他の自治体や事業者などと災害時応援協定の締結を推進します。
- 防災性の高い住環境づくりを推進するため、建築物の耐震診断や耐震改修を促進します。
- 災害時における大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、一定の要件を満たす大規模盛土造成地について調査を実施し、官民が連携しながら適切な対応を図ります。
- 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域並びに浸水想定区域の災害リスクを周知します。
- 高齢者、障がい者や外国人などの避難行動要支援者に対する支援に関して、自主防災組織や消防団などと連携し、避難支援体制の充実を図ります。
- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、確実に情報が伝わるよう情報発信方法の充実に努めます。

③ 消防体制の充実

- 活力ある消防団づくりを目指し、市民への消防団活動の周知・啓発、消防団の加入促進や処遇改善を図るとともに、消防団員の技術の向上を図ります。
- 埼玉県南西部消防局と連携して、消防団の設備や装備品の充実を図るとともに、情報の伝達体制の強化を図ります。
- 迅速かつ安全な消防団活動が行えるよう消防団の分団車庫及び消防ポンプ車両の更新などの機能強化を図ります。
- 地域の消防力の充実を図るため、街角消火器の設置を進めるとともに、消火栓や防火水槽の整備・維持を行います。



非常用持出品の例

- 非常用持出袋
- 非常食
- 飲料水
- 携帯ラジオ
- 懐中電灯
- 救急医療品
- 災害用トイレ
- その他、緊急に必要となるもの
 - ・貴重品(現金、預金通帳、印鑑、保険証など)
 - ・10円玉(公衆電話用)
 - ・タオル、下着、靴下など
 - ・トイレットペーパー、ウェットティッシュ
 - ・ビニール袋(45ℓ以上の大型のもの)
 - ・モバイルバッテリー

施策2 防犯体制の充実

① 防犯意識の高揚

- 市民一人一人の防犯意識の高揚を図るため、新たな犯罪の特性に応じた内容に見直しながら、啓発活動を実施します。

② 防犯体制の整備

- 警察署と連携して不審者情報・犯罪情報を把握し、学校・防犯関係団体などへ速やかに情報提供を行い、地域の防犯体制の充実を図ります。
- 防犯パトロールなど、市民及び事業者による自主的な防犯活動を促すため、防

犯資機材の貸与など、防犯関係団体の活動の支援を行います。

- 高齢者を狙った振り込め詐欺の対策を強化します。
- 道路照明灯の設置など、防犯対策を推進します。

③ 犯罪被害者への支援

- 犯罪被害者支援のための施策を推進し、市民への周知を図ります。

施策3 危機管理への対応力強化

① 危機管理への対応力強化

- 自然災害や武力攻撃の発生、新たな感染症のまん延などの危機事象から市民の生命、身体、財産を守るため、有事の際に迅速かつ的確な対応が図れるよう、組織的な危機管理体制の強化・充実を図ります。

KPI (重要業績評価指標)

防災訓練を実施する自主防災会数／実施回数／参加者数

61団体／34回／1,630人 ➡ **61団体／70回／6,000人**

消防団員数

187人 ➡ **235人**

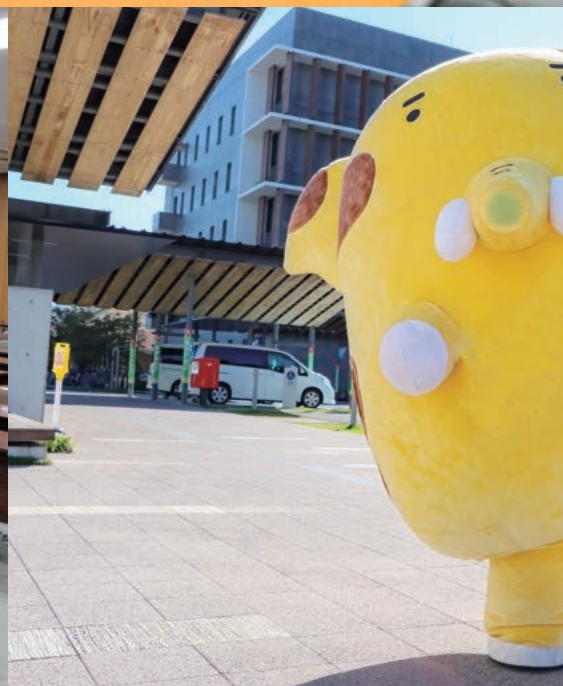
自主防犯パトロールを実施する団体数

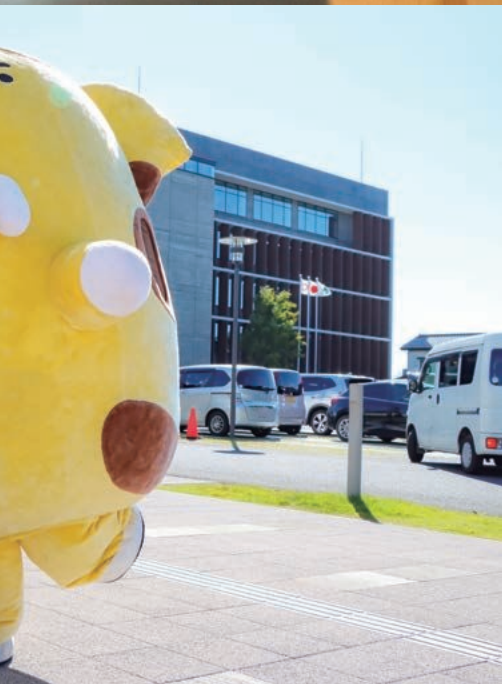
78団体 ➡ **91団体**

関連する個別計画・方針等

- 新座市地域防災計画
- 新座市国土強靱化地域計画
- 新座市建築物耐震改修促進計画
- 新座市業務継続計画(地震編)
- 新座市業務継続計画(新型インフルエンザ等対策編)
- 国民保護に関する新座市計画
- 新座市受援計画
- 新座市防犯推進計画

第6章 基本構想の推進のために





第1節	共創のまちづくり	P126
第2節	人権	P128
第3節	シティプロモーション	P130
第4節	行財政運営	P134



基本構想の
推進のために

第1節

共創のまちづくり

関連する
SDGs



現況と課題

- まちづくりにおける課題が多様化・複雑化する中、行政のみによる課題解決が今まで以上に難しい状況になっています。これまで、市民と行政が相互に協力して取り組む「協働によるまちづくり」が進められてきましたが、近年では、その視点を更に前進させ、市民、各種団体、民間企業などの多様な主体と行政が相互に手を携えながら、まちづくりの課題解決に取り組む「共創のまちづくり」の理念が浸透しつつあります。
- 新座市では、平成18年(2006年)に新座市自治憲章条例^{*}が施行されて以降、市政に対する市民の主体的な参画の実現に向けた取組を進めてきました。「共創のまちづくり」を進めていくためには、更なる市民参画制度の充実を図り、市政運営の様々な場面における機会の提供に努める必要があります。
- まちづくりの課題や市民ニーズを把握し、市政に反映するためには、幅広い世代の市民から意見を聴く機会を積極的に設け、広聴活動を充実する必要があります。
- 市政情報の発信に当たっては、広報紙、ホームページ、SNS^{*}など多様な媒体を活用して取り組んでいます。情報取得手段が世代や個々に応じて異なることから、伝えたい情報が伝えたい市民に届くよう適切に情報発信していくことが重要です。
- 共創の取組を進めるためには、市民と情報を共有することが不可欠です。市政情報の適切な公開により、市民の知る権利を保障するとともに、市政の透明性を高めていく必要があります。
- 今後も、これまでの市民参画や協働の取組を基本としつつ、多様な主体と連携を図りながら、まちづくりの課題解決につなげていくため、「共創のまちづくり」を進めることが求められています。

主な施策展開

施策1 共創によるまちづくりの推進

① 共創のまちづくりの推進

- 新座市自治憲章条例の理念に基づき、市民や各種団体、民間企業などが共にまちを創るパートナーであることを認識した上で、将来都市像とまちづくりのプロセスを共有し、新座市の新たな魅力や価値を共に創り上げていきます。
- 民間企業や大学などと更なる連携を図り、それぞれが持つ資源やノウハウを活用しながら、地域の活性化や市民サービスの向上を図ります。



② 市民参画の機会の充実

- まちづくりに参画する機会が少ない市民を含め、幅広い市民に対して、様々な機会を作り、広く参画を呼び掛けるとともに、まちづくりへの参画に対する意識の高揚を図ります。
- 各種審議会や委員会等へ市民公募枠を設置し、市民目線の意見を把握するとともに、日頃意見を出すことのない方々の思いを市政に反映させるため、市民の声を幅広く収集できる仕組みの確立に努めます。
- 市民ニーズに即した市政運営を実現するため、パブリック・コメント制度[※]、ワークショップなどの多様な手法を取り入れ、幅広い世代の市民の意見を聴くとともに、条例制定や各種計画策定時などの政策形成過程における市民参画の機会の確保に努めます。

③ 広聴・広報活動の充実

- まちづくりの課題や市民ニーズを把握するため、定期的な市民意識調査や市長への手紙、メールなどの制度を実施するほか、直接市民と対話できる機会を確保するとともに、時代に即した多様な広聴活動の充実を図ります。
- 多様な情報提供手段の特性を踏まえながら、市民に分かりやすく伝わるよう市政情報を発信します。

④ 開かれた市政の推進

- 情報公開制度の適正な運用を図り、市民に信頼される開かれた市政を推進します。
- 各種施策や事業の進捗状況、結果等について、年次報告書等により市民に対する説明の機会の創出に努めます。

基本構想の推進のために

KPI (重要業績評価指標)

公募による市民委員枠を設けている
附属機関等の割合

8.0% ➡ 15.0%

市民意識調査の回答回収率

43.8% ➡ 50.0%



基本構想の
推進のために

第2節 人権

関連する
SDGs



現況と課題

- 社会全体で人権問題に取り組む機運が高まる中、国では、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」のいわゆる人権3法を整備し、基本的人権に関わる重要な社会問題の解決に取り組んでいます。
- SDGs^{*}が掲げる「誰一人取り残さない」という理念には、人権を尊重する考え方が根底にあるように、人権は一人一人が生まれながらにして持っているかけがえのない権利です。
- 誰もがそれぞれの個性と能力を発揮でき、あらゆる人にとって暮らしやすく、多様性に富んだインクルーシブ社会^{*}の実現に向けて、人権意識の高揚を図る総合的な取組を進めることが重要です。
- 新座市では、差別のない人権が尊重された住みよいまちづくりを目指し、これまでも人権意識の高揚や相談体制の充実を図ってきました。しかし、現在もなお、同和問題を始めとして、職場における様々なハラスメントや、インターネット上での誹謗中傷、LGBTQ^{*}などの性的少数者への差別など、生活の様々な場面で人権問題が発生しています。こうした問題の解決に向けて、今後も、市民の理解を更に深め、支援を必要とする人を支える体制づくりを進めて、多様性を認め合う社会づくりが求められています。
- 男女共同参画や女性活躍社会を推進するためには、DVの防止や女性の多様な就労環境の整備、女性の政策・方針決定過程への参画や意識啓発に引き続き取り組み、家庭や学校、職場など様々な場面において、誰もが自分らしく活躍できる環境づくりを推進していく必要があります。
- 新座市健康平和都市宣言の趣旨に基づく健康で平和な住みよいまちづくりを進めていくために、引き続き市民の平和意識の高揚を図ることが重要です。

主な施策展開

施策1 人権尊重社会の構築

① 人権教育の推進

- 学校教育において、人権意識を高めるための学習機会を保障し、人権教育を推進します。
- 市民一人一人の人権意識の高揚に向けて、生涯学習の一環として、人権に関する講座や講演会など、学習機会の充実に努めます。

② 人権啓発・交流の推進

- 同和問題や様々な人権問題について、正しい理解と認識を深めるため、ホームページや

パンフレット、SNS^{*}など様々な媒体や講演会等の機会を活用して、より効果的な人権啓発活動を推進するとともに、市民と人権関係団体との交流を深める機会を設けます。

③ 相談・支援体制の充実

- 社会生活や家庭生活における様々な人権問題の解決を図るため、市及び関係機関が設置する各種相談窓口等と連携し、人権侵害被害者の救済や支援に努めます。

施策2 多様性を認め合う社会の形成とジェンダー^{*}平等の推進

① 多様性の尊重と配偶者等からの暴力の防止

- 国籍の違いや障がいの有無、性自認や性的指向などのあらゆる多様性を認め合い、尊重することができるよう、支援や啓発に努めます。
- 重大な人権侵害であるDVを始めとした、あらゆる暴力のない社会の実現を目指し、広く市民に対して、意識の啓発や関連法規の理解の促進を図るとともに、被害者の救済体制の整備に努めます。
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての理解を深めるため、必要な市民への情報発信に努めます。

② 男女共同参画の推進

- 男女平等意識の向上を促すとともに、幼

児教育や学校教育、生涯学習など、あらゆる機会を通じて意識啓発に努めます。

- 市の審議会等や管理職への登用など、女性の政策・方針決定過程への参画を促進するとともに、男女が共にあらゆる分野に参画し、その個性と能力が十分に発揮することができる地域づくりを進めます。

③ 男女が共に働きやすい環境づくり

- 育児や介護などを男女が共に取り組むことができるよう、支援の充実に努めるとともに、働きやすい職場づくりについて事業者に対する啓発を行います。
- 職場における男女共同参画を推進するため、女性の就業機会の拡大や均等待遇の整備などについての啓発活動を行います。

施策3 平和意識の高揚

① 平和意識の高揚

- 新座市健康平和都市宣言の趣旨にのっとり、平和の尊さや大切さを考える機会を提供し、市民の平和意識の高揚に努めます。

KPI (重要業績評価指標)

各種審議会・委員会への女性登用率

35.2% ➡ 40.0%

市役所における女性役付職員の割合

37% ➡ 50%

関連する個別計画・方針等

- 第4次にいざ男女共同参画プラン
- 新座市人権・同和行政実施計画
- 第3次新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画



基本構想の
推進のために

第3節 シティプロモーション

関連する
SDGs



現況と課題

- 全国的に人口減少が進む中、地域独自の資源をいかした戦略的なシティプロモーション^{*}に取り組み、まちの魅力を発信することで、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口の増加や移住・定住者の増加につなげていこうとする自治体の動きが活発になっています。
- 新座市は、池袋から電車で20分以内という便利な立地に在りながら、武蔵野の雑木林や野火止用水など豊かな自然と歴史的文化資産に恵まれています。近年は、首都近郊のベッドタウンとして発展するとともに、三つの大学が所在する文教都市という特長があります。
- 定住人口や交流人口の増加を目指し、シティプロモーションを効果的に推進するため、ターゲット層を定めたシティプロモーション方針を策定して、様々な施策を展開しています。
- 都市間競争が激化する中、「新座市に住んでみたい、ずっと住み続けたい」と選ばれるまちになるためには、「新座ならではの」といえる魅力を効果的かつ継続的に発信し、新座市のブランドイメージの向上や確立につなげていく必要があります。
- 今後は、地域全体の活性化に向け、これまで取り組んできた様々な施策についても、シティプロモーションの観点から更に磨きをかけて着実に進めるとともに、市民・事業者・学校などと協力し、地域全体で施策に取り組み、市の魅力を共有していくことが求められています。
- 地域全体で新座市の魅力や価値を共有し合うことにより、新たな魅力の創出や魅力の更なる周知につなげるとともに、魅力発信の担い手を増やして広く伝えていくことが重要です。

主な施策展開

施策1 選ばれるまちになるためのシティプロモーションの推進

① シティプロモーションの推進

- 市外の人から「住んでみたい」と選ばれるまちを目指し、転入数を増加させる取組を進めます。また、市に訪れる交流人口や市と多様に関わる関係人口を創出する取組を進めます。
- 市民が「ずっと住み続けたい」と思えるまちを目指し、定住人口を増加させる取組を進めます。また、情報発信やイベントの開催、地域、学校、民間企業などとの連携により、市への愛着や誇り（シビックプライド[※]）の醸成を図ります。



施策2 新座ならではの魅力づくり

① 地域資源をいかした魅力づくり

- 市民や来訪者が、自然や歴史的文化遺産などの地域資源に触れることができるウォーキングルートの開発やまちなか観光案内所の拡充など、回遊を促す取組を進めます。
- 市民や来訪者が市への理解を深め、愛着を持ってもらえるよう、ボランティアなどの地域人材と連携して、自然や文化を体験できる取組を進めます。
- 市内の団体や事業者と連携し、市をPRできるイベントを実施します。また、市の認知度向上や地域活性化につながる自主的な市民活動を支援します。

② 地域ブランドの確立

- 既に新座ブランド[※]として認定した商品に加え、新たな認定商品の開発や選出を進めます。また、認定商品について、市内外へのPRや販路拡大を支援します。
- 新座ブランドに限らず、新座らしさを伝える商品等を発掘し、ふるさと納税[※]の返礼品などを活用して広く情報発信します。
- 市のイメージキャラクター「ゾウキリン」を活用した商品開発やイベントで着ぐるみを登場させるなどPRを進めます。



施策3 まちの魅力を伝え広める仕組みづくり

① 魅力発信の強化

- 子育て世代や大学生などシティプロモーション方針のターゲット層に響く情報を発信するため、即時性・拡散性の高いSNS※を効果的に活用します。
- 全ての市職員が市のシティプロモーション担当・広報担当であるという意識を持ち、情報提供の内容の充実、積極的な情報発信に努めます。
- 来訪者の増加につなげるため、市内の様々な魅力を伝える観光マップやガイドブックを作成し、市内外で配布するとともに、市外の方や外出先からでも手軽に入手できる電子媒体を活用した情報の発信に努めます。



② シティプロモーションの担い手づくり

- 市が目指す「選ばれるまち」のイメージをより多くの市民と共有し、市民が新座の魅力を発信できるよう努めます。
- 市民や市外の人が市に興味・関心を持ち、自発的にまちづくりや市の情報発信に関わることができるよう働き掛けていきます。
- シティプロモーションの担い手を増やすため、市の魅力づくりやPRにつながる市民活動や企業活動、市内大学との連携を推進します。
- 将来のシティプロモーションの担い手を育てるため、子どもたちが市の歴史、文化、自然などの魅力に触れる機会を提供します。また、子どもたちが市の魅力や理想の将来像を発表する機会を創出し、市への愛着の醸成を図ります。



KPI (重要業績評価指標)

年間転入者数

8,077人 ➡ **8,300人**

観光ボランティアガイドの年間案内人数

1,055人 ➡ **1,500人**SNS公式アカウントの登録者数
(Twitter、Facebook、LINE、YouTube)18,402人 ➡ **30,000人**

新座ブランド年間販売実績額

97,550千円 ➡ **120,000千円**

関連する個別計画・方針等

・第2次新座市シティプロモーション方針



基本構想の
推進のために

第4節

行財政運営

関連する
SDGs



現況と課題

- 人口減少・少子高齢化の進行や、国際社会における共通目標であるSDGs[※]の達成に向けた動向など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。このような背景の中、地方自治体においては、行政課題の高度化や複雑化に対応しつつ、健全な財政を確立することが重要です。
- 新座市では、これまでも市民の理解と協力の下、平成30年度(2018年度)に策定した財政健全化方針に基づいて事務事業の見直しなどを行い、社会経済情勢に応じた行財政運営に努めてきました。また、新型コロナウイルスの影響もあり、令和2年(2020年)10月から令和4年(2022年)3月までの約1年半の間、財政非常事態宣言を発出し、事業の削減に努めてきた経緯があります。
- このような事態を通じて、持続可能な財政運営を確立していくことの重要性を再認識したところであり、今後も引き続き財政健全化に向けた取組を行っていく必要があります。
- 昭和40年代から昭和50年代までにかけての人口急増期を中心に整備を進めてきた教育施設を始めとする公共建築物や道路、上下水道などのインフラが近い将来に一齐に更新時期を迎えます。そのため、こうした公共施設等の更新、統廃合、長寿命化は本計画期間内における最も大きな課題の一つといえます。こうした資産管理(アセットマネジメント)は大きな財政支出が伴うものであるため、中期的な財政予測を踏まえた計画的な改修・改築が必要です。
- 国を挙げて取組が進められているDX[※]を更に推進することで、単なる既存業務の効率化だけでなく、組織体制や働き方に対する従来の常識を見直して組織全体の生産性を向上する必要があります。また、こうした時代の変化に対応できる職員の能力向上や人材育成を図ることが重要です。
- 将来にわたる持続可能なまちの実現に向けて、行政サービスの変革の視点を持ちながら、民間活力の活用など、市民の満足度の向上につながる不断の取組を進めていくことが求められています。

施策1 行政の効率化・高度化の推進

① 行政経営の推進

- 基本計画に位置付けた施策を戦略的かつ効果的・効率的に展開していくため、取組の実績や進捗について適切に管理・評価しながら、状況に応じて予算へ反映させるなど、PDCAサイクル[※]に基づいた行政運営を推進します。
- 経営的な視点に立って事務事業の成果やコストを重視するとともに、市を取り巻く社会環境に対応する仕組みを整え、持続可能な行財政運営を推進します。

② 職員の能力向上と組織の活性化

- 高度化・複雑化する行政課題に的確に対応できる職員を育成するため、人材育成基本方針に基づき、職員に対する能力開発や職員研修の充実を図ります。また、人事評価制度などを通じた人材マネジメントの最適化を図ります。
- 計画的に人材を確保し、業務に応じた弾力的な業務執行体制を構築するとともに、テレワークの定着化など、ワークライフバランスに配慮し、多様な人材が活躍できる職場の環境づくりを進めます。
- 市民ニーズや新たな行政課題に迅速かつ着実に対応するため、柔軟で機動的な組織体制を構築します。

③ 民間活力の活用

- 複雑化する行政課題を効果的に解決していくため、公共性の確保に留意しながら、PPP・PFI[※]の導入や業務のアウトソーシングなど、民間活力の活用を推進します。

④ DXの推進による業務効率化とサービスの向上

- 最初から最後まで一貫してデジタルで完結することのできる行政手続オンライン化の拡大、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるようになるための情報格差解消の取組など、市民目線に立った利便性の向上につながるDXを推進します。
- 職員一人一人が、行政課題の解決に向けたDX推進の意義を共有し、AI[※]等の先端技術を積極的に活用した業務改革に取り組むなど、市民サービス向上と業務の効率化を推進します。

⑤ 広域連携の推進

- 新座市域を含む圏域全体の発展に向けて、火葬場の設置検討など、スケールメリットが期待できる事業については、市域の枠を超えた広域的な連携を推進します。

⑥ 公共施設等の適正な管理・整備

- 公共施設等を限られた財源の中で適切に維持管理するため、公共施設等総合管理計画に基づき、今後想定される人口減少を見据えた施設の総量の適正化を図るとともに、安全性の確保に向けた計画的な改修・改築を進めます。
- 多様化する市民ニーズに対応した魅力ある都市空間の創出を図るため、三軒屋公園及び東北コミュニティセンターの敷地を活用した新たな複合施設の整備を進めます。

施策2 健全な財政の確立

① 規律ある財政運営の推進

- 効率的に施策・事業が推進できるよう、中・長期の財政収支見通しを踏まえながら、規律ある財政運営を進めるとともに、財政状況の公表により透明性を確保します。
- 受益と負担の公平性の観点から、社会経済情勢に応じた制度の適正化を図り、行政サービスの質・量の最適化に努めます。

② 財源の確保

- 市財源の根幹である市税について、適正な賦課と公正な徴収を推進するため、納税しやすい環境の整備や滞納処分の強化を推進します。
- ふるさと納税[※]の充実や、クラウドファンディング[※]など様々な手法を活用して、自主財源を確保します。
- 国や県による補助制度や支援策を積極的に活用して、自主財源負担を軽減します。

KPI (重要業績評価指標)

男性職員の育児休業取得率

13.68% ➡ **30%**

財政調整基金[※]の残高 (通年)

39.4億円 ➡ **35億円以上**

市税収納率

97.8% ➡ **98.7%**

経常収支比率[※]

96.1% ➡ **95%未満**

関連する個別計画・方針等

- 新座市財政健全化方針
- 第2期新座市地方創生総合戦略
- 新座市人口ビジョン
- 新座市公共施設等総合管理計画
- 新座市公共施設個別施設計画
- 新座市人材育成基本方針 (第2版)
- 新座市職員定員管理計画
- 第4次新座市特定事業主行動計画
- 新座市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画



第4編

地方創生総合戦略

第4編 地方創生総合戦略

第2期地方創生総合戦略

国では、人口減少及び少子高齢化を克服し、将来にわたり活力ある日本社会を維持するため、平成26年(2014年)11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。あわせて、同年12月には、日本の人口の現状と2060年までの人口の将来の展望を示す「長期ビジョン」及びまち・ひと・しごと創生に関する目標や施策の基本的な方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。同戦略は計画期間の終期を迎え、現在は令和元年(2019年)12月に策定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、東京一極集中の是正に向けた取組などが推進されています。

また、まち・ひと・しごと創生法においては、地方公共団体においても、地域の実情に応じた「地方版総合戦略」を策定することが努力義務として求められており、本市においても、国や県の総合戦略を勘案しながら、平成27年度(2015年度)に「新座市人口ビジョン」及び「新座市地方創生総合戦略」を策定し、豊かな自然などの本市の強みや特性をいかして、にぎわいと活力を創出し、多くの人を選ばれるまちづくりに取り組んできました。

この地方創生総合戦略は、同時期に推進していた第4次基本構想やその基本計画に位置付けられていた取組の中から、選ばれるまちの実現に向けて効果的と捉える取組を抽出し、策定したものです。しかしながら、各種取組を進めていく中で、市が持つ魅力をいかながら更に磨き、移住・定住の促進を図っていくためには、特定の分野に注力するのではなく、市政全般にわたる取組を通じてこそ実現するものと強く認識しました。

そのため、新たな地方創生総合戦略の策定に当たっては、総合計画が同戦略の機能を持つものとし、第2期新座市地方創生総合戦略については、総合計画前期基本計画と一致させることとし、地方創生の取組を総合的に推進します。

なお、総合戦略に求められるKPI(重要業績評価指標)については、基本計画において施策領域ごとに設定している項目とし、PDCAサイクルによる検証により、進捗を管理することとします。

年度	H23	～	H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	～	R9
総合計画	第4次新座市基本構想総合振興計画 前期基本計画/後期基本計画							市政運営の 基本方針		第5次新座市総合計画前期基本計画 第2期新座市地方創生総合戦略			
総合戦略	新座市地方創生総合戦略							延長					

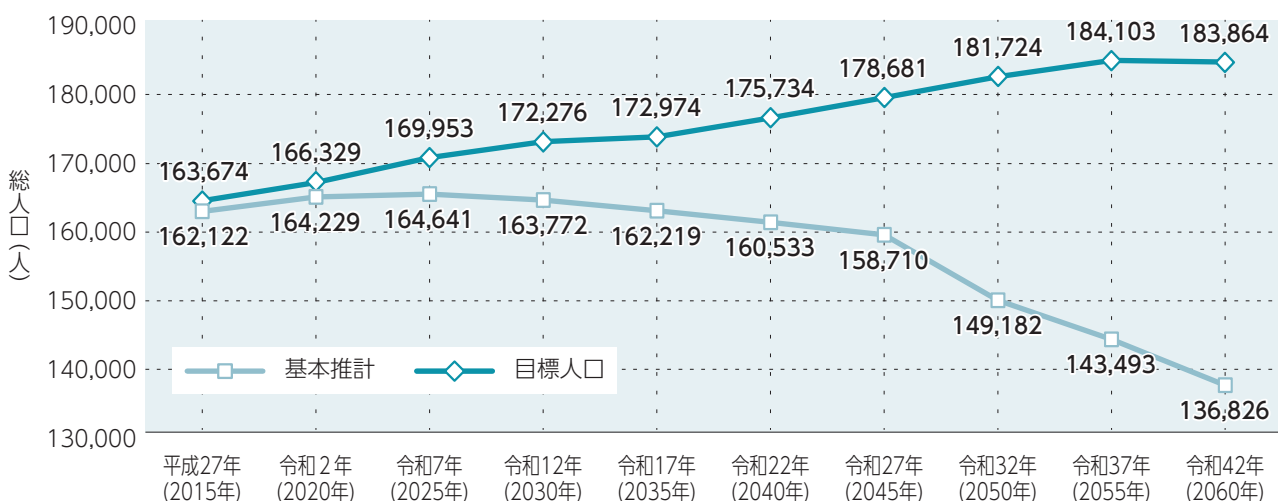
※ 国では、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)の5か年の新たな総合戦略として、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を令和4年(2022年)12月23日に閣議決定しました。国の改訂に伴い、地方版総合戦略についても、それぞれの地域が抱える社会課題等を踏まえた改訂を求められていますが、本市における対応については、令和5年度(2023年度)中に方針について検討することを予定しています。

将来人口の推計及び成果目標

将来人口の推計

本市の将来的な人口については、国立社会保障・人口問題研究所による推計や「新座市人口ビジョン」において推計していますが、本市の総人口は、これまで緩やかに増加してきたものの、現状の人口動態のまま推移すると、令和7年(2025年)をピークに減少に転じる見込みとなっています。

図表 将来人口の推計



「新座市人口ビジョン」抜粋

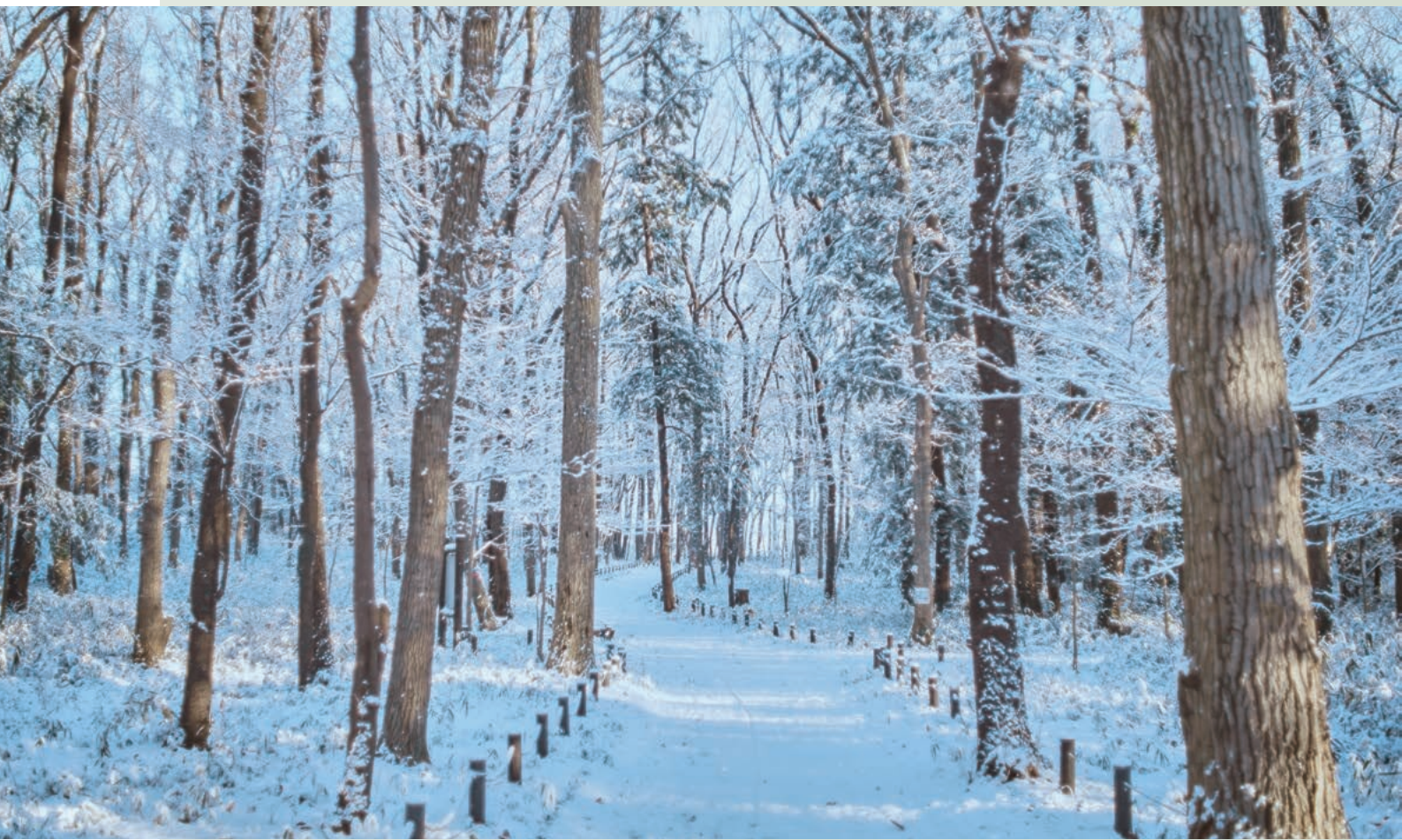
そこで、人口増加を図るための地方創生の取組を通じて、合計特殊出生率を令和15年(2033年)に1.60を達成することを目指すとともに、総人口を令和42年(2060年)に約18万4,000人を達成することを目指すものとしています。

成果目標

目指すまちの実現や目標人口を踏まえ、第2期新座市地方創生総合戦略における成果目標について、次のとおり定めます。

■ 目標人口:17万1,000人

■ 合計特殊出生率:1.38 (参考 令和3年(2021年):1.18)



資料編

前期基本計画の財政見通し（一般会計）

1 歳入の見通し

(単位:百万円、%)

区分	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)	
	金額	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率
市税	25,467	25,562	0.4	25,753	0.7	25,982	0.9	26,176	0.7
地方譲与税等	4,695	4,646	△1.0	4,698	1.1	4,761	1.3	4,814	1.1
地方交付税	2,800	2,620	△6.4	2,620	0.0	2,620	0.0	2,620	0.0
国県支出金	15,037	14,210	△5.5	14,169	△0.3	14,144	△0.2	14,179	0.2
その他収入	6,240	3,727	△40.3	3,459	△7.2	3,969	14.7	3,821	△3.7
市債	2,504	3,817	52.4	4,499	17.9	5,550	23.4	5,192	△6.5
合 計	56,743	54,582	△3.8	55,198	1.1	57,026	3.3	56,802	△0.4

2 歳出の見通し

(単位:百万円、%)

区分	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)	
	金額	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率
義務的経費	31,753	31,176	△1.8	30,934	△0.8	30,782	△0.5	30,856	0.2
人件費	8,284	8,176	△1.3	8,160	△0.2	8,174	0.2	8,134	△0.5
扶助費	18,595	18,331	△1.4	18,224	△0.6	18,160	△0.4	18,179	0.1
公債費	4,874	4,669	△4.2	4,550	△2.5	4,448	△2.2	4,543	2.1
その他	22,379	18,458	△17.5	18,735	1.5	18,995	1.4	19,240	1.3
投資的経費	2,611	4,948	89.5	5,529	11.7	7,249	31.1	6,706	△7.5
合 計	56,743	54,582	△3.8	55,198	1.1	57,026	3.3	56,802	△0.4

推計方法

令和5年度（2023年度）は当初予算額であり、令和6年度（2024年度）以降は計画策定時における税財政制度や手当・医療制度が今後も続くものとして、令和4年度（2022年度）予算をベースに財政見通しを次のとおり試算しています。

【歳入の見通し】

市 税：令和4年度（2022年度）予算をベースに、国のGDP見込みや過去の実績などを勘案して試算しています。

地方譲与税等：令和4年度（2022年度）予算をベースに、国のGDP見込みや過去の実績などを勘案して試算しています。

地方交付税：令和4年度（2022年度）予算をベースに試算しています。

国県支出金：各年度における扶助費等を勘案して試算しています。

その他収入：分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入を推計しています。

市 債：基本計画に連動する事業費等に基づき、試算しています。令和8年度（2026年度）及び令和9年度（2027年度）については、新庁舎建設事業債の借換えに伴う新規借入額を除いて計上しています。

【歳出の見通し】

人 件 費：現行の給与制度等に変更がないものとして、令和4年度（2022年度）予算をベースに試算しています。

扶 助 費：現行制度に変更がないものとして、令和4年度（2022年度）予算をベースに過去の実績などを勘案して試算しています。

公 債 費：令和3年度（2021年度）までの市債借入額と、令和4年度（2022年度）以降の市債借入見込額をベースに、元利償還金額を試算しています。令和8年度（2026年度）及び令和9年度（2027年度）については、新庁舎建設事業債の借換えに伴う償還額を除いて計上しています。

そ の 他：補助費等、繰出金、物件費、維持補修費、積立金、投資及び出資金、貸付金、予備費を推計しています。

投資的経費：基本計画に連動する事業費を試算しています。

KPI (重要業績評価指標) 一覧

基本政策 1 みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち【福祉健康】

施策領域	項目	現状値	目標値
子育て支援	子育て支援センター利用者数	63,813人	84,760人
	保育所等の待機児童数	5人	0人
	アシタエールの支援に対する満足度 (対象:通所利用児の保護者)	94%	100%
高齢者福祉	老人福祉センター利用者数	74,885人	104,363人
	要介護認定率	13.2%	13.2%
	高齢者相談センター (地域包括支援センター) 利用件数	16,245件	23,800件
	成年後見制度利用件数	245件	345件
障がい者福祉	基幹相談支援センター相談件数	2,479件	3,222件
	就労定着支援の利用者数	27人	51人
生活困窮者支援	就労指導等により保護廃止となった世帯数 (自立世帯数)	6世帯	8世帯
	就労支援により就労を開始した人の割合	24.4%	33.0%
健康づくり・保健衛生	がん検診受診率	胃がん 16.9% 乳がん 21.8% 子宮頸がん 18.5% 大腸がん 20.7% 肺がん 23.6%	50%
	母子健康手帳交付時の妊婦の状況把握率	95%	100%
	自殺死亡率 (人口10万人対)	15.04	11.50
国民健康保険・国民年金	特定健康診査の受診率／ 特定保健指導の利用率	36.6% / 28.4%	55% / 48%
	国民健康保険税収納率	80.1%	87.8%
地域福祉	福祉に関する困りごとの解決に向けた 対応をした割合	—	100%
	地域福祉活動の拠点の整備	—	6地区 (各地域福祉圏域に1か所)

基本政策2 生きる力と生きがいを育むまち【教育文化】

施策領域	項目	現状値	目標値
就学前教育	子育てに関する講座への参加率	100%	100%
	幼児・児童交流会への参加している幼稚園、保育園の割合	65.3%	80%
学校教育	主体的・対話的で深い学びの実施	小5 4.0p 小6 4.0p 中1 4.0p 中2 3.8p 中3 3.8p	平均4.1pまで上げる。
	県学力・学習状況調査における、学力レベルを伸ばした児童生徒の割合と学力の伸び率	小学校 5年 76.1 2.6 6年 74.8 2.2 中学校 1年 70.6 2.0 2年 57.0 1.0 3年 67.6 2.0	小学校 平均80%の児童を伸ばしかつ学力レベルを平均2.6に上げる。 中学校 平均70%の生徒を伸ばしかつ学力レベルを平均2.0に上げる。
	不登校の割合	小学校 1.19% 中学校 4.98%	小学校1%未満 中学校4%未満
	規則正しく健康的な生活を送っている児童生徒の割合:朝食を食べる(全国学調)	男子 88.5% 女子 79.7%	男子、女子 90%
	運動やスポーツが好きだと答えた児童生徒の割合(全国運動能力・運動習慣等調査)	小学校5年 男子 89.0% 女子 80.1% 中学校2年 男子 83.8% 女子 77.0%	全国平均を上回る ※参考令和3年全国平均 小5男子 91.0% 女子 83.7% 中2男子 87.5% 女子 75.5%
	新体力テスト 絶対評価上位3ランクの児童の割合	小学校 77.4% 中学校 82.4%	小学校80% 中学校85%
	老朽化対策を実施した校舎数	0校	4校
	青少年健全育成	ココフレンドの登録率	37%
新座っ子ぱわーあっぷくらぶ開設クラブ数・参加者数		28クラブ473人	35クラブ600人
生涯学習	出前講座依頼件数/実施件数	125件	400件
	ボランティアバンク登録者数	108人(団体)	110人(団体)
	にいざプラスカレッジ参加者数	77人	120人
文化芸術	新座快適みらい都市市民まつり文化祭来場者数	2,150人	2,500人
	歴史民俗資料館来館者数	3,301人	10,000人
スポーツ・レクリエーション	スポーツ施設利用者数(屋外)	266,417人	280,000人
	スポーツ施設利用者数(屋内)	180,062人	200,000人
	学校施設遊び場開放利用者数	—	7,000人

資料編

基本政策3 やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

施策領域	項目	現状値	目標値
都市づくり	新座駅北口土地区画整理事業進捗率	53%	100%
	通報があった空家等の管理不全箇所の解決率	91.8%	100%
公共交通網	コミュニティバス利用者数	118,795人	224,000人
	交通安全教室実施回数/人数	21回/1,790人	41回/4,000人
公園・緑地	緑地面積 ※今後減少は避けられないため、減少幅及び減少ペースを抑えることに努める。	314.58ha	306.03ha
	市民一人当たりの都市公園面積	1.77㎡	1.98㎡
	緑・公園に関するボランティア登録者数	234人	254人
道路	都市計画道路整備率	16%	90%
	市道舗装修繕計画による市道修繕率	0%	100%
	橋梁長寿命化修繕計画による修繕率	0%	100%
河川・水路	開発行為等における雨水貯留・浸透施設設置率	0%	100%
上水道	有収率	95%	96.31%
	管路耐震化率	管路全体 46.4% 基幹管路 33.4%	管路全体 49.5% 基幹管路 64.5%
	水質検査項目の合格/水質基準適合率	100%	100%
下水道	新座市汚水管路ストックマネジメント計画(第I期)による進捗率/改築延長L=1,560m	0%	100%
	新座市雨水管理総合計画による整備率/貯留管φ1,200mm L=650m	0%	100%

基本政策4 にぎわいと環境が調和するまち【市民生活】

施策領域	項目	現状値	目標値
地域活動	町内会加入率	56.7%	60.0%
	公益活動団体数(市民公益活動補償制度登録団体数)	168団体	205団体
	市内共催日本語教室数	2教室	3教室
地域経済振興	経営相談及び起業・創業者からの相談件数	—	600件
	遊休農地面積	23,454㎡	10,000㎡
	就職セミナー等の実施回数	5回	10回
	消費生活センターにおける自主交渉率	76%	80%
環境保全	環境に関する講座・セミナーの開催回数	17回	30回
	温室効果ガスの排出量	市域618.4千t 事務事業10,348t	市域442.9千t 事務事業7,165.8t
	設置可能な市保有建築物の太陽光発電導入率	28.8%	43.6%
	公用車における電動車の導入率	5.2%	64.9%
	ごみの総排出量	46,638t	43,629t
生活環境	野火止用水におけるBOD濃度	1.5mg/ℓ	1.5mg/ℓ以下
	環境美化活動の参加団体数	10団体	13団体

基本政策5 安全・安心を実感できるまち【安全安心】

施策領域	項目	現状値	目標値
危機管理	防災訓練を実施する自主防災会数	61団体	61団体
	実施回数	34回	70回
	参加者数	1,630人	6,000人
	消防団員数	187人	235人
	自主防犯パトロールを実施する団体数	78団体	91団体

基本構想の推進のために

施策領域	項目	現状値	目標値
共創のまちづくり	公募による市民委員枠を設けている附属機関等の割合	8.0%	15.0%
	市民意識調査の回答回収率	43.8%	50.0%
人権	各種審議会・委員会への女性登用率	35.2%	40.0%
	市役所における女性役付職員の割合	37%	50%
シティプロモーション	年間転入者数	8,077人	8,300人
	観光ボランティアガイドの年間案内人数	1,055人	1,500人
	SNS公式アカウントの登録者数 (Twitter、Facebook、LINE、YouTube)	18,402人	30,000人
	新座ブランド年間販売実績額	97,550千円	120,000千円
行財政運営	男性職員の育児休業取得率	13.68%	30%
	財政調整基金の残高(通年)	39.4億円	35億円以上
	市税収納率	97.8%	98.7%
	経常収支比率	96.1%	95%未満

基本政策及び施策領域とSDGsの関係性

基本政策 (章)	施策領域 (節)	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジンダースペルティを	6 安全な水とトイレを世界中に
1 福祉健康	1 子育て支援	●		●	●		
	2 高齢者福祉	●		●			
	3 障がい者福祉			●	●		
	4 生活困窮者支援	●	●	●	●		
	5 健康づくり・保健衛生			●			
	6 国民健康保険・国民年金			●			
	7 地域福祉	●		●			
2 教育文化	1 就学前教育				●		
	2 学校教育	●		●	●	●	
	3 青少年健全育成			●	●		
	4 生涯学習				●		
	5 文化芸術				●		
	6 スポーツ・レクリエーション			●	●		
3 都市整備	1 都市づくり						
	2 公共交通網			●			
	3 公園・緑地						
	4 道路						
	5 河川・水路						●
	6 上水道			●			●
	7 下水道						●
4 市民生活	1 地域活動						
	2 地域経済振興		●				
	3 環境保全						
	4 生活環境			●			●
5 安全安心	1 危機管理						
6 基本構想の推進のために	1 共創のまちづくり						
	2 人権				●	●	
	3 シティプロモーション						
	4 行財政運営						

資料編

SDGsの17の目標 (ゴール)



貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食糧の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



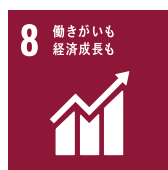
すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



エネルギーをみんなに そしてクリーンに

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



働きがいも 経済成長も

すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



産業と技術革新の 基盤をつくろう

レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る



気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



陸の豊かさを守ろう

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



安全な水とトイレを世界中に

すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の不平等を是正する



住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



つくる責任 つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する



平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

関連計画推進期間一覧

章	計 画 名	推進期間
1 福祉健康	第2次新座市子ども・子育て支援事業計画	令和 2 年度～令和 6 年度
	新座市高齢者福祉計画・ 新座市介護保険事業計画【第8期計画】	令和 3 年度～令和 5 年度
	第5次新座市障がい者基本計画	平成30年度～令和 5 年度
	第6期新座市障がい福祉計画・ 第2期新座市障がい児福祉計画	令和 3 年度～令和 5 年度
	第2次いきいき新座21プラン (第2次新座市健康づくり行動計画・ 新座市食育推進計画・新座市歯科口腔保健推進計画)	平成27年度～令和 6 年度
	新座市いのち支える自殺対策計画	令和 元 年度～令和 5 年度
	新座市国民健康保険データヘルス計画第2期計画・ 特定健康診査等実施計画第3期計画	平成30年度～令和 5 年度
	第4次新座市地域福祉計画・ 新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画	令和 5 年度～令和 9 年度
2 教育文化	新座市教育大綱	令和 5 年度～令和 9 年度
	第2次新座市子ども・子育て支援事業計画	令和 2 年度～令和 6 年度
	新座市学校施設長寿命化計画	令和 3 年度～令和27年度
	新座市学校教育情報化推進計画	令和 5 年度～令和 9 年度
	第4次新座市子ども読書活動推進計画	令和 5 年度～令和 9 年度
	第4次新座市生涯学習推進計画	令和 5 年度～令和14年度
	埼玉県指定史跡野火止用水保存活用計画	令和 5 年度～令和14年度
3 都市整備	新座市都市計画マスタープラン	令和 5 年度～令和24年度
	新座市景観づくりビジョン	— (推進期間なし)
	新座市景観計画	— (推進期間なし)
	第2期新座市空家等対策計画	令和 4 年度～令和 8 年度
	新座市地域公共交通システム計画	— (推進期間なし)
	新座市みどりの基本計画	令和 5 年度～令和24年度
	新座市道路整備基本計画	令和 5 年度～令和14年度
	新座市道舗装修繕計画	令和 5 年度～令和 9 年度
	新座市橋梁長寿命化修繕計画	令和 5 年度～令和 9 年度
	新座市水道事業経営戦略	令和 元 年度～令和10年度

章	計 画 名	推 進 期 間
3 都市整備	新座市水道事業アセットマネジメント	令和 2 年度～令和41年度
	新座市上水道第7次施設整備事業計画	令和 3 年度～令和 7 年度
	新座市污水管路ストックマネジメント計画	令和 3 年度～令和22年度
	新座市生活排水処理基本計画	平成28年度～令和 7 年度
	新座市公共下水道事業経営戦略	令和 5 年度～令和14年度
	新座市公共下水道雨天時浸入水対策計画	令和 4 年度～令和23年度
	新座市雨水管理総合計画	— (推進期間なし)
4 市民生活	第3次新座市環境基本計画	令和 5 年度～令和14年度
	第4次新座市地球温暖化対策実行計画	令和 5 年度～令和12年度
	第3次新座市一般廃棄物処理基本計画	令和 5 年度～令和14年度
5 安全安心	新座市地域防災計画	— (推進期間なし)
	新座市国土強靱化地域計画	— (推進期間なし)
	新座市建築物耐震改修促進計画	令和 3 年度～令和 7 年度
	新座市業務継続計画 (地震編)	— (推進期間なし)
	新座市業務継続計画 (新型インフルエンザ等対策編)	— (推進期間なし)
	国民保護に関する新座市計画	— (推進期間なし)
	新座市受援計画	— (推進期間なし)
6 基本構想の 推進のために	新座市防犯推進計画	令和 3 年度～令和 7 年度
	第4次にいざ男女共同参画プラン	令和 5 年度～令和 9 年度
	新座市人権・同和行政実施計画	令和 5 年度～令和 9 年度
	第3次新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画	令和 5 年度～令和 9 年度
	第2次新座市シティプロモーション方針	令和 5 年度～令和 9 年度
	新座市財政健全化方針	— (推進期間なし)
	第2期新座市地方創生総合戦略	令和 5 年度～令和 9 年度
	新座市人口ビジョン	平成27年度～令和42年度
	新座市公共施設等総合管理計画	平成28年度～令和27年度
	新座市公共施設個別施設計画	令和 3 年度～令和27年度
	新座市人材育成基本方針 (第2版)	令和 元 年度～令和 5 年度
	新座市職員定員管理計画	令和 5 年度～令和 9 年度
	第4次新座市特定事業主行動計画	令和 2 年度～令和 6 年度
新座市デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画	令和4年9月～令和 7 年度	

策定経過

【平成30年度(2018年度)】

月 日	経 過
6月16日	・第14回新座市民意識調査の実施(調査期間:7月16日まで) 調査対象:6,000人 回 収 数:2,626票(回収率:43.8%)
8月29日	・策定に係る基本方針の決定(市長決裁)
10月 8日	・小中学生アンケートの実施(調査期間:11月30日まで) 調査対象:市内全市立小学校及び中学校 小学校:5,6年生各1クラス(ただし、4クラス以上ある学年は、2クラス) 中学校:1~3年生各1クラス 回 収 数:1,835人(小学生1,232人、中学生603人)
11月29日	・新座市総合計画策定条例(案)について、パブリック・コメントの実施 (意見募集期間:12月28日まで) 提出意見なし
2月19日	・平成31年第1回市議会定例会 新座市総合計画策定条例を提案
3月20日	・平成31年第1回市議会定例会 新座市総合計画策定条例の議決

【平成31年度/令和元年度(2019年度)】

月 日	経 過
4月11日	・庁内検討組織を新座市政策推進本部決定
4月15日	・庁内検討組織(行政課題研究グループ)を設置、委員任命 行政課題研究グループ15名(若手職員)
4月16日	・庁内検討組織(策定検討部会)を設置、委員任命 策定検討部会12名(関連部署管理職員)
4月22日~ 6月7日	・行政課題研究グループによる研究 第1グループ (4/23、5/9、5/16、5/22、5/30、6/6) 第2グループ (4/22、5/9、5/16、5/24、5/31、6/4、6/7) 第3グループ (4/23、5/10、5/17、5/24、5/30、6/5)
6月11日	・行政課題研究グループによる研究結果の報告
6月11日~ 10月18日	・策定検討部会による検討(基本構想庁内素案について)5回 (6/11、9/2、9/10、9/17、10/18)
7月 1日	・新座市総合計画審議会公募委員募集(委員募集期間:7月31日まで)

8月5日	・新座市総合計画審議会学識経験者・公共的団体等の代表者委員決定
8月30日	・新座市総合計画審議会公募委員決定(募集人数5名、応募人数6名、委嘱人数5名)
10月7日	・庁内意見募集(基本構想庁内素案について)
10月8日	・新座市総合計画審議会市内大学生委員決定
10月25日	・基本構想庁内素案を新座市政策推進本部決定
10月31日	・新座市総合計画審議会への諮問 委員委嘱:学識経験者、公共的団体等の代表者、市民 ・新座市総合計画審議会(令和元年度第1回)による審議
11月1日	・第5次新座市総合計画特別委員会に報告 ・第5次新座市総合計画基本構想(案)について、パブリック・コメントの実施 (意見募集期間:11月30日まで) 提出意見数:18件(5人)
11月26日	・新座市総合計画審議会(令和元年度第2回)による審議
12月28日	・新座市総合計画審議会(令和元年度第3回)による審議
1月31日	・新座市総合計画審議会(令和元年度第4回)による審議
3月23日～ 同月31日	・新座市総合計画審議会(令和元年度第5回)による審議

【令和2年度(2020年度)】

月 日	経 過
10月1日	・「財政非常事態宣言」の発出を新座市庁議決定
10月23日	・第5次新座市総合計画の策定2年先送りについて新座市政策推進本部決定
2月9日	・「市政運営の基本方針」を新座市庁議決定

【令和3年度(2021年度)】

月 日	経 過
11月11日	・庁内意見募集(基本構想庁内素案について)
12月24日	・基本構想を新座市政策推進本部決定
1月14日	・第5次新座市総合計画特別委員会に報告
1月24日	・新座市総合計画審議会(令和3年度第1回)による審議
2月1日	・第5次新座市総合計画基本構想(案)について、パブリック・コメントの実施 (意見募集期間:3月2日まで) 提出意見数:45件(9人)
2月9日	・「財政非常事態宣言」の解除を新座市庁議決定
2月17日	・新座市総合計画審議会(令和3年度第2回)による審議
3月25日	・新座市総合計画審議会(令和3年度第3回)による審議

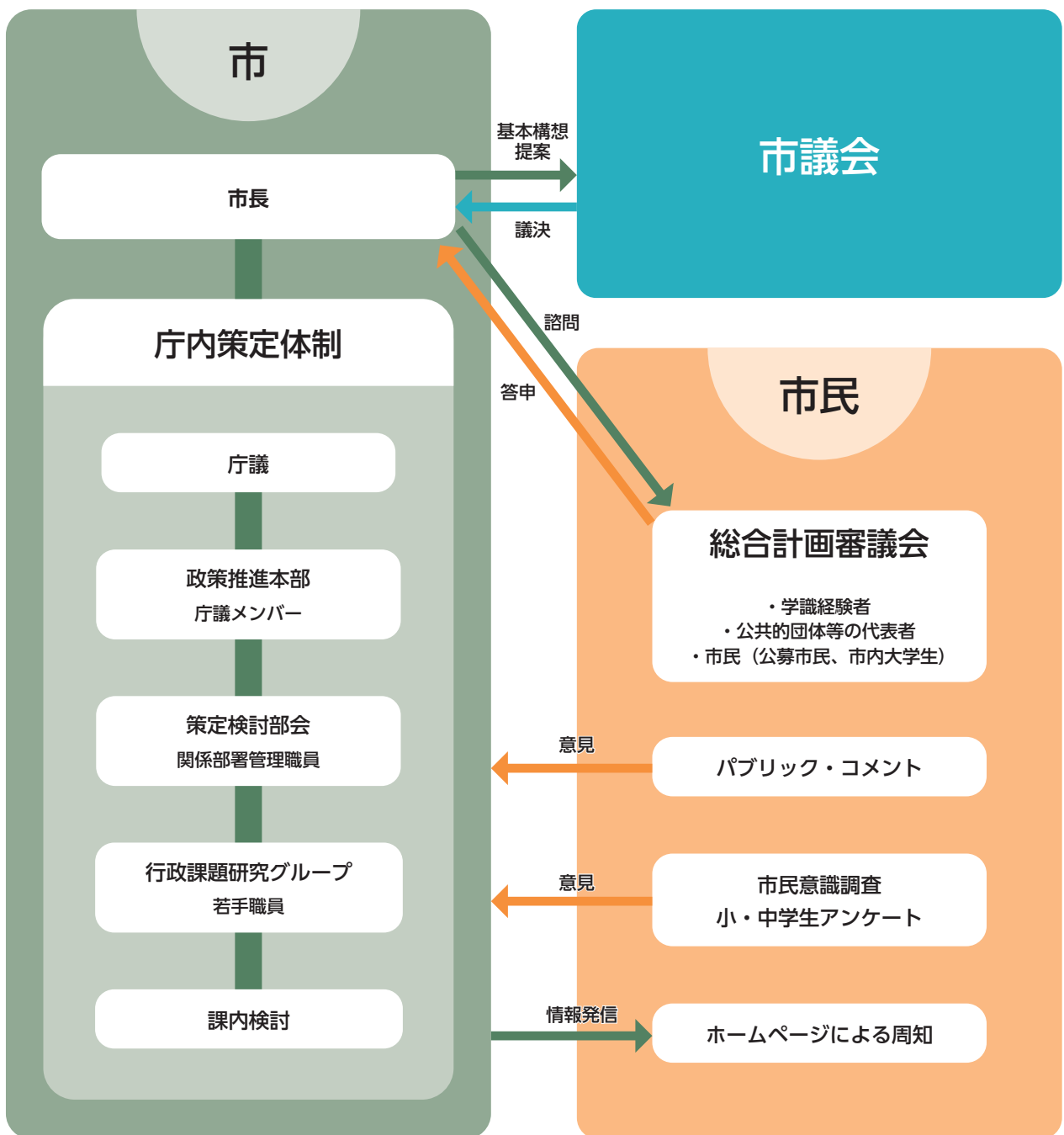
資料編

策定経過

【令和4年度(2022年度)】

月 日	経 過
4月 1 日	・「財政非常事態宣言」の解除
4月22日	・新座市総合計画審議会(令和4年度第1回)による審議
5月13日	・第5次新座市総合計画特別委員会に報告
5月19日	・新座市総合計画審議会(令和4年度第2回)による審議
6月 1 日	・庁内意見募集(基本計画庁内素案について)
6月23日	・新座市総合計画審議会(令和4年度第3回)による審議
6月30日	・新座市総合計画審議会から市長への答申
7月 8 日	・基本構想・基本計画素案を新座市政策推進本部決定
7月19日	・第5次新座市総合計画特別委員会に報告
7月19日~ 10月6日	・第5次新座市総合計画特別委員会各分科会による審議 総務分科会(7/19、7/27、7/28、8/4、10/6) 文教生活分科会(7/19、7/20、7/28、8/18) 厚生分科会(7/19、7/21、7/27、8/3、8/16、9/28) 建設分科会(7/19、7/21、7/25、8/4)
10月13日	・庁内意見募集(基本構想・基本計画素案について)
11月11日	・基本構想・基本計画素案を新座市政策推進本部決定
11月17日	・第5次新座市総合計画特別委員会による要望書の提出
11月29日	・令和4年第4回新座市議会定例会 第5次新座市総合計画基本構想を提案
12月 5 日	・新座市議会総務常任委員会による審議
12月16日	・令和4年第4回新座市議会定例会 第5次新座市総合計画基本構想の議決
12月19日	・基本計画素案を新座市政策推進本部決定
12月27日	・第5次新座市総合計画前期基本計画(案)について、パブリック・コメントの実施 (意見募集期間:1月26日まで) 提出意見数:18件(2人・2団体)
2月20日	・新座市議会全員協議会に報告
3月 7 日	・第5次新座市総合計画前期基本計画を新座市庁議決定

策定体制



新座市総合計画策定条例

(平成31年新座市条例第1号)

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の策定に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市のまちづくりの指針となるもので、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市が目指すべき将来都市像及びこれを実現するための政策を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策を体系的に示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画を実現するための事業を具体的に示す計画をいう。

(総合計画の策定)

第3条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の最上位の計画として総合計画を策定するものとする。

(審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、第9条に規定する新座市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(策定後の措置)

第7条 市長は、総合計画を計画的に実施するために必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、総合計画の実施状況を公表するものとする。

(総合計画との整合)

第8条 市は、個別の行政分野に関する計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画審議会の設置)

第9条 市長の諮問に応じ、基本構想の策定又は変更に関し必要な事項を調査審議するため、新座市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第10条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 市民

(任期)

第11条 審議会の委員の任期は、第9条に規定する市長の諮問に係る調査審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第12条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(新座市基本構想総合振興計画審議会条例の廃止)

2 新座市基本構想総合振興計画審議会条例(平成21年新座市条例第1号)は、廃止する。

新座市総合計画審議会委員名簿

所属	氏名	備考
十文字学園女子大学 教育人文学部児童教育学科教授	星野 敦子	会長
立教大学 コミュニティ福祉学部コミュニティ政策学科教授	原田 晃樹	副会長
跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部コミュニティデザイン学科教授	坪原 紳二	
東洋大学名誉教授	藤井 敏信	～令和4年 5月12日
明成法務司法書士法人代表	高橋 遼太	
村上法律事務所	村上 俊之	
新座市町内会連合会元会長	赤川 治男	
新座市商工会専務理事	山野辺 範一	
社会福祉法人新座市障害者を守る会理事長	石井 英子	
新座市社会福祉協議会事務局長	高野 光雄	
新座市P T A・保護者会連合会元会長	刈田 友枝	
新座市文化協会副会長	伊藤 まり子	
(公募による市民)	納谷 眞	
	内藤 幸代	
	津川 清美	
	鈴木 芳宗	～令和2年 2月25日
	肥田 菜美子	～令和3年12月22日
(立教大学学生)	香川 弘樹	～令和3年 3月31日
	鎌田 万葉	令和4年 1月24日～
(十文字学園女子大学学生)	会田 晶子	～令和3年 3月31日
	杉山 堇	令和4年 1月24日～
(跡見学園女子大学学生)	前田 穂奈実	～令和3年 3月31日
	森 倅奈	令和4年 1月24日～

新座市総合計画審議会への諮問及び答申

新政発第127号
令和元年10月31日

新座市総合計画審議会
会長 星野 敦子 様

新座市長 並 木 傑

第5次新座市総合計画基本構想について(諮問)

本市では、平成22年度に策定した第4次新座市基本構想総合振興計画に基づき、市政推進に努めてまいりましたが、この計画が令和2年度で目標年次を迎えます。

そのため、新座市総合計画策定条例第4条の規定に基づき、新たに令和12年度を目標とし、本市が目指すまちづくりの方針を示す第5次新座市総合計画基本構想を策定するに当たり、貴審議会の意見を求めます。

令和4年6月30日

新座市長 並 木 傑 様

新座市総合計画審議会
会長 星野 敦子

第5次新座市総合計画基本構想について(答申)

令和元年10月31日付け新政発第127号で諮問のありました「第5次新座市総合計画基本構想(素案)」について、本審議会は、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

第5次新座市総合計画基本構想について

私たち新座市総合計画審議会委員は、令和元年10月に新座市長から、市が目指すまちづくりの指針となる第5次新座市総合計画基本構想について意見を頂きたいとの諮問を受けました。

理想のまちについて私たちは審議を進めておりましたが、途中発生した新型コロナウイルス感染症は人々の日常や価値観を大きく変え、改めて理想の姿を考え直す必要が生じることとなり、正に時代の転換点にある中での審議となりました。

このような状況にあっても、私たちはそれぞれの立場から慎重に審議を重ね、別冊のとおりまとめました。

また、審議に当たってお示しいただいた基本計画の検討資料を踏まえ、基本計画策定に当たっての附帯意見を付すとともに、新座市の将来に向けた私たちの希望を次に示させていただきます、答申といたします。

- 地球温暖化等の環境問題、人口減少・少子高齢化の進行、災害等の危機管理への関心の高まり、デジタル化の加速など、市を取り巻く社会状況は目まぐるしく変わり、加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、人々の生活様式や価値観は大きく変化しています。こうした状況下にあっても、時代のニーズを的確に捉えながら、新座市が持続可能なまちとして、更なる発展をしていくことを期待します。
- 新座市は、首都近郊に在りながら、自然環境に恵まれており、これがまちの魅力の一つとなっています。こうした魅力を強みと捉え、最大限いかしていくことで、他の自治体にはない新座市の独自性（オリジナリティ）を発揮していくことを期待します。
- 新座市が将来にわたって持続可能なまちとなるためには、新座市が抱える課題の解決に向けて、行政だけでなく、市民・各種団体・民間企業などの多様な主体の力を結集させ、まちづくりを進めていく必要があります。こうした取組を進めることは、まちを活性化させるばかりでなく、市の厳しい財政状況の解決を図る上でも効果的であると考えます。基本構想にある「共創のまちづくり」には、多様な主体と共に新座市の価値や魅力を創り上げていこうとする市の強い姿勢が感じられます。この姿勢を具体的な取組として実践していくことを期待します。
- 計画が円滑に推進されるためには、市民と計画を共有し、市民の理解・協力を得ることが不可欠です。市政情報の発信に当たっては、あらゆる機会や多様な媒体を通じて、情報が広く周知されるよう努めていくことを期待します。
- SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という理念は、市政運営にも共通するものです。市民一人一人が互いの多様性を認め合うとともに、デジタル化が進む中でのICT分野における高齢者へのサポートや、障がいのある方への地域ぐるみの支援など、地域共生社会の実現を目指した包括的な行政システムへの転換を円滑に図っていくことを期待します。

新座市においては、本審議会における様々な議論や意見を踏まえ、第5次新座市総合計画を策定し、将来都市像である「未来もずっと暮らしに『プラス』が生まれる 豊かなまち 新座」の実現に向けた取組を進めていかれるよう願っています。

新座市総合計画審議会
委員一同

新座市議会への提案及び議決

議案第103号

第5次新座市総合計画基本構想の策定について

第5次新座市総合計画基本構想を、別紙のとおり策定するものとする。

令和4年11月29日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

第5次新座市総合計画基本構想を策定したいので、新座市総合計画策定条例第5条の規定により、この案を提出するものである。

新議発第649号
令和4年12月16日

新座市長 並 木 傑 様

新座市議会議長 白井 忠雄

議案等議決書の送付について
令和4年第4回新座市議会定例会(12月16日)において議決した下記議案等を、別紙のとおり送付します。

記

議案第103号 第5次新座市総合計画基本構想の策定について 原案可決

用語解説

第1編

第1章 第2節 策定の視点

SDGs Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略で、平成27年(2015年)9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された国際目標をいう。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12年(2030年)までに実現すべき貧困やエネルギー、成長、雇用、気候変動など17の目標(ゴール)と、これをより具体化した169の達成基準(ターゲット)で構成されている。

[▶策定の視点 に戻る](#)

第2章 第1節 新座市を取り巻く社会状況

ステークホルダー	利害関係者をいう。
デジタル庁	令和3年(2021年)9月1日に設置された、国全体のデジタル化を主導するための行政機関をいう。
AI(人工知能)	Artificial Intelligenceの略で、人工知能と訳される。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術をいう。
DX (デジタル・トランスフォーメーション)	デジタル技術を活用することで、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることをいう。
IoT(モノのインターネット)	Internet of Thingsの略で、一般的に「モノ(物)のインターネット」と訳される。身の回りの様々な「モノ」がインターネットに接続され、相互通信し、遠隔からでも認識や計測、制御などが可能となる仕組みをいう。
SDGs	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略で、平成27年(2015年)9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された国際目標をいう。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12年(2030年)までに実現すべき貧困やエネルギー、成長、雇用、気候変動など17の目標(ゴール)と、これをより具体化した169の達成基準(ターゲット)で構成されている。
Society 5.0	平成28年(2016年)に日本政府により閣議決定された科学技術政策の基本指針「第5期科学技術基本計画」で用いられた言葉で、狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、日本が目指すべき未来の社会をいう。

[▶新座市を取り巻く社会状況 に戻る](#)

第4節 新座市の財政状況

財政調整基金	自治体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金をいう。
扶助費	生活保護法、児童福祉法などの各種法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給や市が単独で行う各種扶助のための経費をいう。

[▶新座市の財政状況 に戻る](#)

第6節 まちづくりの基本的な課題

合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が産む子どもの数の平均値をいう。
シティプロモーション	本市にある歴史的文化資産や自然、農産物、祭りなど、多くの魅力を誰に、どのように届けるのかを明確にするとともに、効果的に発信することで、市の知名度向上やイメージアップを図り、定住人口や転入数の増加を目指すものをいう。
土地区画整理事業	都市計画区域において、道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用増進を図る事業をいう。
DX (デジタル・トランスフォーメーション)	デジタル技術を活用することで、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることをいう。
ICT	Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術と訳される。通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどを含む。
SDGs	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略で、平成27年(2015年)9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された国際目標をいう。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12年(2030年)までに実現すべき貧困やエネルギー、成長、雇用、気候変動など17の目標(ゴール)と、これをより具体化した169の達成基準(ターゲット)で構成されている。
Society 5.0	平成28年(2016年)に日本政府により閣議決定された科学技術政策の基本指針「第5期科学技術基本計画」で用いられた言葉で、狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、日本が目指すべき未来の社会をいう。

[▶まちづくりの基本的な課題 に戻る](#)

資料編

第2編

第1章 基本方向

自助・互助・共助・公助

自助とは住民自治の基本であり、第一義的には自分(家族を含めて)できることは自分で行うこと、互助とはコミュニティによる相互の支え合いのこと、共助とは保険・年金・介護など社会保障制度による助け合いのこと、公助とは行政による支援のことをいう。

[▶基本方向 に戻る](#)

第3章 基本政策① 福祉健康

地域共生社会

「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会をいう。

バリアフリー

高齢者や障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという考え方で、元々は建築用語として、道路や建築物の入口の段差などを除去することを意味していたが、現在では、物理的な障壁以外に、社会的、制度的、心理的なバリアの除去という意味でも用いられている。

[▶福祉健康 に戻る](#)

基本政策③ 都市整備

都市高速鉄道12号線

練馬区光が丘から都庁前を経由し、六本木、両国などを通して再び都庁前に至る都営地下鉄大江戸線のこと。地下鉄12号線の延伸(光が丘~大泉学園町~東所沢)について、平成28年(2016年)4月20日の交通政策審議会の答申では、「東京圏の都市鉄道が目指すべき姿」を実現する上で意義のあるプロジェクトの一つとして位置付けられている。

土地区画整理事業

都市計画区域において、道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用増進を図る事業をいう。

バリアフリー

高齢者や障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという考え方で、元々は建築用語として、道路や建築物の入口の段差などを除去することを意味していたが、現在では、物理的な障壁以外に、社会的、制度的、心理的なバリアの除去という意味でも用いられている。

ユニバーサルデザイン

環境、建物、製品などについて、年齢、性別、身体状況、言語などを超えて、誰もが暮らしやすく利用しやすくすることを前提に、始めからデザインしていこうという考え方をいう。

[▶都市整備 に戻る](#)

基本政策④ 市民生活

カーボンニュートラル	CO ₂ (二酸化炭素) を始めとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることをいう。
再生可能エネルギー	太陽・地球物理学的・生物学的な源に由来し、一度利用しても比較的短期間に再生が可能なエネルギーの総称をいう。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどを挙げられる。
循環型社会	廃棄物などの発生を抑制し、発生した廃棄物のうち有用なものを循環資源として利用し、廃棄物の適正な処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した社会をいう。

[▶市民生活 に戻る](#)

基本政策⑤ 安全安心

自助・互助・共助・公助	自助とは住民自治の基本であり、第一義的には自分(家族を含めて)できることは自分で行うこと、互助とはコミュニティによる相互の支え合いのこと、共助とは保険・年金・介護など社会保障制度による助け合いのこと、公助とは行政による支援のことをいう。
-------------	--

[▶安全安心 に戻る](#)

基本構想の推進のために

インクルーシブ社会	バリアフリー社会を必要とする人々に加え、マイノリティな存在に目を向け、多様性として包括し、互いに認め合う社会をいう。
シティプロモーション	本市にある歴史的文化資産や自然、農産物、祭りなど、多くの魅力を誰に、どのように届けるのかを明確にするとともに、効果的に発信することで、市の知名度向上やイメージアップを図り、定住人口や転入数の増加を目指すものをいう。
シビックプライド	まちへの誇りや愛着を持ち、まちのために自ら関わっていかこうとする気持ちをいう。
ICT	Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術と訳される。通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどを含む。

[▶基本構想の推進のために に戻る](#)

資料編

SDGs Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略で、平成27年(2015年)9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された国際目標をいう。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12年(2030年)までに実現すべき貧困やエネルギー、成長、雇用、気候変動など17の目標(ゴール)と、これをより具体化した169の達成基準(ターゲット)で構成されている。

▶基本構想の推進のために [に戻る](#)

第3編

第1章 基本政策① 福祉健康

第1節 子育て支援

権利擁護 疾病や障がいのため、自らの権利や介護、援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、その権利やニーズ表明を行うことをいう。

子育て支援ホームヘルパー 出産直後で親族等の家事援助を期待できない母及び多胎児を養育する者に対し、炊事、買物、清掃、洗濯等の家事その他の日常生活に必要な支援を行う者をいう。

子ども家庭総合支援拠点 児童福祉法に基づき、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、実情の把握、相談対応、情報提供、総合調整等を行う拠点をいう。

こども家庭庁 令和5年(2023年)4月1日に設置された行政機関をいう。これまで文部科学省、厚生労働省、内閣府、警察庁などが所管していた子どもを取り巻く行政事務を集約することを目的としている。

地域子育て支援拠点事業 就学前の子どもと保護者を対象とした事業で、保護者同士の情報交換や仲間づくりの場として利用され、子育てに関する相談や情報の提供なども行う。

ファミリー・サポート・センター 子育ての援助をしてほしい利用会員と子育ての手助けをする協力を会員を募り、利用会員の依頼内容や要望に合う協力を会員を紹介する有償ボランティア活動の会員組織をいう。

放課後居場所づくり事業(ココフレンド) 小学校施設(教室や校庭など)を活用し、地域の方々の協力を得ながら、子どもたちが安全・安心に集える居場所をつくることを目的とする事業をいう。

▶子育て支援 [に戻る](#)

第2節 高齢者福祉

権利擁護 疾病や障がいのため、自らの権利や介護、援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、その権利やニーズ表明を行うことをいう。

人生100年時代 平均寿命の伸びにより、100歳まで生きるのが当たり前になる時代が来るという考え方をいう。

成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の十分でない人が契約などを締結する場合に、不利益にならないよう家庭裁判所から選ばれた成年後見人などが、本人の不十分な判断能力を補い、保護・支援する制度をいう。
地域包括ケアシステム	保健サービス、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組みをいう。
地域包括支援センター	高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のための支援として、介護予防のマネジメント、総合的な相談・支援、権利擁護などの機能を担う地域の中核機関をいう。
日常生活自立支援事業	認知症や知的障がい等で判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理・重要書類等の預かり・保管などの支援を行い、権利擁護を図る事業をいう。

[▶高齢者福祉 に戻る](#)

第3節 障がい者福祉

基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援(身体障がい、知的障がい、精神障がい)、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組及び権利擁護・虐待防止を総合的に行う施設をいう。
権利擁護	疾病や障がいのため、自らの権利や介護、援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、その権利やニーズ表明を行うことをいう。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の十分でない人が契約などを締結する場合に、不利益にならないよう家庭裁判所から選ばれた成年後見人などが、本人の不十分な判断能力を補い、保護・支援する制度をいう。
ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル(当たり前)であるとする考え方をいう。
バリアフリー	高齢者や障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという考え方で、元々は建築用語として、道路や建築物の入口の段差などを除去することを意味していたが、現在では、物理的な障壁以外に、社会的、制度的、心理的なバリアの除去という意味でも用いられている。

[▶障がい者福祉 に戻る](#)

資料編

第7節 地域福祉

自助・互助・共助・公助

自助とは住民自治の基本であり、第一義的には自分(家族を含めて)できることは自分で行うこと、互助とはコミュニティによる相互の支え合いのこと、共助とは保険・年金・介護など社会保障制度による助け合いのこと、公助とは行政による支援のことをいう。

地域共生社会

「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会をいう。

[▶ 地域福祉 に戻る](#)

第2章 基本政策② 教育文化

第2節 学校教育

学校応援団

地域の教育力の向上を図るため、文部科学省が平成20年度(2008年度)から実施している学校支援地域本部事業であり、学校での教育活動を支援する保護者や地域の方によるボランティアの活動組織をいう。

学校評価制度

学校において、教育目標を明確にし、教育活動の状況等を組織的に評価して、その結果を反映させながら教育活動を改善していくという一連の仕組みをいう。

バリアフリー

高齢者や障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという考え方で、元々は建築用語として、道路や建築物の入口の段差などを除去することを意味していたが、現在では、物理的な障壁以外に、社会的、制度的、心理的なバリアの除去という意味でも用いられている。

非認知能力

意欲、協調性、忍耐力、計画性、自制心、創造性、コミュニケーション能力といった、測定できない個人の特性による能力をいう。学力(認知能力)と対照して用いられる。

プログラミング教育

児童・生徒がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動をいう。

GIGAスクール構想

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することをいう。

ICT

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術と訳される。通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどを含む。

Society 5.0

平成28年(2016年)に日本政府により閣議決定された科学技術政策の基本指針「第5期科学技術基本計画」で用いられた言葉で、狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、日本が目指すべき未来の社会をいう。

[▶学校教育 に戻る](#)

第3節 青少年健全育成

新座っ子ばわーあっぷくらぶ

平成14年度(2002年度)から導入されている完全学校週5日制に伴い、子どもたちの週末の過ごし方の一つとして、各小学校等に様々な「くらぶ」を開設している。

放課後居場所づくり事業 (ココフレンド)

小学校施設(教室や校庭など)を活用し、地域の方々の協力を得ながら、子どもたちが安全・安心に集える居場所をつくることを目的とする事業をいう。

ICT

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術と訳される。通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどを含む。

[▶青少年健全育成 に戻る](#)

第4節 生涯学習

人生100年時代

平均寿命の伸びにより、100歳まで生きるのが当たり前になる時代が来るという考え方をいう。

プラスカレッジ

市民の生涯学習の場として、市内3大学(跡見学園女子大学、十文字学園女子大学、立教大学)と連携し、平成12年度(2000年度)から「新座市民総合大学」として運営していた。令和2年度(2020年度)に開校20周年を迎えたことから、「自分を高め、地域を高める」学習の場を更に推進し、自分も地域もプラスになるような学び舎となることを目指し、「にいざプラスカレッジ」と改称した。

リカレント教育

学校教育から一旦離れて社会に出た後も、必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すことをいう。

レファレンス機能

学習、調査などのため情報を求める市民に対して、図書館の資料と機能を活用し、必要としている資料の紹介や提供を行う援助のことをいう。

AI(人工知能)

Artificial Intelligenceの略で、人工知能と訳される。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術をいう。

[▶生涯学習 に戻る](#)

資料編

ICT Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術と訳される。通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどを含む。

Society 5.0 平成28年(2016年)に日本政府により閣議決定された科学技術政策の基本指針「第5期科学技術基本計画」で用いられた言葉で、狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、日本が目指すべき未来の社会をいう。

[▶生涯学習 に戻る](#)

第3章 基本政策③ 都市整備

第1節 都市づくり

市街化調整区域 都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域をいう。宅地造成などの開発は原則として制限される。

スマートインターチェンジ 高速道路の本線上、サービスエリア (SA)、パーキングエリア (PA) などに設置されるETC専用のインターチェンジをいう。

都市高速鉄道12号線 練馬区光が丘から都庁前を経由し、六本木、両国などを通して再び都庁前に至る都営地下鉄大江戸線のこと。地下鉄12号線の延伸(光が丘~大泉学園町~東所沢)について、平成28年(2016年)4月20日の交通政策審議会の答申では、「東京圏の都市鉄道が目指すべき姿」を実現する上で意義のあるプロジェクトの一つとして位置付けられている。

土地区画整理事業 都市計画区域において、道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用増進を図る事業をいう。

バリアフリー 高齢者や障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁 (バリア) となるものを除去 (フリー) するという考え方で、元々は建築用語として、道路や建築物の入口の段差などを除去することを意味していたが、現在では、物理的な障壁以外に、社会的、制度的、心理的なバリアの除去という意味でも用いられている。

ユニバーサルデザイン 環境、建物、製品などについて、年齢、性別、身体状況、言語などを超えて、誰もが暮らしやすく利用しやすくすることを前提に、始めからデザインしていこうという考え方をいう。

[▶都市づくり に戻る](#)

第2節 公共交通網

都市高速鉄道12号線

練馬区光が丘から都庁前を經由し、六本木、両国などを通して再び都庁前に至る都営地下鉄大江戸線のこと。地下鉄12号線の延伸(光が丘~大泉学園町~東所沢)について、平成28年(2016年)4月20日の交通政策審議会の答申では、「東京圏の都市鉄道が目指すべき姿」を実現する上で意義のあるプロジェクトの一つとして位置付けられている。

バリアフリー

高齢者や障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという考え方で、元々は建築用語として、道路や建築物の入口の段差などを除去することを意味していたが、現在では、物理的な障壁以外に、社会的、制度的、心理的なバリアの除去という意味でも用いられている。

[▶公共交通網 に戻る](#)

第3節 公園・緑地

街区公園

都市計画法に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的とする公園をいう。1か所当たり0.25haを標準として設置する。

近郊緑地特別保全地区

首都圏近郊緑地保全法に基づき、近郊緑地保全区域内で特に良好な自然環境を有する大規模な樹林地を永続的に保全する制度で、都道府県が指定する。なお、近郊緑地保全区域については、首都圏規模で主要な緑地帯を国が指定する。

公募管理設置制度 (Park-PFI)

平成29年(2017年)の都市公園法の改正により新たに設けられた、都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法をいう。飲食店、売店など公園利用者向けのサービス施設の設置と、そこから生じる収益を活用して、周辺の園路や広場など公園施設の整備・改修などを一体的に行う者を公募により選定する。

特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、都市の中のまとまりのある緑地を永続的に保全し、緑豊かなまちの環境を維持する制度をいう。都市計画法における地域地区として、市町村(10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県)が計画決定を行う。

土地区画整理事業

都市計画区域において、道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用増進を図る事業をいう。

バリアフリー

高齢者や障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという考え方で、元々は建築用語として、道路や建築物の入口の段差などを除去することを意味していたが、現在では、物理的な障壁以外に、社会的、制度的、心理的なバリアの除去という意味でも用いられている。

[▶公園・緑地 に戻る](#)

資料編

ユニバーサルデザイン 環境、建物、製品などについて、年齢、性別、身体状況、言語などを超えて、誰もが暮らしやすく利用しやすくすることを前提に、始めからデザインしていこうという考え方をいう。

緑化基準 公共施設の整備に適用する事業区域内における緑化面積の割合や植栽の基準をいう。

緑地協定制度 都市緑地法に基づく制度で、土地所有者等の合意により、市町村の認可を受けて締結される緑地保全や緑化促進のための協定をいう。

[▶公園・緑地 に戻る](#)

第4節 道路

スマートインターチェンジ 高速道路の本線上、サービスエリア (SA)、パーキングエリア (PA) などに設置されるETC専用のインターチェンジをいう。

[▶道路 に戻る](#)

第6節 上水道

有収率 浄水場から配水された水量 (配水量) のうち、家庭や事務所、工場など、水の需要者に供給され、料金収納の対象となった水量 (有収水量) の割合をいう。

[▶上水道 に戻る](#)

第4章 基本政策④ 市民生活

第1節 地域活動

多文化共生 国籍や民俗などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。

[▶地域活動 に戻る](#)

第2節 地域経済振興

生産緑地 都市計画法及び生産緑地法に基づく地域地区の一つで、市街化区域内にある農地を対象に、環境保全や災害防止に役立て、良好な都市環境を形成するため、計画的な保全を目的に定めるもの。税制上の優遇措置がある。

地産地消 地域で生産された農林水産物を、その地域で消費することをいう。

土地区画整理事業 都市計画区域において、道路、公園などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用増進を図る事業をいう。

DX デジタル技術を活用することで、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化(デジタル・トランスフォーメーション) させることをいう。

ICT Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術と訳される。通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどを含む。

[▶地域経済振興](#) [に戻る](#)

第3節 環境保全

カーボンニュートラル CO₂(二酸化炭素)を始めとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることをいう。

再生可能エネルギー 太陽・地球物理学的・生物学的な源に由来し、一度利用しても比較的短期間に再生が可能なエネルギーの総称をいう。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどを挙げられる。

志木地区衛生組合 朝霞地区一部事務組合と同様の一部事務組合で、志木市、新座市、富士見市により構成され、ごみ処理を共同で行っている。

循環型社会 廃棄物などの発生を抑制し、発生した廃棄物のうち有用なものを循環資源として利用し、廃棄物の適正な処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した社会をいう。

ゼロカーボンシティ 環境省では「2050年にCO₂(二酸化炭素)を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」をゼロカーボンシティとしている。本市では、令和4年(2022年)5月20日に「新座市ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。

4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル) 必要ないものは断ろう(Refuse:リフューズ)、ごみの量を減らそう(Reduce:リデュース)、繰り返し使おう(Reuse:リユース)、資源としていかそう(Recycle:リサイクル)の四つの英語の頭文字を取ったもので、資源を大切に使うためのポイントとなる行動をいう。

[▶環境保全](#) [に戻る](#)

第4節 生活環境

朝霞地区一部事務組合

一部事務組合は、地方公共団体の事務の一部を他の地方公共団体と共同処理するための組合をいう。新座市は、朝霞市、志木市、和光市と朝霞地区一部事務組合を組織し、し尿の処理、障がい者支援施設の管理・運営、常備消防について共同処理している。

BOD

水の中の有機物（汚れの原因）を微生物が分解するのに使われる酸素の量で、水の汚れを示す代表的指標をいう。

[▶生活環境 に戻る](#)

第5章 基本政策⑤ 安全安心

第1節 危機管理

SNS

Social Networking Serviceの略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスをいう。Twitter、Facebook、Instagram、LINEなどが知られている。

[▶危機管理 に戻る](#)

第6章 基本構想の推進のために

第1節 共創のまちづくり

新座市自治憲章条例

市が目指す方向や、それに向かって市民・市議会・市がどのように取り組むかなどを定めた市政運営の基本となる条例をいう。

パブリック・コメント制度

市の今後の施策展開の基本方針や進むべき方向を定める計画、市民生活に大きな影響を与えるような計画等を策定する際に、事前にその趣旨や原案を公表し、広く市民の意見や情報を求める制度をいう。

SNS

Social Networking Serviceの略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスをいう。Twitter、Facebook、Instagram、LINEなどが知られている。

[▶共創のまちづくり に戻る](#)

第2節 人権

インクルーシブ社会	バリアフリー社会を必要とする人々に加え、マイノリティな存在に目を向け、多様性として包括し、互いに認め合う社会をいう。
ジェンダー	男性・女性であることに基づき定められた社会的属性や機会、女性と男性、女兒と男児の間における関係性、更に女性間、男性間における相互関係をいう。
LGBTQ	レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人)、クエスチョニング(自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない又は決めない人)など、性的マイノリティの方を表す総称の一つ。
SDGs	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略で、平成27年(2015年)9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された国際目標をいう。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12年(2030年)までに実現すべき貧困やエネルギー、成長、雇用、気候変動など17の目標(ゴール)と、これをより具体化した169の達成基準(ターゲット)で構成されている。
SNS	Social Networking Serviceの略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスをいう。Twitter、Facebook、Instagram、LINEなどが知られている。

[▶人権 に戻る](#)

第3節 シティプロモーション

シティプロモーション	本市にある歴史的文化資産や自然、農産物、祭りなど、多くの魅力を誰に、どのように届けるのかを明確にするとともに、効果的に発信することで、市の知名度向上やイメージアップを図り、定住人口や転入数の増加を目指すものをいう。
シビックプライド	まちへの誇りや愛着を持ち、まちのために自ら関わっていきこうとする気持ちをいう。
新座ブランド	本市の地域経済の活性化等に寄与する優れた商品を「新座ブランド」として認定する事業をいう。
ふるさと納税	出身地や応援したい地方自治体に寄付すると、寄付金額のうち2,000円を超える額が個人住民税と所得税から控除される制度をいう。
SNS	Social Networking Serviceの略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスをいう。Twitter、Facebook、Instagram、LINEなどが知られている。

[▶シティプロモーション に戻る](#)

資料編

第4節 行財政運営

クラウドファンディング	群衆(crowd)と資金調達(funding)を組み合わせた造語で、通常、インターネット経由で、不特定多数の人が他の人々や組織に財源の提供や協力などを行う仕組みをいう。
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費などの経常的な支出に充てられた一般財源の額が、市税、普通交付税を中心とする経常的な一般財源の総額に占める割合をいう。この数値が低いほど、弾力性のある財政運営がなされているといえる。
財政調整基金	自治体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金をいう。
ふるさと納税	出身地や応援したい地方自治体に寄付すると、寄付金額のうち2,000円を超える額が個人住民税と所得税から控除される制度をいう。
AI(人工知能)	Artificial Intelligenceの略で、人工知能と訳される。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術をいう。
DX (デジタル・トランスフォーメーション)	デジタル技術を活用することで、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることをいう。
PDCAサイクル	Plan(計画)、Do(実行)、Check(検証)、Action(改善)の頭文字を取ったもので、「計画・実行・検証・改善」を継続的に繰り返すことにより、より効率的、効果的に目標の達成を目指す仕組みをいう。
PPP・PFI	PPPは、Public Private Partnership(パブリック プライベート パートナーシップ)の略であり、民間事業者の資金やノウハウを活用して社会資本を整備し、公共サービスの充実を進めていく手法であり、PFIや指定管理者制度などが含まれる。 PFIは、Private Finance Initiative(プライベート ファイナンス イニシアティブ)の略であり、公共サービスの提供に際して公共施設等が必要な場合に、従来のように公共が直接整備せずに民間の資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供を委ねる手法をいう。
SDGs	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略で、平成27年(2015年)9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された国際目標をいう。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12年(2030年)までに実現すべき貧困やエネルギー、成長、雇用、気候変動など17の目標(ゴール)と、これをより具体化した169の達成基準(ターゲット)で構成されている。

▶行財政運営 に戻る

第5次新座市総合計画

(基本構想・前期基本計画)

発行日 令和5年(2023年)3月

発行 新座市

編集 新座市総合政策部政策課

〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

☎048-477-1782

